

滑川町告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第231回滑川町議会定例会を招集する。

令和4年2月18日

滑川町長 吉 田 昇

記

- 1 招 集 日 令和4年3月1日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

1 番	宮	島	一	夫	議員	2 番	高	坂	清	二	議員
3 番	松	本	幾	雄	議員	5 番	上	野	葉	月	議員
6 番	井	上	奈	保	子	議員	7 番	紫	藤	明	議員
9 番	北	堀	一	廣	議員	10 番	上	野	廣	議員	
11 番	菅	間	孝	夫	議員	12 番	内	田	敏	雄	議員
13 番	吉	野	正	浩	議員	14 番	阿	部	弘	明	議員
15 番	瀬	上	邦	久	議員						

不応招議員（なし）

令和4年第231回滑川町議会定例会

令和4年3月1日（火曜日）

議事日程（第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに施政方針
町長提出議案の一括上程、説明
- 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度滑川町一般会計補正予算（第6号））
- 6 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度滑川町一般会計補正予算（第7号））
- 7 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度滑川町一般会計補正予算（第8号））
- 8 議案第 4号 滑川町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 9 議案第 5号 滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 10 議案第 6号 滑川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 7号 滑川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第 8号 滑川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第 9号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第10号 滑川町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第11号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第12号 滑川町水道審議会条例の一部を改定する条例の制定について
- 17 議案第13号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第9号）の議定について
- 18 議案第14号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 19 議案第15号 令和3年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 20 議案第16号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 21 議案第17号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議定について

- 2 2 議案第 1 8 号 令和 3 年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）の議定について
- 2 3 議案第 1 9 号 令和 3 年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）の議定について
- 2 4 議案第 2 0 号 令和 3 年度滑川町水道事業会計補正予算（第 4 号）の議定について
- 2 5 議案第 2 1 号 令和 4 年度滑川町一般会計予算の議定について
- 2 6 議案第 2 2 号 令和 4 年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について
- 2 7 議案第 2 3 号 令和 4 年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について
- 2 8 議案第 2 4 号 令和 4 年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 2 9 議案第 2 5 号 令和 4 年度滑川町下水道事業特別会計予算の議定について
- 3 0 議案第 2 6 号 令和 4 年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算の議定について
- 3 1 議案第 2 7 号 令和 4 年度滑川町浄化槽事業特別会計予算の議定について
- 3 2 議案第 2 8 号 令和 4 年度滑川町水道事業会計予算の議定について
- 3 3 議案第 2 9 号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
総括質疑
- 3 4 請願第 1 号 加齢性難聴者への補聴器助成の実施に関する請願書

出席議員（13名）

1番	宮	島	一	夫	議員	2番	高	坂	清	二	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈	保子	議員	7番	紫	藤		明	議員
9番	北	堀	一	廣	議員	10番	上	野		廣	議員
11番	菅	間	孝	夫	議員	12番	内	田	敏	雄	議員
13番	吉	野	正	浩	議員	14番	阿	部	弘	明	議員
15番	瀬	上	邦	久	議員						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

副	町	長	柳	克	実						
教	育	長	馬	場	敏	男					
総	務	政	策	課	長	小	柳	博	司		
税	務	課	長	篠	崎	仁	志				
会	計	管	理	者	兼	長	木	村	俊	彦	
会	計	課	長								
町	民	保	險	課	長	岩	附	利	昭		
健	康	福	祉	課	長	木	村	晴	彦		
健	康	づ	く	り	課	長	武	井	宏	見	
環	境	課	長	関	口	正	幸				
産	業	振	興	課	長	兼	服	部	進	也	
農	業	委	員	会	事	務	局	長			
建	設	課	長	稻	村	茂	之				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	澄	川	淳
水	道	課	長	會	澤	孝	之				
代	表	監	査	委	員	新	井	佳	男		

本会議に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	島	田	昌	徳
書				記		田	島	百	華
録				音		福	島	吉	朗

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第231回滑川町議会定例会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第231回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

なお、吉田町長は、ご家族に新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者がおり、その同居家族のため、本日欠席をいただいております。柳副町長が代理となりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

6番 井上奈保子 議員

7番 紫藤 明 議員

9番 北堀一廣 議員

以上、3名の方、お願いします。

◎会期の決定

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議をいただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 北堀一廣議員登壇〕

○議会運営委員長（北堀一廣議員） 皆さん、おはようございます。9番、北堀です。議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る2月22日午前10時から開催をされました。

なお、出席者は、議長をはじめ議会運営委員5名、そして執行部からは町長、副町長、総務政策課長に出席をいただき、付議されます案件等について説明をいただき、慎重に審議をしたとこ

ろでございます。

その結果、会期は本日から3月10日までの10日間とし、そして本日は諸般の報告、行政報告並びに施政方針、町長提出議案の一括上程、説明、総括質疑、予算審査特別委員会を設置、請願の審議を行います。

2日目は、午前10時から一般質問を4名行います。3日は休会とし、午前10時から全員協議会を開催をします。4日は休会といたします。5日、6日は、休日休会といたします。7日、8日は、午前9時から予算審査特別委員会を開催をし、付託事項を審査をいたします。そして9日、10日は、午前10時から議案審議を行い、全議案審議、全日程終了次第、閉会をすることと決定をいたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月10日までの10日間をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月10日までの10日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（瀬上邦久議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日は新井佳男代表監査委員にご出席をいただいておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和3年12月、令和4年1月及び2月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してございますので、随時閲覧願います。

次に、本職宛てに提出のありました寄附報告書をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました陳情第1号「ウイグルの人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い」の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、閉会中に議長が出席いたしました会議等につきましては、報告書を配付してございますので、ご了承願います。

次に、比企広域市町村圏組合議会の報告を吉野正浩議員お願いします。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長のお許しをいただきましたので、令和4年度第1回比企広域市町村圏組合議会定例会について報告させていただきます。

令和4年2月8日午前10時から東松山市役所議場で開催され、滑川町議会として、瀬上議長と吉野が出席しました。

内容ですが、まず人事案件ですが、組合議会申合せ事項に基づきまして、副議長は小川町議会議長を指名推選の方法により選出することになっておりますので、山口勝士議員が選任されました。また、厚生常任委員会委員長に嵐山町、森一人議員が選任されました。

続きまして、お手元にも配付されておりますけども、比企広域市町村圏組合議会定例会議案を参照いただきたいと思います。

議案第1号につきましては、専決処分についてです。これは、人事院規則の一部改正が令和3年12月1日に公布され、不妊治療のための休暇が新設されたことから、当組合においても緊急に特別休暇に不妊治療のための休暇を新設する必要が生じたためのものです。

議案第2号ですが、機能別消防団員、これは特別の活動のみ参加する団員ということで、埼玉県の場合は、大規模火災や災害、昼間の火災、大規模災害時の避難所支援などを行う団員ということですが、これを東秩父消防団に導入するための条例の一部改正です。

議案第3号は、埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴う埼玉県市町村総合事務組合の規約変更でございます。

議案第4号から8号までは令和3年度の各会計の補正予算で、第9号から第13号につきましては令和4年度の各会計の当初予算です。議案第1号から第13号まで管理者側から説明を受け、審議されました。質疑、討論もなく、全て原案可決となりました。

また、一般質問はありませんでした。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

詳しくは議会事務局に資料が用意してありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、小川地区衛生組合議会の報告を菅間孝夫議員お願いします。

〔11番 菅間孝夫議員登壇〕

○11番（菅間孝夫議員） 11番、菅間孝夫です。議長の命により、小川町衛生組合の議会報告をさせていただきます。

小川地区衛生組合令和4年度第1回定例議会の報告を申し上げます。

定例議会は、去る2月21日、小川町の議場において行われ、滑川町からは、吉田町長、瀬上議長、それに私、菅間が出席いたしました。

審議議案は4件です。

議案第1号は、小川地区衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてであります。これは、小川地区衛生組合職員の特別休暇として、国の制度に準じた不妊治療に係る休暇制度を新設するためのものです。

議案第2号は、埼玉縣市町村総合事務組合の規約の変更についてです。これは、埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、「競艇組合」の名称を「ボートレース企業団」に改めるものです。

議案第1号並びに議案第2号は、全員の賛成により原案どおり可決されました。

議案第3号は、令和3年度小川地区衛生組合一般会計補正予算（第3号）です。歳入歳出の総額からそれぞれ7,997万円を減額し、予算総額をそれぞれ13億1,551万9,000円とするものです。減額理由は、工事入札額の減少や閉炉に向けて工事を削減したためです。

議案第4号は、令和4年度小川地区衛生組合一般会計予算です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億6,968万円と定めるものです。4月から民間委託となるため、昨年に比べ2億5,000万円ほど増額となっております。

議案第3号及び議案第4号は、それぞれ全員の賛成により原案どおり可決されました。

一般質問は1件ありました。内容は、小川地区衛生組合のホームページで、ごみの分別方法などを見やすく改善してほしい、あるいはアクセス数の質問です。10月22日から2月8日までホームページに400件、電話での問合せは30件寄せられているそうです。予算の範囲内でホームページを改善すると事務局から回答がありました。

詳細につきましては、議会事務局に問合せを願いたいと思います。

以上で、小川地区衛生組合令和4年度第1回定例議会の報告とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに施政方針

○議長（瀬上邦久議員） 日程第4、行政報告並びに施政方針を行います。

柳副町長より、一般行政報告並びに施政方針をお願いします。

〔副町長 柳 克実登壇〕

○副町長（柳 克実） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、3月定例会の開会に当たりまして、吉田町長から一般行政報告並びに令和4年度施政方針を預かっていますので、申し上げさせていただきます。

本日は、第231回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、年度末という何かとご多忙の中、議員各位にご出席を賜り開会できますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会は令和4年度一般会計予算の議定をはじめ、全29議案の審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり可決、決定いただきますようお願いいたします。

初めに、一般行政報告を申し上げます。

1月9日、コミュニティセンターにおいて149名の新成人を迎え、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、成人式を挙行いたしました。次代を担う若い方の姿を拝見し、大変心強く感じたところでございます。

新年賀詞交歓会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、昨年に引き続き開催を見送らせていただきました。

また、健康長寿に取り組む滑川町にとって、誠に喜ばしいことに、1月15日には水房の長島なほさんが100歳を迎えられました。町として、一世紀長寿祝金支給条例に基づきお祝いを申し上げたところでございます。

本町の新型コロナワクチン接種については、2回の接種を終えた65歳以上の高齢者、医療従事者及び施設入居者、従事者等で、昨日までの集計では2,605名の方が3回目の接種を完了いたしました。3月17日からは総合体育館での集団接種が始まります。今後も滞りないよう関係機関との連携を密にして万全の体制で臨み、一日も早く安心した暮らしが取り戻せるよう取り組んでまいります。

さて、1月9日からは、比企尼や比企能員が登場する大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放映が開始されました。大河ドラマ放送開始に併せ、森林公園駅前の観光案内板の設置や比企一族の歴史を伝える紙芝居「比企氏物語」を制作しました。また、比企市町村推進協議会の公式ロゴマークを県立滑川高等学校書道部に揮毫いただきました。これを機に滑川町をさらに多くの方に興味を持っていただけるよう今後も取り組んでまいります。

今年度も余すところ1か月を切りました。事業も最終段階を迎え、完了に向けて職員一同鋭意努力しているところでございます。心を引き締めて、職員が一丸となって住民とともに町づくりに努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、令和4年度の滑川町の行政運営とその施政方針を申し上げます。

町民皆さんの力強いご協力をいただき、5期目の最終年度を迎えることができます。この間、町政の運営に誠心誠意努め、町民皆様とのお約束を着実に実施することができました。令和4年度におきましても、町の将来を見据えた町民と共感した施策に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本年1月以降、急速に感染が拡大し、現在では、国内で新たな変異株であるステルスオミクロン株の市中感染が確認されております。1月21日には埼玉県全域にまん延防止等重点施策が適用され、県からは、県境をまたぐ不要不急の移動を極力控えるほか、飲食店に対する営業時間の短縮などの要請がなされております。職員をはじめ町民皆様には、引き続き基本的な感染防止対策を徹底していただきますようご協力をお願い申し上げます。

さて、滑川町の将来を見据え、その実現に向けた施策や事業を位置づけた第5次滑川町総合振興計画基本構想・後期基本計画が令和3年度からスタートしました。職員が一丸となり、議員各位のご協力を賜りまして、住民とともに本計画に基づく施策の推進を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、現在の町の状況についてご説明いたします。

現在の本町は、国営武蔵丘陵森林公園に代表される自然豊かな町として、また首都近郊、交通至便な立地にもかかわらず、豊かな里山の姿を残す首都圏のオアシスとして高い評価をいただいております。特に全国的に人口の減少、少子化が社会問題となっている昨今、昨年1年間で108人の人口が増加し、令和4年1月1日現在の人口は1万9,670人で、人口2万人まであと330人となりました。町の合計特殊出生率を見ますと、全国平均、埼玉県平均を大きく上回り、常に埼玉県内のトップクラスに位置しており、町の将来を展望するに誠に喜ばしい状況になっております。これもひとえに、議員各位をはじめ町民皆様の町政に対するお力添えのたまものと感謝しております。

令和4年度も、学校給食費の無償化事業や18歳までのこども医療費の無償化事業を中心とした子育て支援を実施し、引き続き子育て世代を応援してまいります。

さて、今年の夏は東京オリンピック・パラリンピックが開催されました。先月は北京オリンピック、3月4日からは北京パラリンピックが開催されます。スポーツへの関心が集まる中、町民一人一人の健康づくりに対する意識も高まっております。健康づくりについて、町では生涯を通じて健康で安心した生活を送るために、町民、企業、グループ、地域、行政が一体となって取り組んでいくこととしております。そして、滑川町健康づくり行動計画により、健康増進事業、食育推進事業に取り組むほか、地域包括支援センターでは高齢者を対象とした多種多様な内容の教室を開催し、高齢者に外出の機会を提供しております。

こうした健康づくりの取組が、子供から高齢者まで幅広い世代に浸透し、将来大きな成果となって現れてくると期待しております。今後も町民と地域、保健、医療、福祉が一体となり、長期的な視野でみんなが健康で長寿の町を合い言葉に取組を続けてまいります。

昨年も異常気象に見舞われ、様々な災害が発生しました。7月には静岡県や神奈川県などで発生した集中豪雨により、大きな被害が広範囲に及びました。静岡県熱海市では大雨によって斜面の盛土が崩落し、土石流が発生しました。近年多発する自然災害を前に、町民の防災、減災に対する意識は年々高まっております。町では、いつ起こるか分からない自然災害に対し、今後も自主防災組織や関係機関との連携強化を図り、地域防災力を高め、町民の生命、財産を守るため、安心・安全なまちづくりにより一層取り組んでまいります。

町の基幹産業である農業につきましては、農用地の基盤整備を継続するほか、担い手の確保に取り組み、農業振興に努めてまいります。また、町の特産品である谷津田米、ころ柿、ぼろたん

栗の宣伝を広く実施し、多くの人に特産品を認知していただき、消費していただくための活動に取り組んでまいります。さらには、古くから伝わる町のため池稲作農法の農業遺産認定に向けた取組を継続してまいります。

環境分野におきましては、令和4年度から小川地区衛生組合管内から排出される一般廃棄物のうち、可燃ごみ処理を民間委託することとなりました。可燃ごみの処理を効率的、安定的に行い、環境負荷の軽減を図ってまいります。

教育分野におきましては、今年度から町内の小中学校で1人1台のタブレットPCを活用したGIGAスクール構想が開始されました。町の将来を担う子供たちの創造性を育むための学習環境の整備を図ってまいります。

青少年を取り巻く問題は、いじめ問題や少年犯罪等、家庭、学校だけではなく、地域社会が丸となって共に関わる重要な問題です。関係団体との連携を図りながら、未来の財産である青少年の健全育成に努めてまいります。

平和授業におきましては、さきの大戦で多くの人命が失われ、また我が国の戦後の平和と繁栄がこのような多くの犠牲と、国民のたゆみない努力によって築かれたものであることを忘れずに、戦後生まれの人々にもこのことを正しく伝えていくことが大切です。

町では、悲惨な戦争の記憶を風化させないように、戦争と平和を考えるパネル展や平和を見つめるピースバスツアーなどの事業を実施してまいります。これらの取組に加え、将来的には森林公園北口周辺の整備開発や、関越自動車嵐山小川インターチェンジから町内を通過して熊谷市へつながらるアクセス道路の整備を目指してまいります。

続きまして、令和4年度予算案についてご説明をいたします。

今日における地方自治体の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収の安定的な確保が非常に困難な状況の中、医療費を中心とした社会保障費の急増や少子高齢社会への対応、高水準での公債費の推移など、地方財政は厳しい状況が続いております。

滑川町における令和4年度予算編成に当たりましては、給食費無償化をはじめとする子育て支援や、高齢者等の医療費、介護費に対する社会保障などの大幅な伸びが予想されることから、第5次滑川町総合振興計画・後期基本計画に基づき、安全・安心なまちづくり推進のための諸施策を展開するとともに、重点事業である健康づくり事業をさらに進めるほか、道路整備事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業にも取り組んでまいります。例年をはるかに上回る厳しい財政状況であります。職員一人一人が創意工夫によりコスト削減の意識を持ち、効率的で効果的な行財政運営に取り組み、財政の健全化と重要事業への積極的な配分を図る予算として編成をいたしました。

一般会計予算の総額を65億4,200万円と定め、前年度当初予算より4億3,900万円、率にして7.2%増額の予算といたしました。

また、国民健康保険特別会計で16億7,848万8,000円、介護保険特別会計で13億522万5,000円、

後期高齢者医療特別会計で2億567万5,000円、下水道事業特別会計で3億6,100万円、農業集落排水事業特別会計で9,580万円、浄化槽事業特別会計で5,010万円、以上6つの特別会計と水道事業、企業会計の支出合計は5億9,799万6,000円を合わせた町全体の合計額は108億3,628万4,000円と、前年度比7億2,092万3,000円、率にして7.1%の増額予算といたしました。

次に、一般会計の概要についてご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

財源の柱である税収を見ますと、町税については、企業業績や経済の回復を見込んでおります。前年度比個人町民税で2億3,342万5,000円、法人町民税で904万8,000円、固定資産税で3,131万4,000円の増額を見込み、町税は総額で前年度比2億8,466万5,000円増額の29億5,939万円を計上いたしました。

地方交付税については、令和4年度の地方財政対策における国の予算額が6,153億円の増額の見込みであることから、前年度比1億2,123万5,000円増額の5億6,575万1,000円を計上いたしました。

国庫支出金については、保育の無償化事業及び保育所保育委託に関わる子どものための教育、保育給付交付金の増額や、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金の増額、また農村地域防災減災事業費等補助金の増額により、総額で前年度比8,441万6,000円増額の10億2,599万6,000円を計上いたしました。

町債については、地方道路等整備事業費を5,850万円、公共施設等適正管理推進事業債を5,530万円、道路橋梁整備事業債を600万円、臨時財政対策債を2億7,722万4,000円の借入れを見込んでいます。

地方債の令和4年度末の残高見込額は52億3,911万円となります。令和4年度の繰入れにつきましては、財源不足の補填措置といたしまして財政調整基金から1,000万円を繰り入れます。

続きまして、一般会計、歳出の概要を説明いたします。

総務費では、参議院議員通常選挙及び町長選挙等の執行に伴う選挙費や土地鑑定評価委託料等、総額7億1,222万4,000円を計上し、前年度比504万5,000円、率にして0.7%の増額であります。

民生費では、これまで実施してまいりました子育て支援としての18歳までの医療費の無料化、第3子以降の出産から中学校入学までを段階的に支援する子育て支援金等につきまして、令和4年度も引き続き実施してまいります。

また、高齢者への祝い金等の支給も継続させていただきます。このほか、前年度比で、保育所保育実施委託料が7,664万円、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費が4,247万9,000円の増額となっているほか、地域子育て支援拠点事業費補助金を5,052万7,000円計上しております。総額25億5,993万7,000円を計上し、前年度比2億2,754万4,000円、率にして9.8%の増額であります。町民皆さんが安心して利用できる福祉サービスの充実に努めてまいります。

衛生費では、前年度に引き続き感染症対策に取り組むとともに、小児肺炎球菌、ヒブワクチン、ロタワクチン、子宮頸がんワクチン等を含んだ予防接種委託料、また妊婦健康診査業務委託料や健康づくり推進事業費などを計上いたしました。一般廃棄物収集運搬委託料や小川地区衛生組合塵芥処理費負担金などは前年度よりも増額となっております。総額 7 億 6,125 万 4,000 円を計上し、前年度比 1 億 5,527 万 8,000 円、率にして 25.6% の増額です。環境の保全は、行政だけではなく、企業や町民一人一人が環境に対する意識を持ち続けることが必要です。今後も町全体で環境保全に取り組んでまいります。

農林水産業費では、ため池劣化状況調査のための農村地域防災減災事業等委託料や多面的機能支払交付金等、総額 2 億 811 万 9,000 円を計上し、前年度比 1,751 万 7,000 円、率にして 9.2% の増額となっております。

土木費では、公共施設等適正管理推進事業舗装修繕等工事（町道 108 号線・町道 8345 号線）を実施するほか、路面性状調査等業務委託料や道路橋補修設計等委託料等を計上しました。総額で 4 億 2,754 万 1,000 円計上し、前年度比 8,011 万円、率にして 23.1% の増額となっております。

消防費では、主に比企広域消防組合常備消防費負担金、比企広域消防組合非常備消防費負担金のほか、地域防災契約策定委託料など総額 3 億 5,206 万 2,000 円を計上し、前年度比 2,502 万 5,000 円、率にして 7.7% の増額となっております。

教育費では、G I G A スクール構想による児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末整備に係る事業費や各校・園における施設整備事業費を計上しました。また、令和 4 年度の新規事業として、放課後子供教室事業に関わる予算を計上しました。子ども・子育て支援事業に関わる予算を民生費へ移管したことに伴い、総額 7 億 7,695 万 7,000 円を計上し、前年度比 7,507 万 8,000 円、率にして 8.8% の減額となります。

終わりになりますが、私ども地方自治体におきましては、住民に一番身近な基礎自治体としての責務をしっかりと果たし、将来を見据え住民福祉の向上に取り組んでいかなければなりません。令和 4 年度も、福祉、教育、環境、平和、健康の 5 本の柱を中心に町民目線に立ち、町民皆さんに寄り添った心の通う行政、町民皆さんの共感を得る行政の推進に職員一丸となって邁進してまいります。

また、今日の豊かな滑川町を築き上げてこられた先人に感謝し、次の世代への責任を持って、町民皆さんにこの町に住んでよかった、生まれてよかったと感じていただける町づくりを進めてまいり所存でございます。町民皆様、議員各位におかれましては、引き続きなお一層のご理解、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、新しい年度を迎えるに当たっての施政方針とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員）　続きますので、馬場教育長より教育行政報告並びに施政方針をお願いしま

す。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の報告事項と令和4年度の教育行政の方針について申し上げさせていただきます。

まず、教育関係の報告をさせていただきます。

初めに、学校教育関係でございますが、コロナ禍での教育活動ですが、昨年度の経験を生かし、さらなる工夫で着実な実践に取り組んでまいりました。しかし、制限もあり、他者との身体接触、表情豊かに介したコミュニケーションを経験できる時空間の不足により、心身の育成に不安が残る部分もあり、現在、子どもたちの伸びを確認し、さらに来年度へ引き継ぐべく、1年間の実践のまとめと丁寧な評価、振り返りを行っているところでございます。

そのような中、自己評価シートに基づき、校長との教育長面談を実施したところでございます。これは、年度当初に設定した目指す学校像の実現に向けた目標、方策について、その達成状況を申告させ、評価するものでございます。その結果、各学校とも町民の信託に応えるべく、校長を中心に全職員一丸となり、保護者、地域の方々のご支援をいただきながら意欲的に日々の教育活動に取り組んでいる様子が伺え、大変心強く感じておるところでございます。

なお、その他の教職員につきましては、校長、教頭が同様に達成面談を実施し、学校課題の克服と教育活動の充実に努めておるところでございます。

また、幼稚園も含めた各学校・園において、保護者、子どもを含めた学校関係者評価を踏まえ、本年度の学校評価を行っております。この評価については、教育委員会のホームページに掲載いたしますので、お目通しいただければ幸いです。

続いて、中学校では感染拡大状況の中、高校入試が行われています。感染等の状況で別室受験をした者もおりましたが、私立高校等については1月下旬を中心に入試が行われ、既に58名の生徒の進路が決定しております。県公立高校は4日に結果発表されます。卒業生全員の進路決定に向け、保護者とともに全力で取り組んでいるところでございます。

教職員人事につきましてはほぼ終了し、去る2月15日に教育委員会で議決、承認をいただき、県へ内申を上げたところでございます。

また、間もなく卒業、入学シーズンとなりますが、議員の皆様には感染拡大状況にあるため、本年度も来賓なしでの実施とさせていただきますこと、大変申し訳なく思っております。今後も引き続き子どもたちの成長を応援していただければと思っております。

次に、施設整備関係についてですが、今年度予定している小中学校等の工事や修繕等については、全て予定どおり進行しております。本議会に上程している主なものとして、新型コロナウイルス感染症対策として消耗品及び備品の購入や、中止となった校外学習等のキャンセル代、密を避けるためのバス増台分の費用を計上しております。

また、学校施設の管理経費として、宮前小学校の駐車場に繁茂している樹木の伐採や各校施設の修繕費用、破損してしまっている備品の購入等を計上しております。加えて、滑川町中学校への補助金として、関東中学校駅伝競走大会の生徒派遣費の補助金を計上しております。

今後も町財政状況を念頭に入れた計画的、効率的な整備、維持管理を実施してまいりたいと思います。引き続き議会からのご指導並びにご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、生涯学習関係では、先ほど副町長よりもありましたとおり、1月9日に成人式を2部制で実施しました。今回もコロナ禍での成人式ということで来賓の人数制限をし、議会からは議長様にご臨席を賜りました。該当者247名中149名の方が出席されました。本年も成人者で構成されました実行委員の皆さんに当日の運営を行っていただき、粛々とした中で成人としての覚悟が述べられ、とてもすばらしい式典を実施することができました。

1月15日土曜日には、第27回なめがわ郷土かるた大会を各小学校5、6年生のみの参加の縮小した形で実施をいたしました。例年と違いトーナメント制で行い、参加は、個人戦8名、団体戦21チーム、合計71名でございました。

その後に予定しておりました1月23日の新春囲碁・将棋大会、3月5日の文化活動発表会が、まん延防止等の重点措置期間ということで、実行委員会で協議をさせていただき、中止といたしました。

また、「10代からのメッセージ～滑川町青少年の主張大会」につきましては、ステージでの発表はせず、小学生10名、中学生6名、合計16名の考えや思いを書いた意見文をメッセージ集として発行させていただきます。

最後に、高齢者を対象とした寿学級でございますが、各地区集会所にて、1回目は健康タオル体操、滑川町歌に合わせてタオル体操等、2回目は講和、新1万円札の顔として渋沢栄一と人権DVD視聴を実施をいたしまして、延べ484名の参加がございました。

続きまして、図書館関係では、クリスマス会等を中止させていただいた代替として、通常のおはなし会を別日に3回計画しましたが、まん延防止等の措置期間にあるため、利用者サービスを一時制限し、貸出し、返却、予約のみとしたため、予定していたおはなし会等のイベントは中止とさせていただきます。

また、読み聞かせボランティア養成講座につきましては、3月17日に実施をさせていただく予定でございます。

今年度の図書館の利用状況でございますが、昨年4月以降の新規登録者は363名で、現在の利用券の発行数は1万3,000名を超えております。利用状況は年度内で2月末までの貸出数は約8万3,497点となり、昨年よりも増加しております。

今後も、あらゆる年代に広く読書が浸透するよう、読書環境の整備と資料の提供に努めてまいります。

生涯スポーツ関係では、総合体育館を3回目のワクチン追加接種会場とするため、停止期間を3月7日から集団接種終了までといたしました。スポーツ利用できない状況になり、町民の皆様方には長期間にわたり大変不便をおかけすることとなりますが、ご理解をいただき、ご協力をいただいているところでございます。

1月以降を予定しておりましたスキー・スノーボード教室、駅伝競走大会につきましては、中止といたしました。

引き続きコロナ禍でのスポーツ関連行事の実施方法を工夫し、心身の健康維持に努めてまいります。

文化財関係では、エコミュージアムセンター、セミナーハウスで2つの企画展を開催いたしました。1つ目は福田地区に伝わる古文書展です。ここでは、福田の高柳家と井上家より寄贈された資料を展示させていただきました。展示室を「農業の町滑川」、「村絵図で見る滑川」、「水をめぐる争い」、「流行病への対処」の4つのブースに分け、江戸時代から明治時代にかけての福田地区の歴史を概観できる展示とし、町内外から合計57名の方々にご来場いただきました。

また、展示室に設置しましたアンケートには、「普段見られない資料が展示してあり面白かった」、「昔から、沼、ため池を利用し、米の高い生産性が保たれていることに驚いた」等、企画展に対する温かいコメントもいただいております。

2つ目は小学校と埋蔵文化財展です。展示室を福田小学校、宮前小学校、月の輪小学校の3つのブースに分け、それぞれの小学校の敷地内や周辺で行われた発掘調査で出土した土器や埴輪と併せ、発掘調査の風景写真や各小学校周辺に位置する遺跡の分布図、弥生時代後期の集落と月の輪古墳群の様子をジオラマ模型で展示をいたしました。これらの展示は、学校関係者の方々をはじめ、町内外から合計117名の方々にご来場をいただきました。

そして、エコミュージアム関係では、さらに2つのイベントを開催いたしました。1つ目は、ミヤコタナゴの野生復帰活動を視野に入れた地域の自然環境保全、里山プロジェクトの一環といたしまして、9月に森林公園内にある土塩の柳谷沼で実施した生き物調査の報告会を12月22日に開催いたしました。調査を行っていただいた立正大学の外部研究員の泉北斗氏と同大教授の河野忠氏を講師に招き、地域の皆さん、学校を含めた関係機関の方々に出席をいただきました。

泉氏からは、柳谷沼にはミヤコタナゴの繁殖に必要なドブガイやヨシノボリが生息していたこと、ブルーギルやブラックバスといった外来種の大型肉食種がいない等の分析結果が報告され、野生復帰にはよい条件がそろっているとのコメントをいただきました。そして、河野氏からは、柳谷沼の水質調査結果について、既に先行研究にて、里山で水量が維持されるような地域であれば、ミヤコタナゴは生息可能だというデータがあるということ、その一方で、夏期になると水温が非常に高くなること、落ち葉の堆積により沼の底が無酸素状態になっている可能性があることのご指摘もいただきました。

そして、2つ目といたしましては、この柳谷沼の堤の整備のためシガラを組ませていただきました。こちらは2月13日を中心に、地域の方々の協力も得て、おおむね完成をしたところでございます。今週末の5日の土曜日には希望する福田小学校の児童を招き、伝統文化の継承やその技のよさを伝えたいと思っております。

続きまして、令和4年度の教育行政施策について申し上げます。

第5次滑川町総合振興基本計画の下、町長の示した教育大綱「豊かな心と文化を育むまちづくり」を受けて、昨年度策定した第3期滑川町教育振興基本計画の基本理念「まちをつなげ、未来へつながる滑川町の教育」の実現に来年度もしっかりと取り組んでまいります。

社会的、職業的に自立し、他者と共生することで社会に貢献する人の育成を目指し、一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自らつくり出していくための資質、能力を確実に育成する教育を推進してまいります。

そこで、教育振興基本計画に示した3つの目標、12の施策に基づき、時代や社会の変化に積極的かつ柔軟に対応した教育を推進するため、令和4年度の教育行政重点施策を3つの視点で示しております。

1つ目は「新しい時代を切り拓いていく『生きる力』を育む」、2つ目は「学校・家庭・地域の連携による教育の向上」、3つ目は「いくつになっても共に学び続けられる環境で、生涯学習を充実し、次世代に引き継ぐ」でございます。これまでどおり人材育成を軸に町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら教育行政を積極的に推進してまいります。

次に、令和4年度の課題として取り組むべきことを、主なものを4点お話しさせていただきます。

1つ目は、確かな学力、豊かな心を育み、学び続ける環境整備としての読書活動の推進でございます。読書の推進は人づくりに欠かせないと考えております。多くの人に本の魅力を伝える一つとして、電子図書館の導入に向けての取組を進めているところでございます。

2つ目は、学びを支える環境づくりとして、教員が子供に向き合い、教育力を向上させるための学校における働き方改革の推進と、喫緊の課題であります宮前小学校のプールの老朽化による水泳指導の在り方を検討していきます。

3つ目は、町全体で子どもを育むために基本的な生活習慣づくりとして昨年度から取り組んでいる、家族みんなで大切にする「元気・学び・会話」の実効性のある取組。そして、文化伝承にもつながる里山プロジェクトの推進でございます。

最後に4つ目として、コロナ禍での文化・スポーツ事業の推進で、3年間実施していない町民スポーツ祭の実施、文化活動発表会等の文化の継承の機会づくりでございます。この直面する課題についてご指導いただきながら、解決に向け積極的に取り組んでまいります。

最後に、令和4年度の幼稚園、小中学校の概要でございますが、幼稚園につきましては、園児

が177名7学級で26名の減、3歳児は54名の入園予定でございます。宮前小学校は499名で20学級12名の増、福田小学校は124名8学級で10名の減、月の輪小学校は611名23学級で32名の増、そして中学校は584名19学級で1名の減の予定でございます。

その他、生涯学習、生涯スポーツ、文化財関係等については、今年度の事業をベースに創意工夫を加え、町民ニーズに応えるべく、積極的な事業展開に努めてまいります。

議員の皆様方には、令和4年度も引き続きご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、行政報告並びに施政方針を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時15分です。11時15分、よろしくお願い致します。

休 憩 （午前11時00分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（瀬上邦久議員） 日程第5、議案第1号から日程第33、議案第29号まで29議案の一括上程を行います。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

柳副町長より提案理由の説明をお願いします。

〔副町長 柳 克実登壇〕

○副町長（柳 克実） 本定例会に提出させていただきます議案の提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度滑川町一般会計補正予算（第6号））は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億8,430万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ72億7,366万7,000円としたものです。国の子育て世帯等臨時特別支援事業に伴うもので、令和3年12月8日に専決処分をしたものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度滑川町一般会計補正予算（第7号））は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億8,337万円を追加し、歳入歳出それぞれ74億5,703万7,000円としたものです。国の子育て世帯等臨時特別支援事業の追加給付に伴うもので、令和3年12月17日に専決処分したものでございます。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度滑川町一般会計補正予算（第8号））は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億690万8,000円を追加し、歳入歳出それ

ぞれ76億6,394万5,000円としたものです。国の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に伴うもので、令和4年1月4日に専決処分をしたものでございます。

議案第4号 滑川町犯罪被害者等支援条例の制定については、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念をはじめ、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第5号 滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例の制定については、太陽光発電設備の設置に対し、指導権限を強化するとともに、基本的かつ必要事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第6号 滑川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第7号 滑川町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、組織機構改革に伴い条例の一部改正を行うものでございます。

議案第8号 滑川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、職員定員管理計画に基づき職員定数の適正化を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第9号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告を踏まえて非常勤職員に関わる育児休業及び部分休業の取得要件を改正するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第10号 滑川町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、事務手続の明確化を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第11号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び
議案第12号 滑川町水道審議会条例の一部を改正する条例の制定については、組織機構改革に伴い条例の一部改正を行うものでございます。

議案第13号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第9号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,300万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ81億3,695万1,000円とするものです。歳入については、放課後児童対策事業や予防接種委託事業の実施費用の増額が主なものでございます。

議案第14号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,779万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ17億5,685万5,000円とするものです。歳入については国民健康保険税の減額、歳出については保険給付費及び保健事業費の減額が主なものでございます。

議案第15号 令和3年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出の総額から1億7,826万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億8,370万9,000円とす

るもので、歳入については国庫支出金及び支払基金交付金の減額、歳出については保険給付費の減額が主なものでございます。

議案第16号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に218万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ1億8,351万2,000円とするものです。歳入については後期高齢者医療保険料の増額、歳出については後期高齢者医療広域連合給付金の増額が主なものでございます。

議案第17号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議定については、既定の歳入歳出の総額から1,165万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億6,544万9,000円とするものです。歳入については事業費の確定に伴う町債の減額、歳出については総務費及び事業費の減額が主なものでございます。

議案第18号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の議定については、既定の歳入歳出の総額から70万円を減額し、歳入歳出それぞれ9,837万2,000円とするものです。歳入については分担金及び負担金の減額、歳出については施設費及び農業集落排水事業費の減額が主なものでございます。

議案第19号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の議定については、既定の歳入歳出の総額から816万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,192万4,000円とするものです。歳入については国庫支出金及び県支出金の減額、歳出については施設整備費の減額が主なものでございます。

議案第20号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）の議定については、第3条の収益的収入を3億5,245万8,000円とし、支出を3億6,667万1,000円とするものです。また、第4条の資本的収入を1,153万4,000円とし、支出を9,879万6,000円とするものでございます。

議案第21号 令和4年度滑川町一般会計補正予算の議定については、歳入歳出の総額を65億4,200万円とするものです。予算概要及び主な事業は、先ほど施政方針で申し上げたとおりでございます。

議案第22号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定については、歳入歳出の総額を16億7,848万8,000円とするものでございます。前年度比5,742万8,000円の増額となっております。

議案第23号 令和4年度滑川町介護保険特別会計予算の議定については、歳入歳出の総額を13億522万5,000円とするものでございます。前年度比4,822万5,000円の増額となっております。

議案第24号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定については、歳入歳出の総額を2億567万5,000円とするものでございます。前年度比3,115万3,000円の増額となっております。

議案第25号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計予算の議定については、歳入歳出の総額を

3億6,100万円とするものでございます。前年度比500万円の減額となっております。

議案第26号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算の議定については、歳入歳出の総額を9,580万円とするものでございます。前年度比570万円の増額となっております。

議案第27号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計予算の議定については、歳入歳出の総額を5,010万円とするものでございます。前年度比770万円の増額となっております。

議案第28号 令和4年度滑川町水道事業会計予算の議定については、第3条の収益的収入を3億7,886万9,000円とし、支出を3億5,836万2,000円とするものです。また、第4条の資本的収入を1億6,346万1,000円とし、支出を2億3,963万4,000円とするものです。

議案第29号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更については、埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて議決をお願いしたいものです。

以上、議案29件を提出し、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、議案ごとにその都度、担当課長より説明いたしますので、十分なご審議を賜りまして、原案どおり可決、決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程の変更

○議長（瀬上邦久議員） ここで、議事の都合により、日程第25、議案第21号から日程第32、議案第28号までの8議案を先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第25、議案第21号から日程第32、議案第28号までの8議案を先に審議することに決定しました。

◎議案第21号から議案第28号までの説明

○議長（瀬上邦久議員） 日程第25、議案第21号から日程第32、議案第28号までの8議案を一括議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

議案第21号については小柳総務政策課長に、議案第22号、23号及び24号については岩附町民保険課長に、議案第25号、26号及び27号については関口環境課長に、議案第28号については會澤水道課長に提出議案の説明を求めます。

最初に、小柳総務政策課長から議案第21号の説明をお願いします。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第21号 令和4年度滑川町一般会計予算の議定についてご説明申し上げます。

予算概要につきましては、先ほど副町長より報告のありました町長施政方針でも触れられておりますので、重複する部分が多いわけですが、この場合は予算書を用いて順次説明申し上げたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

令和4年度埼玉県比企郡滑川町予算書の1ページをお開きください。

議案第21号 令和4年度滑川町一般会計予算

令和4年度滑川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億4,200万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5億円と定める。

続いて、2ページをお開きください。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、3ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算でございます。こちらは、後ほど11ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書を使用してご説明申し上げます。

次に、8ページをお開きください。第2表、債務負担行為でございます。こちらは、例年どおりでございますが、埼玉県信用保証協会に対する損失補償でございます。

次に、9ページをお開きください。第3表、地方債でございます。4件を予定しております。

地方道路等整備事業債を5,850万円、公共施設等適正管理推進事業債を5,530万円、道路橋梁整備事業債を600万円、臨時財政対策債を2億7,722万4,000円予定しております。起債の方法、利率、償還方法につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算についてご説明を申し上げます。令和4年度予算の総額は、先ほど申し上げましたように65億4,200万円でございます。この額につきましては、前年度より4億3,900万円の増額で、率にいたしまして7.2%の増額の予算編成でございます。

なお、新年度予算につきましては、過日開催されました全員協議会における予算説明会において、一般会計当初予算概要を説明させていただきました。その際に配付しました令和4年度一般会計予算概要、そしてその後、各課、局長から内容を説明させていただいております。さらには、本会議の会期中に予算審査特別委員会の開催を予定されておりますので、詳細につきましては、再度その場での説明とさせていただきます、この場では主なものをご説明申し上げます。

それでは、歳入の主な内容からご説明させていただきます。

款別にご説明申し上げます。13ページをお開きください。

最初に、款1町税でございます。町税につきましては、本年度予算額29億5,939万円、前年度比2億8,466万5,000円の増額、率にいたしまして10.6%の増額を見込んでおります。

項1町民税、目1個人では、本年度予算額10億3,329万4,000円、前年度比2億3,342万5,000円の増額でございます。個人のうち、所得割において9億9,482万3,000円の歳入を見込んでおります。

目2法人では、本年度予算額1億7,975万9,000円、前年度比904万8,000円の増額でございます。

次に、項2固定資産税でございますが、目1固定資産税につきましては、本年度予算額15億2,200万円、前年度比では3,150万円の増額でございます。土地5億4,300万円、家屋6億1,400万円、償却資産3億5,700万円をそれぞれ見込んでおります。

次に、項3軽自動車税でございます。目1種別割に本年度予算額5,430万円、前年度比305万円の増額でございます。

次に、14ページをお開きください。項4町たばこ税でございますが、本年度予算額1億6,655万8,000円、前年度比では752万8,000円の増額でございます。

次に、款2地方譲与税から17ページの款12交通安全特別対策交付金まで、主に国や県からの交付金等でございますが、それぞれ予算科目、本年度予算額、前年度比について申し上げます。

款2地方譲与税のうち、地方揮発油譲与税2,239万1,000円、前年度比45万7,000円の減額でございます。

自動車重量譲与税6,672万4,000円、58万4,000円の増額でございます。

森林環境譲与税236万7,000円、43万4,000円の増額でございます。

次に、15ページ上段になります。款3利子割交付金145万1,000円、62万5,000円の減額ござい

ます。

款4 配当割交付金1,212万1,000円、12万4,000円の増額でございます。

款5 株式等譲渡所得割交付金1,450万4,000円、419万円の増額でございます。

款6 法人事業税交付金7,600万8,000円、4,575万2,000円の増額でございます。

款7 地方消費税交付金4億5,066万4,000円、7,950万8,000円の増額でございます。

1枚おめくりいただき、16ページになります。款8 ゴルフ場利用税交付金7,381万8,000円、858万8,000円の増額でございます。

なお、ゴルフ場利用税交付金につきましては、吉田町長をはじめ地方自治体の積極的な陳情努力により堅持されている交付金でございます。令和4年度も堅持される見込みとなっております。

続きまして、款9 環境性能割交付金1,976万2,000円、840万8,000円の減額。

款10 地方特例交付金3,148万6,000円、182万6,000円の増額。

款11 地方交付税5億6,575万1,000円、1億2,123万5,000円の増額。

地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税がございますが、普通交付税の予算額については5億210万9,000円、特別交付税については6,364万2,000円を見込んでおります。

次に、17ページに移ります。款12 交通安全対策特別交付金251万9,000円、19万9,000円の増額でございます。

以上が主に国税や県税を原資といたしまして、国または県から交付される交付金等でございます。

次に、款13 分担金及び負担金でございます。主な予算として、目2 民生費負担金でございますが、保育無償化の対象外の保護者負担金として、保育所入所児童保護者負担金4,582万8,000円を計上しております。

次に、款14 使用料及び手数料でございます。主な予算として、目1 総務使用料のうち、資材置場使用料1,387万6,000円、目2 土木使用料では町道占有使用料1,340万4,000円。

18ページ上段に移りますが、駅前広場等使用料368万2,000円等の行政財産使用料を見込んでおります。

次に、項2 手数料でございますが、目1 総務手数料のうち、節3 戸籍住民台帳手数料では、戸籍事務手数料169万3,000円、住民登録事務手数料188万2,000円等、合計494万4,000円を見込んでおります。その他、各目において、証明書や申請書等の発行に伴う手数料の収入を見込んでおります。

次に、19ページ中段を御覧ください。款15 国庫支出金についてご説明申し上げます。目2 民生費国庫負担金でございますが、本年度予算額8億19万7,000円、前年度比6,720万4,000円の増額となっております。主な予算について申し上げますと、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金1億5,503万2,000円、子どものための教育・保育給付交付金3億2,474万1,000円、児童

手当負担金 2 億6,299万1,000円等を計上しております。

次に、目 3 衛生費国庫負担金でございます。新型コロナワクチン予防接種事業国庫負担金に 4,395万8,000円を計上しております。

20ページをお開きください。項 2 国庫補助金でございますが、目 1 総務費国庫補助金は、本年度予算額1,601万円、前年度比178万3,000円の増額でございます。

主な予算として、節 6 企画費国庫補助金にコミュニティ助成事業補助金200万円を計上しております。これは、令和 4 年度における大河ドラマ比企市町村推進協議会の事業に係る国庫補助金として、滑川町が一度国庫補助金を受けるための歳入予算であり、同額を歳出予算で計上し、協議会へ補助金として支出する予定でございます。

次に、目 2 民生費国庫補助金でございますが、節 3 児童福祉総務費国庫補助金として、子育てのための施設等利用費交付金1,004万4,000円、子ども・子育て支援事業費補助金6,804万7,000円等を計上させていただきました。

次に、目 3 衛生費国庫補助金でございますが、新型コロナワクチン接種事業の予算として、新型コロナワクチン接種体制構築事業補助金3,352万3,000円を計上しております。

その他、目 4 農林水産業費国庫補助金に防災重点ため池の劣化調査等の実施に伴う国庫補助金として農村地域防災減災事業等補助事業、こちらに3,000万円を計上いたしたほか、目 5 土木費国庫補助金に道路橋梁設計委託を実施するための国庫補助金として、道路メンテナンス事業補助金を825万円計上いたしました。

次に、21ページの下段を御覧ください。款16県支出金についてご説明を申し上げます。先ほどの款15国庫支出金の説明と重複するものもございしますが、項 1 県負担金、目 2 民生費県負担金に障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金7,751万6,000円、子どものための教育・保育給付交付金 1 億4,063万7,000円、児童手当負担金5,635万5,000円等を計上しております。

次に、22ページ中段を御覧ください。項 2 県補助金でございます。目 2 民生費補助金を御覧いただきたいと存じます。節 1 社会福祉総務費県補助金として、民生委員及び児童委員活動費補助金に264万円を計上しております。また、節 2 障害福祉費県補助金といたしまして、地域生活支援事業費補助金144万4,000円、障害者生活支援事業補助金475万円、重度心身障害者医療費支給事業補助金1,593万6,000円等でございます。節 3 児童福祉総務費県補助金につきましては、放課後児童対策事業費補助金4,176万6,000円、乳幼児医療費支給事業補助金825万円、23ページに移りまして、埼玉県地域子育て支援拠点事業補助金1,684万2,000円等の予算を計上しております。

続いて、24ページをお開きください。下段の項 3 県委託金でございますが、目 1 総務費県委託金は、本年度予算額4,226万3,000円、前年度比111万9,000円の減額でございます。令和 4 年度に行われる選挙に係る県委託金として、節 6 に参議院議員選挙費県委託金848万円、また県議会議員選挙につきましては令和 5 年度に実施される予定ですが、事務の一部を令和 4 年度中に実施する

必要があることから、節7に県議会議員選挙費県委託金272万3,000円を計上しております。

次に、25ページをお開きください。款17財産収入についてご説明申し上げます。目1財産貸付収入といたしまして、節1土地建物貸付収入を1,371万5,000円見込んでおります。主なものといたしましては、おおむらさきゴルフ倶楽部、東松山工業団地組合等への土地の貸付けに対する収入でございます。

次に、款18寄附金でございます。項1寄附金、目2総務費寄附金でございますが、まちづくり応援基金にふるさと納税による寄附金を500万円見込ませていただきました。

次に、1ページをおめくりいただき、26ページを御覧ください。款19繰入金でございますが、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金に1,000万円の予算を計上させていただきました。令和4年度の当初予算については、町税や国、県の交付金等において、前年度からの増額を見込める項目も多い一方、近年の人口増加に伴い、社会保障を中心とした関連費用により財政需要も増加している背景がございます。このようなことから歳出超過となり、財源の不足が生じたことから財政調整基金を1,000万円計上させていただきました。

次に、款20繰越金でございますが、前年度と同額の1億円を計上させていただきました。

また、款21諸収入につきましては、27ページの一番上になりますが、項5給食費、目1学校給食費に本年度予算額798万5,000円を計上させていただいております。

次に、項6雑入、目1雑入ですが、本年度予算額2,615万1,000円、前年度比180万9,000円の減額でございます。主なものとしては、節4に埼玉県市町村振興協会市町村交付金1,296万3,000円、節15雑入として県証紙売捌収入170万円、資源物売却代金252万7,000円、28ページに移りまして、滑川高校西通線ポンプ室維持管理負担金111万9,000円等の予算を計上しております。

同じページの下段を御覧ください。款22町債でございます。町債の今年度予算額は3億9,702万4,000円、前年度比2億1,782万8,000円の減額となっております。内訳といたしましては、目6土木費として、節7地方道路等整備事業債5,850万円、節8公共施設等適正管理推進事業債5,530万円、節11道路橋梁整備事業債600万円でございます。

29ページに移りまして、目11臨時財政対策債でございますが、本年度予算額2億7,722万4,000円、前年度比2億9,252万8,000円の減額でございます。

臨時財政対策債につきましては、国の地方財政対策を参考に発行額が大幅に減額される見込みであることから、予算額も前年度から減額をさせていただいております。

以上で歳入の説明を終わりにさせていただき、続きまして歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。

30ページをお開きください。款1議会費でございます。本年度予算額8,911万1,000円、前年度比93万2,000円の減額でございます。職員人件費等の一部は減額となっておりますが、その他前年度から内容的には大きな差異はございません。

次に、款2総務費についてご説明申し上げます。31ページを御覧ください。項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、本年度予算額2億2,457万8,000円で、前年度比1,285万円の増額でございます。特別職給料や一般職給料等の人件費のほか、行政バス運行業務委託料や電算管理のためのシステムの管理委託料を計上させていただきました。

1枚おめくりいただきまして、33ページの中段を御覧ください。目12委託料においては、新規で法令等整備支援業務委託料374万円を計上させていただきました。

次に、目2文書広報費でございます。本年度予算額1,499万3,000円、前年度比6万9,000円の減額でございます。主な内容でございますが、34ページ、節10需用費の印刷製本費に「広報なめがわ」を発行するための予算といたしまして782万円の予算を計上しております。

また、節12委託料に町プロモーションビデオ制作委託料131万5,000円、節13使用料及び賃借料に町の公文書の適正管理のための文書管理システム等使用料として316万8,000円等の予算を計上しております。

次に、目4会計管理費でございます。同じページの最下段になりますが、本年度予算額2,971万4,000円、前年度比839万9,000円の減額でございます。一般職員に係る人件費が前年度より減額となっておりますが、35ページの節11役務費のうち手数料が大きく増加しております。令和4年度より公金の支払いに係る口座振替の手数料が新たに発生する見込みであり、272万1,000円の予算を計上させていただきました。

次に、目5財産管理費でございます。本年度予算額4,562万5,000円、前年度比39万9,000円の増額でございます。こちらでは、役場庁舎等の施設管理経費や公用車の維持管理経費の予算が計上されております。主なものとしては、節10需用費に役場庁舎の光熱水費624万8,000円、節12委託料には役場の閉庁時間に係る警備委託料530万2,000円、また庁舎清掃委託料390万5,000円等の予算でございます。

36ページに移りまして、節13使用料及び賃借料のうち、公用車の借り上げに伴う公用車リース料に1,189万6,000円を計上しております。

次に、その下になります。目6企画費でございます。本年度予算額1億1,966万2,000円、前年度比669万1,000円の減額でございます。主な内容でございますが、節7報償費にふるさと納税の返礼品に係る寄附者謝礼として150万円、37ページに移りまして、節12委託料に総合振興計画推進業務委託99万円、総合行政ネットワーク保守委託料780万3,000円等を計上しております。その下になりますが、節13使用料及び賃借料では、電算システムの使用料など合計5,703万1,000円を計上しております。

1枚おめくりいただきまして、38ページになります。節18負担金、補助及び交付金でございます。比企広域市町村圏組合管理費等を負担金として673万8,000円、電算に係る経費の節約のため、埼玉県町村会で組織する情報システム共同化推進協議会負担金に153万円等を計上しております。

また、大河ドラマ比企市町村推進協議会関連の予算といたしましては、協議会への町負担金として、大河ドラマ比企市町村推進協議会負担金50万円、また38ページから39ページにかけまして、協議会の事業費補助金として、大河ドラマ比企市町村推進協議会補助金を236万5,000円を計上しております。

次に、目9人権政策費についてご説明いたします。本年度予算額93万9,000円、前年度比601万8,000円の減額でございます。こちらの科目では、人権フェスティバル協力者謝礼や比企人権政策協議会への負担金等の金額でございます。

なお、大きく予算が減額した理由につきましては、本年度作成しておりますパートナーシッププランによるものでございます。

次に、目10コミュニティセンター費を御覧ください。本年度予算額1,885万円、前年度比17万5,000円の増額でございます。コミュニティセンターの運営のための経費といたしまして、コミュニティセンター運営管理委託料に1,885万円の予算を計上しております。

総務管理費の最後になりますが、目15諸費でございます。本年度予算額2,944万6,000円、前年度比6,000円の減額でございます。

主なものといたしましては、節7報償費に交通指導員報酬463万5,000円、区長等報酬1,494万円等の予算を計上しております。

また、40ページの中段を御覧をいただきますと、節18負担金、補助及び交付金のうち、自治振興団体活動費補助金に、令和4年度も各行政区へ補助をするための補助金として354万8,000円の予算を計上させていただきました。

次に、41ページをお開きください。項2徴税费、目1税務総務費でございます。本年度予算額1億798万5,000円、前年度比69万5,000円の増額でございます。主な内容でございますが、職員に係る人件費のほか、節12委託料に3年に1度実施いたします土地鑑定評価委託料1,499万3,000円を計上いたしました。

また、1枚おめくりいただきまして、42ページを御覧いただきますと、節22償還金利子及び割引料に法人税還付のための町税還付金1,000万円等を計上しております。

次に、目2賦課徴収費でございます。本年度予算額2,306万7,000円、前年度比280万4,000円の増額でございます。主なものといたしましては、会計年度任用職員の人件費や消耗品費、電算システム使用料等でございます。

次に、43ページをお開きください。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費でございます。本年度予算額6,131万7,000円、前年度比460万6,000円の減額でございます。43ページには主に職員に係る人件費のほか、44ページにつきましては、住民基本台帳ネットワークシステムに係る委託料や使用料のほか、新規といたしまして、マイナンバーカードを利用しているコンビニエンスストアでの住民票等の取得が可能となるための事業を実施するため、節11役務費において、

コンビニ交付システム手数料に23万4,000円、節12委託料においてコンビニ交付システム委託料165万3,000円、45ページにて、節18負担金、補助及び交付金のうち、コンビニ交付システム負担金に17万4,000円を計上しております。

次に、45ページの中段を御覧ください。項4選挙費、目1選挙管理委員会費でございます。本年度予算額833万6,000円、前年度比11万3,000円の増額でございます。選挙管理委員会委員報酬や人件費等が主な内容でございますが、予算計上の内容につきましては、前年度から大きな差異はございません。

次に、46ページを御覧ください。目2選挙啓発費でございますが、本年度予算額7万8,000円、前年度比9,000円の増額のほか、それ以降の目については、令和4年度に実施される予定の各選挙における予算を計上しております。各目において、選挙実施に当たって必要となる報酬、報償、需用費、役務費、委託料、負担金等をそれぞれ計上しております。各目において共通の予算項目が多いため、詳細な説明については省略させていただきます。

次に、49ページをお開きください。統計調査費でございます。項5統計調査費、目2統計調査費では、本年度予算額33万3,000円、前年度比36万6,000円の減額でございます。節1報酬に就業構造基本調査調査員等報酬7万7,000円、住宅土地統計調査員等報酬9万2,000円のほか、旅費や需用費、役務費等の予算をそれぞれ計上させていただいております。

同じページ、下段を御覧ください。項6監査委員会費、目1監査委員費でございます。こちらは、本年度予算額77万5,000円、前年度比1万円の減額でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 説明の途中でございますが、ここで暫時休憩とさせていただきたいと思っております。再開は午後1時、午後1時です。よろしく申し上げます。

休 憩 （午後 零時06分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

引き続き小柳総務政策課長に説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、午前中に引き続きまして、令和4年度一般会計予算についてご説明をさせていただきます。

午後からは款3民生費からになりますので、よろしくお願いをいたします。

50ページをお開きください。目1社会福祉総務費でございます。本年度予算額1億712万9,000円、前年度比982万4,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、職員人件費のほか、51ページを御覧いただくと、節13使用料及び賃借料に、デマンド交通の車両に係る車両リース料130万6,000円、節18負担金、補助及び交付金に、社会福祉協議会、民生児童委員協議会等

への補助金をそれぞれ計上させていただきました。

次に、目3障害福祉費でございます。本年度予算額4億2,018万5,000円、前年度比3,895万1,000円の増額でございます。主な内容といたしましては、1ページおめくりいただき、52ページの中ほどを御覧いただきたいと存じます。節18負担金、補助及び交付金に、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費として3億687万4,000円、自立支援医療費負担金として3,428万円、相談支援事業負担金として807万6,000円等の予算を計上しております。

また、53ページに移りまして、節19扶助費でございますが、合計5,449万7,000円を計上しております。主なものといたしましては、在宅重度心身障害者手当に750万円、日常生活用具給付等事業給付金に361万7,000円、重度心身障害者医療費助成に3,588万円などがございます。

次に、目4国民年金費でございます。本年度予算額490万1,000円で、前年度比29万9,000円の減額となっております。内容につきましては、前年度と大きな差異はございません。

次に、54ページをお開きください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。本年度予算額14億9,222万2,000円、前年度比では1億5,834万5,000円の増額予算を計上しております。主な予算でございますが、55ページの節12委託料に、放課後児童対策事業委託料として1億2,530万円、保育所保育実施委託料については6億8,895万円の予算計上でございます。また、節18負担金、補助及び交付金に、合計1億7,077万6,000円の予算を計上しております。主な内容といたしましては、民間保育所運営改善費補助金に288万円、家庭保育室事業補助金に561万円、地域子育て支援拠点事業費補助金に5,052万7,000円、障害児通所支援事業給付費負担金に4,199万4,000円等がございます。

56ページを御覧いただきますと、節19扶助費に、こども医療費として7,857万8,000円、児童手当費につきましては3億7,570万2,000円の予算を計上しております。

次に、目2児童福祉施設費でございますが、本年度予算額412万9,000円、前年度比219万4,000円の減額でございます。主な予算といたしましては、子育て支援センター等の管理に係る経費を予算計上しております。

次に、56ページの下段を御覧ください。項3老人福祉費、目1老人福祉総務費でございます。本年度予算額5,499万4,000円、前年度比509万7,000円の増額でございます。主なものといたしましては、57ページの中段を御覧いただきますと、節7報償費に敬老年金として1,075万円、100歳の誕生をお祝いする一世紀長寿祝金として64万6,000円などを計上させていただきました。

次に、58ページを御覧ください。節18負担金、補助及び交付金には、老人クラブ連合会や各地区単位老人クラブへの補助金、シルバー人材センターへの活動費補助金など、合計781万6,000円をそれぞれ計上しております。

また、同じページの下段になりますが、目2老人福祉施設費でございますが、本年度予算額101万4,000円、前年度比12万6,000円の増額でございます。こちらは、主にマレットゴルフ場の整備に

係る予算として計上しております。

次に、59ページを御覧ください。項5国民健康保険費、目1国民健康保険費でございます。本年度予算額9,515万2,000円、前年度比1,377万8,000円の増額でございます。主な予算につきましては、国保運営協議会委員報酬、職員人件費のほか、節27繰出金に国民健康保険特別会計繰出金7,448万円を計上しております。

次に、60ページをお開きください。中段の項7介護保険費、目1介護保険費でございます。本年度予算額2億31万8,000円、前年度比1,888万8,000円の増額でございます。職員人件費のほか、主な予算といたしましては、61ページになりますが、節27繰出金の介護保険特別会計繰出金に1億7,052万5,000円を計上しております。

次に、項8後期高齢者医療費、目1後期高齢者医療費でございます。本年度予算額1億7,989万2,000円、前年度比467万5,000円の増額でございます。主な予算といたしましては、62ページを御覧いただきますと、節18負担金、補助及び交付金に、後期高齢者医療広域連合市町村負担金1億2,979万7,000円、節27繰出金に後期高齢者医療特別会計繰出金3,507万3,000円を計上しております。

続きまして、款4衛生費についてご説明申し上げます。初めに、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。本年度予算額8,359万円、前年度比1,585万7,000円の増額でございます。内容的には、職員人件費や保健センターの施設維持管理に関する委託料のほか、64ページにございますが、節18負担金、補助及び交付金に、病院群輪番制病院事業負担金347万4,000円を計上しております。

次に、同じページの下段、目2予防費でございます。本年度予算額2億2,933万3,000円、前年度比3,994万1,000円の増額でございます。

なお、本項目にて新型コロナワクチン接種事業費を計上させていただいております。

節7報償費に、母子保健事業講師等報酬に665万1,000円、65ページに移りまして、新型コロナワクチン接種関連として、集団予防接種医療従事者報酬1,560万円を計上しております。その他、節12委託料では、妊婦健康診査業務委託料に1,783万2,000円、新型コロナワクチン接種事業も含めました予防接種委託料に1億2,227万4,000円などの予算を計上しております。

続きまして、66ページ下段の目3環境衛生費でございます。本年度予算額3,856万1,000円、前年度比794万2,000円の増額でございます。67ページ下段になりますが、節12委託料に地球温暖化対策実行計画改訂業務委託料320万円を計上し、また68ページになりますが、節18負担金、補助及び交付金に比企広域市町村圏組合負担金1,200万2,000円を計上しております。

次に、68ページの下段、項2清掃費、目2塵芥処理費でございます。本年度予算額3億5,401万5,000円、前年度比9,545万7,000円の増額でございます。節12委託料に一般廃棄物収集運搬委託料といたしまして1億103万4,000円、69ページになりますが、節18負担金、補助及び交付金に小川

地区衛生組合塵芥処理費負担金として2億4,726万円が主な予算でございます。

次に、同じページ中段を御覧いただきますと、目3し尿処理費がございます。こちらにつきましては、節18負担金、補助及び交付金の小川地区衛生組合し尿処理費負担金3,401万1,000円を計上させていただきました。

また、その下段、目4浄化槽事業費でございます。本年度予算額1,200万円、前年度比270万円の増額でございます。節27繰出金といたしまして、浄化槽事業特別会計繰出金1,190万円が主なものでございます。

次に、70ページをお開きください。項1農業費、目1農業委員会費でございます。本年度予算額1,820万1,000円、前年度比271万2,000円の減額でございます。農業委員会委員報酬や費用弁償、農業委員会の負担金関係の予算が主なものでございます。

次に、72ページをお開きください。目3農業振興費でございますが、本年度予算額1,766万2,000円、前年度比299万2,000円の増額でございます。節12委託料といたしまして、谷津の里運営管理委託料197万9,000円、伊古の里運営管理委託料391万6,000円のほか、節18負担金、補助及び交付金にて各種団体補助金を計上しております。

73ページの下段に移りまして、目5農地費でございます。本年度予算額5,808万9,000円、前年度比2,018万2,000円の増額でございます。節12委託料の農村地域防災減災事業等委託料3,100万円を計上させていただきました。

次に、74ページ下段を御覧ください。目7農業集落排水費でございますが、節27繰出金に農業集落排水事業特別会計繰出金を7,220万円予算計上をしております。

続いて、75ページ、款7商工費でございます。目2商工振興費ですが、本年度予算額1,382万4,000円、前年度比176万4,000円の減額でございます。主なものといたしましては、節18負担金、補助及び交付金の商工会補助金621万9,000円でございます。

次に、款8土木費についてご説明いたします。77ページ下段から御覧ください。項2道路橋梁費、目2道路維持費でございます。本年度予算額1億2,999万7,000円、前年度比3,011万1,000円の増額でございます。内容といたしましては、節11役務費に町道の維持補修に係る町道補修作業員手数料1,600万円、78ページに移りまして、節12委託料に道路性状調査等業務委託料1,450万円、節18使用料及び賃借料にLED街路灯賃貸借料856万7,000円、節14工事請負費に公共施設等適正管理推進事業舗装修繕等工事6,150万円等を計上しております。

次に、目3道路新設改良費でございますが、本年度予算額は6,222万1,000円で、前年度比6,150万円の増額でございます。令和4年度に実施予定の工事、また工事に伴う委託料といたしまして、節12委託料に町道102号線ほか測量設計等委託料4,000万円、節14工事請負費に、町道4026号線の工事に1,000万円、町道1047号線道路改良工事に1,000万円等を計上させていただきました。

次に、目4橋梁維持費でございますが、79ページをお開きください。節12委託料に道路橋補修

設計等委託料2,000万円を計上し、道路橋の補修工事に伴う設計業務委託料を計上しております。

次に、81ページをお開きください。項5都市計画費、目4公共下水道費でございますが、節27繰出金に下水道事業特別会計繰出金1億1,810万円を計上しております。

次に、目6公園費でございます。本年度予算額1,422万2,000円、前年度比32万円の増額でございます。主な内容といたしましては、82ページになりますが、節12委託料に公園等植栽管理委託料304万5,000円、駅前広場等清掃委託料439万6,000円の予算を計上しております。

次に、83ページをお開きください。款9消防費でございます。目1常備消防費に比企広域消防組合常備消防費負担金として3億1,425万8,000円、目2非常備消防費に比企広域消防組合非常備消防費負担金として1,978万1,000円の予算を計上させていただいたほか、目4防災費では、節12委託料に防災行政無線保守点検委託料538万3,000円、地域防災計画策定委託料550万円などを計上させていただきました。

次に、款10教育費についてご説明をいたします。85ページをお開きください。項1教育総務費、目2事務局費でございます。本年度予算額1億367万7,000円、前年度比348万4,000円の減額でございます。こちらでは、主に特別職、一般職の人件費が主なものとなっております。

次に、86ページ中段を御覧ください。目3教育振興費でございます。本年度予算額1億2,021万9,000円、前年度比3,184万1,000円の減額でございます。主な予算といたしましては、節1報酬に会計年度任用職員の給料に相当する報酬3,127万5,000円、87ページに移りまして、節12委託料に英語指導助手派遣委託料に1,485万円、またG I G Aスクール構想関連事業といたしましては、各小中学校のI C T支援のためのI C T支援員配置委託料に737万円、児童生徒用のタブレットパソコン等のリース料として、節13使用料及び賃借料に公立学校情報機器タブレットP C等賃貸料1,769万2,000円を計上いたしました。また、小中学校、幼稚園の空調機器の借上料として、空調設備等借上料に2,756万9,000円を計上しております。

次に、89ページをお開きください。項2小学校費、目1学校管理費でございますが、本年度予算額7,965万7,000円、前年度比3,328万1,000円の減額でございます。主なものを申し上げますと、89ページ下段の節7報償費には学校医や学校薬剤師の報償費を、節10需用費には各小学校の光熱水費、燃料費、医薬材料費、消耗品費を、そして90ページ下段から92ページにかけては、各小学校の施設管理に伴う委託料などをそれぞれ計上しております。また、節13使用料及び賃借料には、宮前小学校のプレハブ校舎借上料、また機械使用料等を計上しております。

次に、95ページ、項3中学校費を御覧ください。目1学校管理費でございます。本年度予算額5,746万8,000円、前年度比711万2,000円の減額でございます。主な内容でございますが、先ほどご説明を申し上げました小学校費と同様になりますが、中学校の施設維持管理に関する経費が主なものでございます。

96ページを御覧いただきますと、節12委託料には、中学校の施設管理に伴う委託料を計上させ

ていただいたほか、その他予算額が大きな科目といたしましては、節13使用料及び賃借料にパソコン等借上料1,459万4,000円、プレハブ校舎等借上料2,003万4,000円などでございます。

次に、97ページを御覧ください。目2教育振興費でございます。本年度予算額722万2,000円、前年度比116万6,000円の減額でございます。講演会等の講師謝礼のための報償費や消耗品等を購入するための需用費等の予算を計上しております。

次に、98ページをお開きください。項4幼稚園費、目1幼稚園費でございます。本年度予算額1億2,250万5,000円、前年度比153万1,000円の増額でございます。幼稚園職員に係る人件費のほか、99ページ中段を御覧いただきますと、節12委託料に幼稚園の施設管理に関する委託料や、園児バス運転業務等委託料1,292万2,000円などを計上しております。

次に、100ページをお開きください。項5社会教育費、目1社会教育総務費でございます。本年度予算額917万6,000円、前年度比107万9,000円の増額でございます。節1報酬に社会教育委員の報酬を計上したほか、社会教育活動実施のための報償費や補助金を計上いたしました。また、令和4年度から実施予定の放課後子供教室事業の事業費についても、こちらの項目で計上しております。

次に、102ページをお開きください。目2文化財保護費でございます。本年度予算額1,930万3,000円、前年度比88万4,000円の減額でございます。本項目では、文化財保護委員報酬やエコミュージアムセンターの施設管理に関する経費、またミヤコタナゴの保護、繁殖に係る経費、発掘調査等に係る経費を計上しております。

次に、103ページの下段を御覧ください。目3公民館費でございます。本年度予算額1,224万1,000円、前年度比473万4,000円の増額でございます。主に公民館教室や子どもまつりなどの公民館事業に係る経費を計上しております。

続いて、104ページの下段を御覧ください。目4図書館費でございます。本年度予算額3,115万8,000円、前年度比37万3,000円の減額でございます。図書館の施設管理のための予算のほか、106ページを御覧いただきますと、節17備品購入費にDVDやCD等の購入費である視聴覚費として40万円、図書の購入費である図書費として300万円を計上しております。

次に、項6保健体育費、目1保健体育総務費でございます。本年度予算額709万8,000円、前年度比103万4,000円の減額でございます。節1報酬としては、スポーツ推進委員報酬121万6,000円のほか、107ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金として、町スポーツ協会補助金として345万3,000円を計上しております。

次に、目2体育施設費でございます。本年度予算額1,301万4,000円、前年度比44万9,000円の減額でございます。主に体育施設の維持管理に係る委託料が主な予算計上の内容となっております。

次に、108ページを御覧ください。目3学校給食費でございます。本年度予算額1億8,560万3,000円、前年度比209万8,000円の減額でございます。学校給食費に係る予算としては、節10需用

費の給食用品費に1億87万6,000円、節12委託料の給食委託料に8,118万9,000円、こちらが主な予算内容となっております。

次に、款11災害復旧費についてでございます。災害に備えて、農林水産施設災害復旧費及び道路橋梁災害復旧費を科目設定のみ計上させていただきました。

次に、110ページを御覧ください。款12公債費でございます。こちらは借金の返済額に当たりませんが、令和4年度の償還金額は、元金で5億8,348万7,000円、利子が2,291万6,000円、合計で6億640万3,000円でございます。前年度と比較して237万5,000円の増額でございます。

次に、款13諸支出金、項2基金費でございます。目1財政調整基金費から目12森林環境基金費まで、6つの基金への積立金額を計上しております。主に利子分でございますが、目8まちづくり応援基金費につきましては、ふるさと納税による寄附金の積立てといたしまして500万円、111ページに移りますが、目12森林環境基金費につきましては、令和4年度交付予定の森林環境譲与税をこちらの基金に積み立てる予定でございまして、236万7,000円を予算計上しております。

次に、111ページ、予備費でございます。本年度予算額は2,333万7,000円、前年度比145万6,000円の減額でございます。

次に、112ページからは給与費明細書を掲載しております。113ページからが一般職の給与費でございます。本年度と前年度を比較いたしますと、主に会計年度任用職員の給料相当分となる報酬については727万2,000円の増額、常勤職員の給与につきましては1,530万2,000円の増額、職員手当につきましては683万円の増額、共済費につきましては1,144万3,000円の増額となり、合わせますと4,084万7,000円の増額予算となっております。詳細につきましては、114ページ以降に記載させていただきましたので、後ほどご確認いただければと存じます。

次に、ページを飛びまして、122ページを御覧いただきたいと存じます。債務負担行為の調書の令和4年度に係る分でございます。こちらは、冒頭8ページでご説明いたしました内容及び令和3年度中に債務負担行為を計上した公用車借上料及び月の輪小学校校務用パソコン機器等賃貸借事業でございます。123ページには過年度分として19事業を掲載しております。後ほどご確認いただければと存じます。

次に、124ページを御覧いただきたいと存じます。地方債の調書でございます。左から3列目の令和3年度末現在高見込額の合計を御覧いただきたいと存じます。合わせて54億2,557万3,000円に、1つ右の令和4年度中増減見込額の中の令和4年度中起債見込額の計3億9,702万4,000円を加え、その右隣になります令和4年度中元金償還見込額の5億8,348万7,000円を差し引きますと、一番右側、令和4年度末現在高見込額の合計が52億3,911万円となります。改めて簡単に申し上げますと、令和4年度中の借金額が3億9,702万4,000円で、返済額が5億8,348万7,000円ですので、その差額の1億8,646万3,000円の借金が減少するというところでございます。

最後に、1枚おめくりいただきまして、126ページから129ページまでは滑川町一般会計歳入歳

出予算比較増減表でございます。大枠の款ごとの前年比較については、こちらの資料を申し上げさせていただきます。後ほど高覧いただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、令和4年度一般会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、岩附町民保険課長から議案第22号、23号及び24号の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第22号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定についてをご説明申し上げます。

それでは、引き続き予算書を用いまして説明をさせていただきます。特別会計131ページをお願いいたします。

議案第22号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計予算

令和4年度滑川町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億7,848万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田昇

続きまして、135ページをお願いしたいと存じます。

歳入歳出予算事項別明細書からご説明を申し上げます。

令和4年度国民健康保険特別会計の総額は、歳出予算それぞれ16億7,848万8,000円で、前年度比5,742万8,000円の増、率にいたしまして3.5%の増額予算となっております。

歳入につきましては、款1国民健康保険税、款6県支出金、款10繰入金をそれぞれ増額をしております。

また、136ページ、歳出では、款2保険給付費において、保険医療費支払いの増加が見込まれるため増額となり、款3国民健康保険事業費納付金につきましては、県が行った被保険者1人当たり保険税必要額算定結果で示された額の予算計上を行ってございます。

それでは、歳入の主な項目につきましてご説明を申し上げます。

予算書の137ページから説明をいたします。款の1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、本年度予算額3億7,558万6,000円で、前年度比1,034万6,000円の増額となっております。増額の理由といたしましては、国保被保険者数は減少しているものの、県が算定いたしました被保険者1人当たりの保険税必要額が増加したための算定となっております。

続きまして、下段の目2退職被保険者等国民健康保険税は、本年度予算額6,000円で、項目のみの設定となります。理由といたしましては、退職者医療制度が令和2年3月で終了となりまして、退職被保険者はゼロ人となったことによるものでございます。

続きまして、138ページをお願いいたします。下段の款6県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金でございますが、本年度予算額12億829万1,000円を計上いたしました。前年度比3,855万5,000円の増額となります。主なものといたしましては、節1普通交付金に11億8,463万円で、保険医療費の伸びを踏まえた前年度比4,829万3,000円の増額となっております。節2特別交付金分は2,361万1,000円で、前年度比973万8,000円の減額となっております。

次に、139ページをお願いいたします。中段の款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、本年度予算額7,448万円を計上し、前年度比1,008万4,000円の増額となっております。こちらは、国、県、町から法定で定められました負担率で、一般会計から繰入れを行います。

次のページ、140ページになりますが、中段の款11繰越金ですが、前年度とほぼ同額の本年度予算額1,800万円を計上しました。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出の主な項目についてご説明をいたします。

142ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費ですが、目1一般管理費として、総額で本年度予算額594万7,000円を計上いたしました。前年度比35万1,000円の増となります。主なものに、節12委託料のうち、共同電算処理委託料161万2,000円、レセプト点検委託料に90万3,000円を計上しております。

次に、その下段、項3運営協議会費ですが、本年度予算額39万7,000円を計上いたしました。前年度と同額となっております。

続きまして、143ページの下段、款2保険給付費、項1療養諸費でございますが、一般被保険者及び退職被保険者分の療養給付費、療養費、審査支払手数料を合わせまして、合計で144ページの中段の計、本年度予算額10億2,709万3,000円、前年度比4,294万6,000円増の支出を計上しております。増額の理由といたしましては、前年度実績で医療費が伸びておりまして、保険給付費の増加が見込まれるためでございます。

続きまして、その下段、項2高額療養費でございますが、一般と退職者分を合計いたしまして、145ページの本年度予算額の計1億5,752万5,000円の歳出を見込んでございます。前年度比534万6,000円の増となっております。こちら増額の要因といたしましては、保険診療費の増加に伴い支払額の増加が見込まれるためでございます。

続いて、146ページ、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金に630万円、項5葬祭諸費、目1葬祭費に150万円、項6傷病手当諸費、目1傷病手当諸費に28万1,000円をそれぞれ計上してございます。

次に、147ページ、款3国民健康保険事業費納付金でございますが、項1医療給付費分、本年度予算額の計3億104万1,000円、次の項2後期高齢者支援金等分、184ページの上段になりますが、本年度予算額の計1億565万9,000円、次の項3介護納付金分、本年度予算額3,825万2,000円、これら3つを合算した納付金額4億4,495万2,000円を埼玉県へ支払いを行います。前年度比では1,035万1,000円の増額となっております。

なお、滑川町は県の納付金算定の結果、約1,400万円の激変緩和措置が講じられており、これを差し引いた後の納付金額となっております。

続きまして、下段の款6保健事業費、項1保健事業費でございますが、目1保健衛生普及費に本年度予算額505万8,000円を計上いたしまして、主なものは149ページ、節18負担金、補助及び交付金、人間ドック補助金に400万円を確保し、利用者の負担軽減を行います。

また、目2保養事業費に本年度予算額235万1,000円を計上いたしまして、保養所利用補助金に90万円、糖尿病性腎症重症化予防共同事業負担金に143万円を計上してございます。

最後に、項2特定健康診査等事業費につきましては、本年度予算額1,614万7,000円を計上しております。来年度も被保険者の健康保持増進を図るため、特定健康診査による集団健診及び個別健診を実施してまいります。

以上をもちまして国民健康保険特別会計の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、議案第23号 令和4年度滑川町介護保険特別会計予算の議定についてご説明を申し上げます。

予算書の153ページをお開きいただきたいと思います。

令和4年度滑川町介護保険特別会計予算

令和4年度滑川町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億522万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田 昇

続きまして、157ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算事項別明細書からご説明を申し上げます。

令和4年度の介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億522万5,000円で、前年度比4,822万5,000円の増、率にいたしまして3.8%の増額予算となっております。増額の内訳としましては、歳入では、款4国庫支出金、款5支払基金交付金、款6県支出金の増額並びに款10の繰越金の増額となります。

158ページ、歳出でございますけれども、款2保険給付費、款5地域支援事業費を増額しまして、各種介護サービス事業費を確保するための予算措置となっております。

歳入の主な項目からご説明をいたします。

159ページをお願いいたします。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料ですが、本年度予算額2億8,257万7,000円で、前年度比371万1,000円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、被保険者数は伸びているものの、基金積立金の取崩しにより、第8期介護保険事業計画において保険料額の引下げを行ったことにより減額となっております。

次に、1つ飛ばしまして、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金でございますが、本年度予算額2億1,194万9,000円で、前年度比743万5,000円の増となっております。これは、各種介護サービス費等の増額を見込んだ国庫負担分となっております。

続いて、その下段、項2国庫補助金ですが、目1調整交付金、目2地域支援事業交付金、次の160ページの目3、同じく地域支援事業交付金、下の目8総合事業調整交付金、目9保険者機能強化推進交付金、目10保険者努力支援交付金の7項目の計の欄、本年度予算額3,447万9,000円を計上いたしました。こちらは、国からの補助金として介護サービス事業費の費用に充てることとなります。

続きまして、その下段、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては、合計で本年度予算額3億2,027万6,000円を計上、前年度比1,313万9,000円の増額となります。こちらも介護サービス事業費の費用に充てられます。

続いて、161ページ、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金につきましては、本年度予算額1億6,602万1,000円で、前年度比780万3,000円の増額となります。こちらも介護給付

費の費用に充てられます。

続きまして、162ページをお願いいたします。款9繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、目1介護給付費繰入金から目5その他一般会計繰入金までの計、本年度予算額1億7,052万5,000円を一般会計から繰入れをいたします。前年度比1,492万2,000円の増額となっております。

次の項2基金繰入金ですが、当初予算での基金からの繰入れはございません。

続いて、163ページの上段、款10繰越金につきましては、本年度予算額1億1,504万4,000円を見込みまして計上をしております。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主な項目につきましてご説明を申し上げます。

164ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費に本年度予算額272万6,000円を計上、また項2徴収費、目1賦課徴収費に前年度とほぼ同額の本年度予算額113万4,000円を計上いたしました。

次の165ページ、項3介護認定審査会費ですが、本年度予算額の計873万6,000円となります。主な支出といたしまして、上段の節18負担金、補助及び交付金に比企広域市町村圏組合負担金として507万5,000円、下段の節11役務費、主治医意見書手数料に280万円を計上しております。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、目1居宅介護サービス給付費から目3地域密着型介護サービス給付費、次のページの目5施設介護サービス給付費、目7居宅介護福祉用具購入費、目8居宅介護住宅改修費、そして目9居宅介護サービス計画給付費まで、6つの介護サービス費の合計といたしまして、本年度予算額10億6,228万8,000円を計上しております。サービス費全体で前年度比4,158万9,000円の増額となっております。

続きまして、167ページになりますが、項2介護予防サービス等諸費でございますが、こちらは介護予防のための給付となっております。先ほどとほぼ同様に、目1介護予防サービス給付費から目7介護予防サービス計画給付費までの5つの介護予防サービス費があります。合計いたしまして、168ページの上段、本年度予算額3,020万円を予算計上しております。全体では、前年度比285万9,000円の増額となっております。

続きまして、169ページになりますが、項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費ですが、本年度予算額2,360万円を計上してございます。こちらは、介護サービス費の支払いが一定額以上の高額になった場合に、超過分を利用者に支給をいたします。前年度比245万円の増額となります。

次のページ、170ページ中段にございます項6特定入所者介護サービス等費でございますが、目の計で本年度予算額4,240万円を計上しております。前年度と同額となっております。内容といたしましては、介護施設サービスを利用した場合に自己負担の限度額が設定をされておまして、これを超える利用額を補助するためのものの予算でございます。

続いて、その下段、款5地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、目1介護予防・生活支援サービス事業費の節12委託料、介護予防ケアマネジメント委託料に308万8,000円、節18負担金、補助及び交付金に訪問型サービス事業費240万円は、要支援者等に対する日常生活の支援を提供するための費用、また通所型サービス事業費に1,440万円を計上し、機能訓練や集いの場などを提供するための予算の確保を行いました。

続きまして、172ページ、項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費に本年度予算額317万9,000円を計上し、節7報償費、講師謝金222万6,000円は、うた声サロン、ほうかついこいの場、いきいき健康体操教室等に使われます。また、節12委託料、一般介護予防事業委託料82万5,000円は、いきいきサロン、元気アップ教室等の開催の費用に充てられます。

次の項3包括的支援事業・任意事業でございますが、こちらは、地域支援事業の中で7つの各種事業を行ってございます。内訳といたしまして、目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費に本年度予算額105万2,000円、目5在宅医療・介護連携推進事業費に本年度予算額147万8,000円、目6生活支援体制整備事業費に本年度予算額184万9,000円、目7認知症総合支援事業に本年度予算額23万8,000円、目8地域ケア会議推進事業費に本年度予算額26万6,000円、目9家族介護支援事業に本年度予算額59万4,000円、目10その他の事業に予算額60万5,000円を予算計上しております。合計額は前年とほぼ同額の予算としております。

最後に、176ページをお願いいたします。中段の款6基金積立金、項1基金積立金の目1介護給付費準備基金積立金でございますが、前年度と同額の本年度予算額4,673万4,000円を予算計上いたしました。今後も高齢者人口の増加が見込まれておりますので、介護保険料の抑制、介護給付費及び地域支援事業費を賄うための資金として、基金積立てにより準備を進めてまいります。

以上で令和4年度介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第24号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを説明申し上げます。

予算書の179ページをお願いいたします。

議案第24号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億567万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用

することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田 昇

それでは、予算書の183ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算事項別明細書からご説明をいたします。

令和4年度の後期高齢者医療特別会計の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億567万5,000円で、前年度比3,115万3,000円の増、率にいたしまして17.9%の増額予算となっております。

主な増額の理由といたしましては、歳入では、被保険者の増加に伴う款1後期高齢者医療保険料及び款4繰入金を増収、184ページ、歳出では、款1総務費並びに款2後期高齢者医療広域連合納付金を増額いたしました予算措置となっております。

初めに、歳入の主な項目についてご説明をいたします。

185ページをお願いいたします。最初に、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料ですが、目1特別徴収保険料、本年度予算額9,656万3,000円、続いて目2普通徴収保険料に本年度予算額6,743万3,000円を計上いたしました。合計で1億6,399万6,000円、前年度比2,674万1,000円の増となっております。主な増額の理由といたしましては、被保険者数の増加並びに令和4年、5年度の保険料率改定見込みにより算定をいたしました結果によるものでございます。

続きまして、ページの下段、款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、節1事務費繰入金に本年度予算額131万4,000円、それと節2保険基盤安定繰入金に本年度予算額3,375万9,000円を計上いたしまして、前年度比341万2,000円の増額となっております。

なお、保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減を行うための一般会計からの繰入金となっております。

歳入の説明は以上になります。

続きまして、歳出の主な項目についてご説明をいたします。

188ページをお願いいたします。款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費ですが、本年度予算額73万4,000円を予算計上いたしました。こちらは、保険料徴収のための納付書等発送の事務費になります。

続いて、項3保険事業費、目2保養事業費といたしまして、本年度予算額206万円を予算計上いたしまして、説明の欄、人間ドック補助金に140万円、保養所利用補助金に66万円をそれぞれ予算を取りまして、被保険者の健康保持増進に努めたいと思います。

続いて、その下段、款項目同じく後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、本年度予算額2億17万9,000円を計上いたしました。前年度比3,106万3,000円の増額となります。納付金につ

きましては、歳入の保険料徴収分並びに保険基盤安定負担金分を合わせた額を埼玉県広域連合へ納付をいたします。

以上、誠に簡単でございますけれども、後期高齢者医療特別会計の予算説明とさせていただきます。

これをもちまして、町民保険課所管の特別会計予算の議案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩とします。再開は午後2時15分とします。2時15分です。よろしくお願いたします。

休 憩 （午後 2時01分）

再 開 （午後 2時15分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

次に、関口環境課長から議案第25号、26号及び27号の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第25号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の191ページをお開きください。

令和4年度滑川町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,100万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、194ページをお開きください。第2表、地方債ですが、流域下水道事業債の限度額を2,620万円、公営企業会計移行債の限度額を1,100万円とし、合計3,720万円といたしました。起債の方法は、普通貸借または証券発行として、利率4%以内と定めてございます。

次に、195ページ、196ページの歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,100万円とさせていただきました。前年度比500万円の減となります。減額の主な理由は、流域下水道事業債の償還金の減少によるものでございます。令和3年度は償還がピークであり、今後減少をしていく見込みでございます。

次に、197ページをお開きください。主な歳入についてご説明いたします。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1下水道事業分担金100万円を計上いたしました。下水道区域外から公共下水道に接続する分担金でございます。約5件を見込んでございます。

次の款1分担金及び負担金、項2負担金、目1下水道事業負担金130万1,000円を計上いたしました。前年度比20万円の減となります。令和4年度に新規に公共下水道に接続する受益者の賦課によるものでございます。

次の款2使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料1億9,050万円を計上いたしました。前年度と同額となります。下水道の使用料でございます。

次に、198ページをお開きください。2段目の款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1億1,810万円を計上いたしました。前年度比350万円の減となります。減額の主な理由は、起債の償還金の減少によるものでございます。

次に、款6繰越金ですが、1,283万4,000円を計上いたしました。

次に、199ページの下段を御覧ください。款8町債、目1下水道事業債3,710万円計上いたしました。前年度比460万円の減となります。内容は、流域下水道事業債2,620万円、公営企業会計移行債1,100万円でございます。

次に、200ページをお開きください。主な歳出についてご説明いたします。

款1総務費、目1一般管理費3,109万4,000円を計上いたしました。前年度比1,141万5,000円の減でございます。減額の主な理由は、令和5年4月に向けて令和2年度から計画的に進めてまいりました公営企業会計に移行するための委託料の減額です。内容は、節12委託料の下水道使用料徴収事務委託料711万円、公営企業会計移行業務委託900万円、公営企業会計システム構築業務200万円でございます。

次をお開きください。款1総務費、目1管渠維持管理費1億3,791万円を計上いたしました。前年度比451万4,000円の増となります。増額の主な理由は、人口増による下水道の汚水処理に係る費用である市野川流域下水道維持管理負担金の増額及び下水道マンホールポンプ遠隔監視装置の

切替えによるものでございます。主な理由は、節12委託料のうち、マンホールポンプ保守点検業務委託及び節14工事請負費、下水道管渠修理費で、マンホールポンプ遠隔装置の切替え150万円、節18マンホールポンプ遠隔装置切替え150万円、負担金、補助及び交付金、市野川流域下水道負担金1億1,950万円、節26公課費消費税納付金650万円でございます。

次に、款2事業費、目1建設事業費2,710万3,000円を計上いたしました。前年度比265万5,000円の増となります。増額の主な理由は、市野川流域下水道建設負担金の増額によるものでございます。主な内容については、203ページになります。節18負担金、補助及び交付金のうち、市野川流域下水道負担金2,630万9,000円でございます。

次に、下段の款3公債費、目1元金1億3,376万9,000円、目2利子2,039万円、計1億5,415万9,000円につきましては、流域下水道事業債及び公共下水道事業債、公営企業会計適用債の元金及び利子の償還でございます。

次に、204ページを御覧ください。下段の款5予備費でございますが、1,073万2,000円といたしました。

下水道事業については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、環境課長、議案第26号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書215ページをお開きください。

令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,580万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、219ページをお開きください。219ページ、220ページの歳入歳出予算の事項別明細書を御

覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,580万円とし、前年度比570万円の増となります。

次に、221ページを御覧ください。主な歳入についてご説明いたします。

款1分担金及び負担金、目1農業集落排水分担金280万円を計上いたしました。新規接続者の分担金4件を見込んでございます。

款2使用料及び手数料、目1使用料ですが、1,680万円を計上いたしました。伊古広瀬地区、和泉菅田地区、両表地区及び土塩地区の農業集落排水使用料となっております。

次に、款4繰入金、目1一般会計繰入金7,220万円を計上いたしました。前年度と同額となります。

次に、222ページをお開きください。款5繰越金ですが、399万6,000円を計上いたしました。

次に、歳出について説明いたします。223ページをお開きください。主な歳出についてご説明いたします。

款1施設費、目1維持管理費4,348万1,000円を計上いたしました。前年度比272万8,000円の増となっております。主な内容は、節11役務費1,324万3,000円、排水処理施設の汚泥引抜き費等でございます。

節12委託料1,513万8,000円、処理施設保守点検清掃業務、中継ポンプ保守業務、使用料の徴収事務委託料でございます。

次に、節14工事請負費、農業集落排水処理施設修繕工事300万円、節18負担金、補助及び交付金、農業集落排水施設維持管理負担金480万円、野原・土塩地区農業集落排水施設維持管理負担金の協定に基づき、熊谷市に支払うものでございます。

次に、224ページ、下段を御覧ください。款2農業集落排水事業、目2施設建設費ですが、464万5,000円を計上いたしました。前年度比220万円の増となります。増額の主な理由は、新規接続者の公共ますの設置でございます。主な内容は、下段の225ページをお開きください。節14工事請負費280万円、公共ます設置工事費、新規接続者4か所に公共ますを設置するものでございます。ほかに節18負担金、補助及び交付金160万7,000円で、伊古第2処理施設償還補助をするものでございます。

次に、款3公債費ですが、目1元金3,324万5,000円、目2利子750万円、計4,074万5,000円を計上いたしました。農業集落排水事業債の償還金となっております。

次に、226ページをお開きください。下段の款5予備費ですが、173万9,000円といたしました。

農業集落排水事業については以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、浄化槽事業でございます。環境課長、議案第27号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書237ページをお開きください。

令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,010万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、240ページをお開きください。第2表、地方債ですが、下水道事業債の限度額を480万円といたしました。起債の方法は、普通貸借または証券発行とし、利率を4%以内と定めたものでございます。

次に、141ページ、142ページでございます。歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,110万円とし、前年度比770万円の増となります。増額の主な理由は、浄化槽設置工事費の増によるものでございます。

次に、243ページをお開きください。主な歳入についてご説明いたします。

款1 分担金及び負担金、目1 設置費分担金222万6,000円を計上いたしました。公設浄化槽設置の分担金でございます。

款2 使用料及び手数料、目1 浄化槽使用料1,099万8,000円を計上いたしました。浄化槽の使用料及び清掃料でございます。

款3 国庫支出金、目1 国庫補助金1,207万9,000円を計上いたしました。浄化槽整備事業補助金は循環型社会形成推進交付金でございます。

次に、款4 県支出金、目1 県補助金、浄化槽整備事業補助金600万円を計上いたしました。

次に、244ページをお開きください。款5 繰入金1,190万円を計上いたしました。一般会計から

の繰入れでございます。前年度比270万円の増、増額の主な理由は、起債の償還及び人件費、公設浄化槽修繕費を補うための増額でございます。

次に、款6繰越金209万3,000円を計上いたしました。

次に、245ページをお開きください。款8町債、目1下水道事業債480万円を計上いたしました。公設浄化槽設置費用の町分担金でございます。

続いて、246ページをお開きください。主な歳出についてご説明申し上げます。

款1総務費、目1総務管理費48万7,000円を計上いたしました。主な内容は、節12委託料のうち、公設浄化槽使用料徴収事務委託料24万4,000円でございます。

下段の款2施設管理費、目1浄化槽管理費2,021万2,000円を計上いたしました。主な内容は、次の247ページ、節12の委託料907万9,000円で、浄化槽の清掃及び保守点検の委託料でございます。

次に、款3施設整備費、目1浄化槽整備費2,516万円を計上いたしました。前年度比1,187万5,000円の増でございます。増額の主な理由は、浄化槽設置工事費及び浄化槽本体工事費でございます。内容は、節14工事請負費、浄化槽設置工事費1,556万5,000円、節16公有財産購入費、浄化槽本体購入費559万5,000円、次に248ページをお開きください。節18負担金、補助及び交付金、転換促進奨励補助金400万円。

款4公債費、目1元金232万5,000円、目2利子45万1,000円、計277万6,000円を計上いたしました。浄化槽事業費の償還金でございます。

款6予備費は146万5,000円といたしました。

環境課所管の特別会計3会計についての説明は、以上で終わりにさせていただきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、會澤水道課長から議案第28号の説明を求めます。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、議案第28号 令和4年度滑川町水道事業会計予算の議定についてご説明申し上げます。

別冊の水道事業会計予算書より、1ページを御覧いただきたいと思います。

令和4年度滑川町水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和4年度滑川町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水世帯8,081世帯。

（2）年間総配水量246万7,320立米。

（3）一日平均配水量6,760立米。

(4) 主な建設改良工事等、重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新事業設計業務委託、重要給水施設配水管路耐震化工事。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款事業収益3億7,886万9,000円、第1項営業収益3億6,933万1,000円、第2項営業外収益953万8,000円。

支出、第1款事業費3億5,836万2,000円、第1項営業費用3億4,835万2,000円、第2項営業外費用771万円、第3項特別損失30万円、第4項予備費200万円。

2ページをお願いします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,617万3,000円は、当年度消費税資本的収支調整額1,728万8,000円、建設改良積立金3,727万8,000円、当年度損益勘定留保資金2,160万7,000円で補填するものとする。)

収入、第1款資本的収入1億6,346万1,000円、第1項負担金1,200万6,000円、第2項加入金866万8,000円、第3項企業債及び他会計借入金1億1,417万9,000円、第4項国庫補助金2,860万8,000円。

支出、第1款資本的支出2億3,963万4,000円、第1項建設改良費2億54万5,000円、第2項企業債及び他会計償還金3,908万9,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新事業、限度額1億1,420万円、起債の方法、普通貸付又は証券発行、利率4%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間。

(議会の議決を経なければ流用できない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費3,729万7,000円。

(2) 交際費5万円。

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、500万円と定める。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、4ページから6ページの実施計画書でございますが、これにつきましては、26ページからの事項別明細書で同じ内容を詳しくご説明させていただきます。

次に、7ページですが、7ページは、予定キャッシュフロー計算書を記載しております。この計算書は、当初予算が計画どおりに執行された場合の予定額を記載してございます。資産や負債の増減に着目し、前年度と比較を行い、現金の動向を捉えていく役割を持っているものです。

次に、8ページから13ページまでは、給与費明細書等として人件費に係る説明を記載しております。

続く14ページから17ページにかけてですが、令和4年度の予定貸借対照表を掲載しております。予定キャッシュフロー計算書と同じく、当初予算が計画どおりに執行された場合の年度末における資産の部と、その対象となる負債の部、資本の部を分けて整理してあるもので、双方の合計額が一致し、貸借が対象となることを確認する表となっております。

次に、18ページから23ページには、令和3年度予算の現時点での予定される損益計算書及び予定貸借対照表を記載しております。

続く24ページから25ページまでは、令和4年度滑川町水道事業注記事項として、総務省の基準に基づき、公営企業として記載することが望ましいものとされているものの記載をしてございます。説明については割愛させていただきますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

続きまして、26ページをお開きいただきたいと思います。令和4年度滑川町水道事業会計事項別明細書を御覧ください。先ほどご説明いたしました、4ページから6ページの実施計画書の内容を詳細に記載したものであります。主なものについて順次説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出の表より、収入について、款1事業収益は3億7,886万9,000円で、前年度より3,104万9,000円の増額となっております。

項1営業収益より、目1給水収益、節1水道料金は、水道使用者様からいただく水道料金です。3億5,795万8,000円を計上し、昨年当初より3,152万3,000円の増額といたしました。

次に、目3その他の営業収益、節1加入金、節2量水器取付料、節4手数料等についてですが、前年度実績に基づき1,087万3,000円を計上し、昨年当初より102万8,000円の減額といたしました。

次に、27ページをお願いします。項2営業外収益は953万8,000円で、前年比55万4,000円の増額となっております。おおむね例年どおりの算定をさせていただきましたが、目5雑収益については、下水道料金徴収事務受託料、農業集落排水料金徴収事務受託料が算定基礎となる調定件数の伸びにより、それぞれ28万円、1万9,000円の増額算定となったことと、新たに令和4年度から合併浄化槽の料金調定についても、同じシステムにて処理ができるようシステム改修をしますので、

合併浄化槽料金徴収事務受託料として同じく経費について算定し、24万4,000円を計上させていただきました。

続いて、支出です。28ページを御覧願います。款1事業費は3億5,836万2,000円で、前年度比1,462万4,000円の増額といたしました。

項1営業費用、目1原水及び浄水費は、配水場の機器の維持管理や県から水道用水を購入するための費用です。節3委託料は各種点検、清掃等の費用で503万2,000円を計上いたしました。節6受水費は、県より水道水を購入するための費用です。総配水量の予想水量より1億6,770万6,000円を計上いたしました。なお、購入の単価は本年度も変動がなく、1立米当たり税別61.78円です。

次に、目2配水及び給水費は、主に配水場や配水管路の維持管理、点検、修繕等に要する経費となっております。昨年度とほぼ同額を計上させていただきました。主なものといたしまして、次ページとなりますが、節4委託料は、一番下の項目に新たに水管橋等点検業務委託を実施したいと考えており、220万円を計上させていただいております。節5賃借料の水道事業支援システムレンタル業務委託は、昨年同様821万1,000円を計上いたしました。節6修繕費は、老朽化した消火栓や漏水等に係る管路の緊急修繕のための費用として1,080万円を計上いたしました。

次に、目3業務費は1,958万2,000円で、280万4,000円の減額を計上いたしました。水道料金の賦課徴収に伴う経費が主なものです。節1から節4までの会計年度任用職員に関する人件費について任用予定がなく、科目設定のための額にしたことが昨年と大きく変わっております。その他の項目については例年に倣って算出し、計上させていただいております。

次に、30ページをお願いします。節8委託料の1,380万9,000円は、毎月水道メーター検針を検針員によって実施するための人件費と、その管理や水道メーター検針後の料金の算定、お支払いいただいた料金の管理を行うためのシステムの費用などとなっております。昨年並みの金額の計上をいたしました。

次に、目4総係費ですが、4,897万3,000円は、前年比47万3,000円の増額となっております。節2給料から節7旅費までは水道課職員の人件費、その他は庶務的経費となっております。こちらもおおむね例年どおりの算定内容で計上させていただいておりますが、32ページ中段の節16賃借料については、配水タンク内の水をタンクの外へ排出する必要が生じた際の管路を民地内に占用させていただき、下の沼まで配管している土地の賃借料で、5年分を一括で支払っているものと、その排水を流させていただくために、沼の管理をしている管理組合に10年分を一括で支払っている支払い年になっているために、今回計上させていただいております。

続きまして、33ページをお願いします。目5減価償却費ですが、配水場の建物、水道タンク、配水本管等の構築物等の固定資産減価償却分7,072万8,000円を計上いたしました。

項2営業外費用、目1節1支払利息及び企業債取扱諸費ですが、借入金に対する利息の償還分

330万5,000円でございます。

項3特別損失、目1節1過年度損益修正損については、水道料金の不納欠損分でございます。続きまして、34ページからの資本的収入及び支出についてご説明いたします。

最初に、収入からです。款1資本的収入は1億6,346万1,000円で、1億5,127万8,000円の増額を計上いたしました。

項1目1負担金は、主に消火栓設置工事負担金等として910万円増の1,030万円を計上し、節合計で1,200万6,000円といたしました。

項2目1加入金は866万8,000円を計上いたしました。

次に、本年度新たに重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新工事のため、項3目1企業債及び他会計借入金として1億1,417万9,000円、項4目1国庫補助金として2,860万8,000円をそれぞれ計上したため、大幅な増額の要因となっております。

次に、35ページをお願いします。支出です。款1資本的支出は2億3,963万4,000円で、1億2,209万3,000円の増額となっております。

まず、項1建設改良費、目1配水設備拡張費より、節1委託料に重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新事業設計業務委託1,400万円を計上いたしました。令和5年度に実施する重要給水施設配水管路及び老朽管更新工事の詳細設計となります。節2工事請負費ですが、重要給水施設配水管路耐震化工事費として1億5,600万円を計上しており、増額の主な要因となっております。

その他の工事として、町道5138号線及び町道128号線の一部で、民地内に布設されている管渠の移設工事を実施させていただく予定であります。

次に、目2営業設備費、節1量水器費ですが、新規加入者分、検定満期交換分の購入及び設置交換のための費用として404万1,000円を計上させていただきました。

次の項2目1節1企業債及び他会計償還金3,908万9,000円ですが、これまでに借入れした元金の償還分です。前年度予算比で334万1,000円の減額となっております。

以上、水道事業会計、令和4年度当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

◎総括質疑

○議長（瀬上邦久議員） これより町長、教育長の施政方針並びに議案第21号から議案第28号までの予算案の8議案に対する総括質疑に入ります。

質疑時間は、質問者1人につき原則一括質問、一括答弁とし、答弁を含み30分以内とします。

なお、再質問はできるだけ避けていただきたいと思います。

それでは、質疑ありますか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、2月24日より開始されたロシアによるウクライナ侵略について怒りを込めて抗議をし、一日も早いロシア軍の撤退を求めるものです。いかなる理由を挙げても、他国の領土に武力を持って侵略することは絶対に許せません。ライフラインが閉ざされたまちでウクライナ市民はロシア兵から逃れるため、寒空の下、身を寄せ合って地下壕や地下鉄に避難しているといひます。また、40万人もの避難民が国外へ流れていることも伝えられています。「ロシアは侵略戦争をやめろ、直ちにウクライナから出ていけ」の声を上げ、世界でデモや集会が行われています。ロシア国内でも弾圧を恐れず戦争反対の声があがっています。ロシアの行為は、主権の尊重、領土の保全、武力行使の禁止を義務としている国連憲章に違反をしております。

さらに許せないのは、プーチン大統領が核兵器の先制使用も辞さない、核兵器での威嚇を公言していることです。この侵略戦争が核戦争に発展する可能性を示唆をしているのです。核戦争に勝者はいません。人類の生存の危機が迫っているのです。

町は非核平和都市宣言を宣言し、世界の恒久平和と非核三原則の堅持をうたっています。そして、日本国憲法9条には正義と秩序を基調とする国際平和を希求し、武力による威嚇、武力行使を永久に放棄すること、そのため戦力を保持しない、国の交戦権は認めないと明記をされています。非核平和都市宣言を行い、憲法9条を尊重する滑川町として、今回のロシア侵略に対して、確固とした態度を表明すべきと考えます。改めて町から、国連憲章を守り世界平和を守ること、核兵器による威嚇、使用禁止をロシア政府に呼びかけることを求めるものであります。

次に、デジタル化問題について質問いたします。デジタル化で住民サービス、また住民の暮らしはよくなるのかという問題です。先日、埼玉新聞が「マイナカード申請普及率、川島町が県内1位」という見出しで報じていました。川島町長は、デジタル化は手段の一つ、効率化で浮いた人的資源を本当に必要な住民サービスにつなげていきたいと言っております。滑川町でもカードの普及促進のため夜間、休日受付を行い、力を注いでいます。

国は莫大な税金をつぎ込み、ポイント還元やコマーシャルで普及を進めていますが、カード普及によるデジタル化で住民の暮らしがよくなるのでしょうか。心配は、基本的人権である個人情報を守るかという点です。東京商工リサーチの調査によると、2012年から2020年の間に、日本国内の個人情報の漏えい、紛失、事故は累計で460社、1億1,404万人分の情報が漏えい、紛失しているということです。人口の約9割が被害に遭った計算になります。

昨年、ラインユーザーの個人情報が中国から閲覧可能になっていたことが明らかになり、問題になりました。中国では国家情報法によってあらゆる情報の提供を強要できることになっていま

す。同様のことが米国でも行われています。2020年10月から第二期政府共通プラットフォームと呼ばれる日本中央省庁向けのクラウドの運用が、アマゾン社のアマゾンウェブサービスを基盤として開示をされました。このクラウド化に伴い、政府の保存する情報が米国企業アマゾンの管理するサーバーに保存されています。この情報へのアクセス権を米国当局が持っています。

今回、政府が進めるデジタル改革では、基盤となっているシステムを、これまでの自前でサーバーを設置管理する方法から、民間企業が所有、管理するサーバーを使用するクラウド化に転換しようとしています。デジタル改革でシステムが自前のサーバーから、民間企業のサーバーを使用するクラウド化に転換します。各自治体が持つ個人情報为中国やアメリカに筒抜けになる、そういう危険があります。

クラウド化の危険は情報流出だけではありません。2021年5月にセールスフォース提供のクラウドサービスで障害が発生をして、三重県の鈴鹿市や東京中野区など複数の自治体が新型コロナワクチンの予約システムに同社のクラウドサービスを使っていたため、予約を受け付けられなくなったという事態が発生しています。クラウド化で巨大IT企業に依存することの危険性が浮き彫りになった例だと思います。

現在、町では、個人情報保護条例を制定して個人情報の保護に努めています。そこには要配慮個人情報として、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものを定めて、収集の制限を実施機関は、つまり町は、要配慮個人情報を収集してはならないとしています。

また、実施機関である町の責務として、個人情報の収集等を行うに当たっては、個人の権利利益を尊重するとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。職員は、職務上、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないとあり、個人情報が個人の権利利益を守るために個人情報の保護に努めることを課しております。実施機関は、保有個人情報を個人情報取扱事務の目的の範囲を超える利用、または当該実施機関以外のものに提供してはならないとも定めています。

また、電子計算組織の結合の制限も制定されています。条例では、保有個人情報の電子計算処理を行うときは実施機関以外の電子計算機と通信回線による結合をしてはならない。実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態ということで、とされています。いわゆるクラウド化についても否定をされているわけであります。さらに、町民は実施機関が次の事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対して当該個人情報の利用または提供の中止を請求することができる、自分の個人情報を守る権利も保障をしております。つまり、個人情報の収集制限、目的の明確化、利用制限、これが明確にうたわれているわけであります。これらの条例で保護されている個人情報保護がデジタル改革の下に危険にさらされているこ

とは明らかです。

最近、この個人情報めぐって裁判の判決が出ております。今月の21日には岐阜県の大垣市で、風力発電施設の建設に反対する住民の氏名、住所、活動歴、健康状態など、個人情報を県警が収集し事業者伝えていたのは違法だという損害賠償を求めた裁判で、岐阜地裁が個人情報提供は違法と判決を下し、県に賠償命令を下しました。この事件は、戦前の治安維持法下の監視弾圧社会、また現在、中国の監視弾圧社会を思い起こさせる事件であります。また、今年1月にはでっち上げの容疑で逮捕、起訴された男性が、無罪が確定したにもかかわらず、被疑者DNA型記録として警察庁が保管する個人情報の抹消を求めた裁判でも、名古屋地裁は国に原告のDNA型、また指紋、顔写真のデータの抹消を命じる判決を下しております。

近年、個人情報の流出をめぐっては、個人の権利利益だけでなく、社会の利益を損ねる問題として、EU諸国や台湾、韓国、オーストラリアなどでその保護が法制化をされるようになりました。しかし、日本では個人情報の利活用だけが強調され、企業の利益に使われる資源という扱いであります。そのため、保護条例の規制緩和が狙われております。これでは長年にわたって築き上げてきた住民と町の信頼関係が壊されてしまいます。今の社会を発展させる上で、デジタル化は必要不可欠であります。しかし、それは個人情報がしっかり保護されてこそであり、住民の権利利益が守られてこそ、そのデジタル化でなければなりません。町が現在の保護条例を守り、さらに改善することを求め、個人情報保護の最後のとりでである町の役割を果たすことを求めるものであります。

そこで質問です。現在の条例を守る取組の状況について教えていただきたいと思っております。

また、今回のデジタル改革法で自治体の条例が見直されると聞きました。これまで、自治体の個人情報保護の役割をなくしてしまうのではないかと心配であります。町の考えをお聞かせください。

3点目に、町の条例にある国等への要請ということで、28条、「町長は個人情報の保護を図るため、必要があると認められるときには、国・県に対し適切な措置を講ずるよう要請するものとす」とあります。今、県・国に対する要請が必要なのではないかとというふうに考えますが、以上、伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんからの総括質疑に答弁をさせていただきます。

初めに、ロシアによるウクライナ侵攻に関してでございます。ご質問にもございましたロシアによるウクライナ侵攻の報道が連日なされております。平和に暮らしていた多くの住民が大国の欲望の下、恐怖に震え、涙を流す姿です。侵攻の指示を下す指導者は争いの地から遠く離れ、当

地の空気を感じることなく非情な命令を下しております。大国による一連の暴挙に対しては、国際社会はいち早く対応し、主に経済、金融に関する制裁を次々に科しておりますが、この紛争の行き先は不透明であると思われまます。

今回の大国による軍事行動、あるいは核兵器を持ち出しての威嚇は、長い間、時間をかけて協議を重ねてきた国際社会の秩序を一瞬のうちに消し去るものであり、現状をより不安定にさせる行為で、到底許されるべきものではございません。紛争や戦争、侵攻により最も大きな犠牲を強いられるのは罪もない平和な日常を過ごしていた多くの市民です。町としては、このような暴挙を許すことなく、国際的な秩序の下、阿部議員と同様に全ての人々が平和で安心した生活が営めることを願うものでございます。

ご質問にございました国連憲章あるいは核兵器の使用に関する町の発出でございますが、現在のところ発出の予定はございませんが、引き続き国、県、また近隣自治体の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

続いて、ご質問の2でございます。デジタル化の推進と個人情報に関するご質問でございますが、阿部議員さんからは、昨年9月の定例議会において、一般質問でも個人情報に関するご質問をいただいたところでございます。その際の答弁と重複するところもございませが、改めてお答えをさせていただきます。

今般の法律の改正に関しては、ご承知のとおり、国において個人情報保護制度の見直しを行っており、この背景には、社会全体のデジタル化により国内国外を問わず増大されるデータの流通量を個人情報保護の観点から新たな監視監督体制を構築し、適正に律することを目的としております。改正により、従来、国、独立行政法人、民間事業者の3つがそれぞれの法律で定めておりました個人情報の保護、また地方公共団体が各々の条例で定めておりました個人情報の保護、これらが新たな法体系により一本化されるものでございます。これにより、地方公共団体の個人情報の保護に関しては、条例から全国的な共通ルールに移行するものでございます。

令和3年の改正法による新たな制度への移行スケジュールは、現在のところ、令和4年春にガイドラインの公表、令和5年春に改正個人情報保護法の施行となっております。このため、町における個人情報保護制度を令和4年度中に遅延なく改正する必要がございますので、新年度予算において、法令整備支援業務を新規に予算計上させていただいております。

以上を踏まえまして、ご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、条例を守る取組、個人情報に関する町の考えについては、一括して答弁をさせていただきます。現在、いまだガイドラインが公表されていない状況でございますので、予測される範囲での答弁となりますことをお許しください。新たな法制度の下でのルールと地方公共団体がおのおのに定めております条例との関係では、地方公共団体が取得や提供等に関する独自の規律、制限を課すことは、全国共通のルールを法律で定めるという目的からも許容されないのではない

かと予想しております。ただし、要配慮個人情報に関しては条例で定めることができるとされておりますので、この内容に関しては、今後、公表されますガイドラインを注意深く読み込んでまいりたいと考えております。

次に、ご質問の国、県に対する要望に関してでございます。改めて申し上げるまでもございませんが、私たち地方自治体は、地域住民との信頼関係を基礎とし、住民の皆様と協働して地域の課題に取り組んでいるものでございます。この関係は、国と国民との関係にも同様と考えます。今般の個人情報保護に關します法改正では、一国民としては、国会において十分な議論がなされておらず、新たな制度ありきで審議が進められたと感じております。しかしながら、一方で、私たち地方公共団体は、国の定めた法律を適正に運用し、事業や政策を実施する機関でもございます。滑川町としては、今後公表されますガイドラインの中身を精査するとともに、制度の運用に当たっては、法律で決まったからではなく、町民皆様の不安を少しでも解消すべく、丁寧な説明を行っていきたいと考えております。

また、国、県に対しての要望に関してでございますが、こちらもガイドラインの中身や近隣自治体の動向を見て、改めて判断をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上、総括質疑に関する答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございます。よろしくお願いをいたします。

ほかに質疑ありますか。

北堀議員、質疑願います。

〔9番 北堀一廣議員登壇〕

○9番（北堀一廣議員） 9番、北堀です。昨年、私、3月でしたか、質問をさせていただいたので、それについての分かる範囲で結構ですから、少し答弁を願いたいというふうに思います。

その前に、先ほど阿部議員のほうからもお話がありましたが、大国によるウクライナへの理不尽にも独裁者は真顔で詭弁を述べて、そして口実をつくって正当化をしてウクライナに進軍をして、そして多くの軍事施設、そしてまた市民にとって必要な生活インフラ、そういった施設をことごとく破壊をし、そしてまた、あまたの人がそういった戦争の犠牲者に今なっております。私も、こういったことは断じて許すことはできません。一刻も早く兵を引いて撤退をすべきだと強く抗議を申し上げたいというふうに思います。

それでは、先ほど述べた質問ですが、昨年3月に、先ほど柳副町長のほうからも施政方針演説の中にありましたが、住んでよかった滑川町、そしてまた、これから住み続けたい滑川町、そういったものをこれから目指す上で、やはり私は、一つには森林公園駅の北口、あの辺を中心とした駅の再開発、そしてまた、それと同時に、やはり私は市街化をこれからやるべきだというふう

に思います。

それから、もう一つ、先ほど柳副町長のほうからお話がありましたが、嵐山小川インターからのアクセス道路、これを和泉を通り、そしてまた土塩のほうも通りますかね、そして熊谷へ抜けると、こういった道路、これを進めることにより、滑川町の市野川以北の発展に私はつながる。それは、やはりこれから住みたい滑川町をつくる上で非常に私は重要なのかなというふうにも思います。そうしたことで、昨年質問をして1年たちますから、何か1つ、例えば調査費の1つぐらいはこの県の議会に、もう始まっていますから上程をされているのかどうか、その辺について分かる範囲でお答えをいただければというふうに思います。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁を願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、北堀議員さんからの総括質疑に答弁をさせていただきます。

初めに、駅北口を中心としました再開発、それと市街化区域の拡大についてでございます。こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、昨年の本定例議会において総括質疑でご質問があったというふうに記憶しております。

滑川町といたしましては、駅北口を周辺といたしました区画整理事業につきましては、本年度、建設課によります住民説明会及び該当する住民の方への意向調査等を実施し、その内容について報告書のほうが上がっております。

内容の中身を総括的に見てみますと、総論では賛成、ただ各論になると反対といったようなことではないかというふうに察しているところです。これにつきましては、今後この予定といたしましては、該当する区域を幾つかのブロックに分けながら、すみ分けるところについては、この区画整理事業、市街化を進めていくという計画を建設課を中心に立てておりますので、ご了承いただきたいというふうに存じ上げます。

続きまして、嵐山小川インターからのアクセス道路の関係でございます。こちらにつきましては、吉田町長が、やはり今後の滑川町の発展のためには欠かせないものということで、粘り強く埼玉県等に交渉しているものでございます。こちらについては、関係する町村と毎年のように県に陳情に出向き、本年度も嵐山町、熊谷市、あと行田市もここに加えたいというようなお話がありましたので、そういったものも含めまして陳情に行っていました。該当する都市整備等の担当の課長、部長に陳情したわけではございますが、こちらの印象といたしましては、大枠では滑川町の考えというのは理解をいただいているというふうな感情を持っております。ただ、先ほどの市街化も含めまして、県の整備につきましては、埼玉県の南部を中心に、現在、県は考えております。これを北部地域、滑川町を含む地域に持ってくるというのは、やはり相当な労苦が必要になるというふうに考えておりますが、町といたしましても、今後の滑川町を占う上で非

常に重要な論点でございますので、この点については市街化、アクセス道路を含め、今後も継続的に要望のほうは続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、県議会等での案件につきましては、申し訳ございません。現在では把握をしておりませんので、その点、ご理解いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 北堀議員。

○9番（北堀一廣議員） ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして総括質疑を終結します。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

議案第21号 令和4年度滑川町一般会計予算の議定についてから議案第28号 令和4年度滑川町水道事業会計予算の議定についてまでの8議案については、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、本案については、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査に付することに決定しました。

◎予算審査特別委員会委員の選任

○議長（瀬上邦久議員） 引き続き、予算審査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により議長を除く12人全ての議員に指名をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く12人全ての議員とすることに決定しました。ただいま設置されました予算審査特別委員会は、3月7日及び8日午前9時から議場で開きます。

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（瀬上邦久議員） 日程第34、請願第1号 加齢性難聴者への補聴器助成の実施に関する請願書を議題とします。

本請願は、阿部弘明議員が紹介議員でありますので、内容説明をお願いします。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 加齢性難聴者への補聴器助成の実施に関する請願書。

紹介議員、阿部弘明でございます。

請願書を読み上げさせていただいて、説明に代えさせていただきたいと思っております。

1、加齢性難聴者への補聴器助成の実施要望に関する件。

2、請願要旨、障がい者手帳取得に至らない加齢性難聴者による補聴器購入のための助成の実施を強く求めます。

3、請願の理由。

70歳以上の高齢者の半数は、加齢性の難聴者と推定されています。加齢性難聴は日常生活を不便にし、生活の質を落とすだけでなく、難聴を放置していると認知機能が低下し、認知症の発症リスクが大きくなるとされています。日本補聴器工業会の調べでは、9割近い方が「補聴器使用で生活の質が改善した」と答えています。

しかし、補聴器は非常に精密な医療器機であり、片耳で3万円から20万円、両耳だとその倍の費用がかかるため、年金生活での購入は大きな負担になります。また、補聴器を所有している人でも、自分に合った補聴器を入手できず、改めて購入するのは大きな負担になるという調査結果も出ています。そのため、日本では、補聴器所有率が14.4%と諸外国に比べても圧倒的に低い状況です。

滑川町では、「滑川町健康づくり行動宣言」で「みんなが健康で長寿の町」を目指しています。高齢者が社会で活躍し働いていく時、補聴器は必需品となります。また、鬱や認知症の高齢者を出さないようにするためにも、この宣言に大きく沿った補聴器購入の助成を実施するよう要望致します。

上記のとおり、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和4年2月18日。

請願者、高橋泰明、中村千鶴子。

滑川町議会議長、瀬上邦久様。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 請願の内容説明が終わりました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査に付したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号につきましては、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査に付することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

◎次回日程の報告

○議長（瀬上邦久議員） 明日2日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 本日はこれにて散会いたします。

(午後 3時26分)

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和4年第231回滑川町議会定例会

令和4年3月2日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（13名）

1番	宮	島	一	夫	議員	2番	高	坂	清	二	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈	保子	議員	7番	紫	藤		明	議員
9番	北	堀	一	廣	議員	10番	上	野		廣	議員
11番	菅	間	孝	夫	議員	12番	内	田	敏	雄	議員
13番	吉	野	正	浩	議員	14番	阿	部	弘	明	議員
15番	瀬	上	邦	久	議員						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

副町長	柳	克	実
教育長	馬場	敏	男
総務政策課長	小柳	博	司
税務課長	篠崎	仁	志
会計管理者兼 会計課長	木村	俊	彦
町民保険課長	岩附	利	昭
健康福祉課長	木村	晴	彦
健康づくり課長	武井	宏	見
環境課長	関口	正	幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部	進	也
建設課長	稲村	茂	之
教育委員会事務局長	澄川		淳
水道課長	會澤	孝	之

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	島田	昌	徳
書記	田島	百	華
録音	篠崎	美	幸

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第231回滑川町議会定例会第2日目にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、吉田町長につきましては欠席をいただいております。昨日に引き続き柳副町長が代理となりますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。時間は、答弁を含み50分とします。残り時間は表示板に表示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、最初から質問席に着き、1回目の質問は通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問をしないものは再質問できないものとします。

◇ 吉 野 正 浩 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 通告順位1番、議席番号13番、吉野正浩議員、ご質問願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） おはようございます。13番、吉野正浩です。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順序に従い質問させていただきます。

まず大きな1です。ごみ処理について伺います。

1、令和4年4月からの民間委託に伴う可燃ごみの分別収集について。

①、ごみ処理方式が変わり分別方法が変更されるが、住民サービスへの影響が懸念される。特に今後は、カーペット、カーテン、毛布など切断しても生ごみ、これは燃えるごみです。燃えるごみに出せず粗大ごみ扱いとなる。また、汚れのひどい衣類や下着など切断すれば燃えるごみとして出せたが、今後は衣類の日に出すことになる。住民の困惑の声が上がっている。見解を伺いたい。

これは、今日の広報を早速見てみましたら、3月号には、下着類の分別については、他人に見られたくない場合は燃えるごみとして出せるというふうには、何か急遽3月号で変更になっているようです。これは多分住民から相当そういうクレームというかあれがあったのではないかと私は想定しています。

②、小川地区衛生組合から令和2年10月に提出された資料では、メタン発酵方式で処理できない残渣、これは発酵不適物というらしいのですけれども、プラスチック製品、布等、ビニール製品などは、残渣はガス化改質方式で処理するとされている。処理施設変更に伴うごみ排出基準は厳し過ぎるのではないかと。

2、ごみ処理の長期的な在り方の検討は、今後どのように行われるのか。

大きい2です。環境保全・美化活動について伺います。

1、滑川町の環境をよくする条例について。

①、条例制定の経緯と概要等。

②、環境美化の日、町内一斉美化運動の内容（参加状況、作業内容、成果等）。

③、空き家・空き地の草木の繁茂に対する指導等。

2、不法投棄禁止対策について。

①、山林等への不法投棄されている粗大ごみの現状と対策及び処理。

②、道路、農地等へのポイ捨て対策と処理。

大きい3です。大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送を契機とした魅力発信事業について。

1、滑川町及び比企市町村推進協議会の魅力発信事業の進捗状況と今後の計画等について。

2、魅力発信事業における成果・反響等はあったか。これは、例えば報道取材とか、観光協会への各種問合せ、町ホームページへのアクセス数、谷津田米の販売などでお答えいただきたいと思えます。

3、和泉三門館跡周辺の駐車場等の整備について。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、ごみの処理についてと質問事項2、環境保全と美化活動についてを関口環境課長に、質問事項3、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送を契機とした魅力発信事業についてのうち、1の魅力発信事業の進捗状況と今後の計画等についてと2の成果・反響のうち、報道取材とホームページアクセス数についてと3の三門館跡周辺の駐車場の整備についてを小柳総務政策課長に、質問事項3、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送を契機とした魅力発信事業についてのうち、2の成果・反響のうち、観光協会への各種問合せと谷津田米の販売についてを服部産業振興課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野議員さんからのご質問、ごみ処理についてのご質問に答弁いたします。

まず、令和4年4月から民間委託に伴う可燃ごみの分別収集について、ご承知のとおり4町4村で構成されます小川地区衛生組合では、令和2年3月埼玉中部資源循環組合解散後に外部識者による可燃ごみの処理のあり方検討委員会で検討いただき、中期的な対応として民間委託の報告を受け、10年間の民間委託を決定いたしました。ここに至る間に、各構成町村において議会に対して十分な説明をいたしました。滑川町におきましても、可燃ごみの処理のあり方等調査特別委員会においてご協議いただきました。

それでは、質問の①についてですが、可燃ごみの処理については、令和4年4月より新たにメタン発酵処理となり、寄居町にあります民間会社の施設になります。新施設では選別機にかけられますが、処理できる規格が決まっております、それをオーバーする規格外のものについては、機器の故障及び施設停止のおそれがあります。本来粗大ごみでありますカーペット、カーテン、毛布等につきましては、そのまま粗大ごみとして小川地区衛生組合へ自己搬入していただくか、毎月第1、第3金曜日に行っております戸別収集へお願いをいたします。

また、下着や汚れのひどい衣類については、原則資源化にご協力いただき、衣類として排出していただいております。しかし、下着につきましては、衣類として出すことに抵抗がある方も多いと考えられるため、燃えるごみに出していただいても可としております。これらの内容は、「広報なめがわ」3月号や令和4年度ごみカレンダーにて周知させていただいております。

続いて、②の質問ですが、ご質問の趣旨といたしましては、発酵不適物として残った残渣は、最終的にガス化改質施設で処理するため、それほど分別を厳しくする必要はないのではないかというものとご理解いたしました。メタン発酵方式で処理できない残渣は、基本的には発酵不適物として微生物が処理できないものをいい、バイオガスの生成を阻害するものとなります。発酵不適物となりますものはプラスチック製品、布類、ビニール類などです。これらは、現在においても燃えるごみの分類とはなっておらず、それぞれ資源プラスチック、廃棄プラスチック、衣類の日に分別していただいておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

また、先ほど答弁したとおり、発酵不適物の規格外のごみの混入は、機器の故障及び施設停止のおそれがございます。今後も町のごみカレンダーやホームページを活用していただき、分ければ資源となりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

続いて、2のごみ処理の長期的な在り方の検討でございますが、先ほど答弁したとおり、小川地区衛生組合では可燃ごみ処理のあり方検討委員会でご報告をいただき、中期的には民間委託、長期的には民間委託の継続か新施設の建設かを検討することとなっております。具体的には、長期的な対応についてはまだ検討は開始しておりません。令和4年4月から開始します民間委託の処理につい

て、しっかり検証する必要があると考えております。長期の対応については、早期に小川地区衛生組合構成町村で協議し、民間委託による処理の検証と並行して順次検討してまいります。

続いて、大きな2、環境保全・環境美化について答弁いたします。1、滑川町の環境をよくする条例について、①、条例の経緯と概要でございますが、平成8年に制定され、その後平成15年に全文改正されました。

条例制定の経緯といたしましては、当時は自動販売機設置に関し、回収ボックスが置かれず空き缶等のごみが散乱していたため、これを防止するとともに、空き缶等のごみの清掃や雑草の刈り払いを行うことにより環境美化の促進を図るために制定されたものでございます。

条例の概要は、町の責務として、環境美化に関する施策の実施、施策の実施に関して町民や事業者に対して必要な要請を行う。町民の責務として、空き缶ごみをみだりに捨ててはいけな、地域における清掃活動への積極参加などを定めています。事業者の責務として、飲料等を販売する事業者は空き缶等の回収容器を設置するなどを定めています。

また、この条例で環境美化の日の設定を行っております。この条例には罰則規定があり、ポイ捨てに関しては2万円の罰金がございます。

続いて、環境美化の日、町内一斉美化運動でございますが、環境美化の日については、町をきれいにするための推進運動と考えております。

内容については、基本的には全世帯で参加していただき、ごみ拾いをしていただいておりますが、地域によっては除草作業など他の清掃作業を実施している地区もあるようでございます。内容については、各行政区で取決めや自主性を持って実施していただいていると理解しております。

参加状況でございますが、人数把握はしておりませんが、今年度は全行政区で実施していただいております。

成果については、本年度6月実施では3,360キログラム、12月実施では2,650キログラムのごみが集まっております。

次に、③、空き家・空き地の草木の繁茂に対する指導等についてでございますが、隣地に越境している等、近隣から苦情があった場合には所有者を調べ通知し、刈り払いをお願いしております。また、自分でできない場合にはシルバー人材センター等を紹介しております。

続いて、2番、不法投棄禁止対策についてですが、①、山林等への不法投棄されている粗大ごみの現状と対策及び処理についてですが、不法投棄の現状といたしましては、山間地や関越道の側道など通年見られ、町に情報が寄せられます。件数としては今年度29件発生しております。町では現在、週2回の環境パトロールや看板設置、また今年度9月からは不法投棄が頻発する場所に移動式監視カメラの設置を行っております。町道等町有地で不法投棄があった場合には町で処分いたしますが、民有地への不法投棄があった場合、土地の所有者が行うこととなっております。

続いて、②の道路、農地へのポイ捨て対策と処理につきましては、対策といたしましては、道路

では週2回の環境パトロールにおいて回収しております。このほかに頻発する地点においては看板設置を行っています。民有地であります農地については、先ほど答弁したとおり土地の所有者の方が処理していただくことになり、頻発する地点につきましては、ポイ捨て防止の看板を設置するなど対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） おはようございます。総務政策課長、吉野議員さんからのご質問、質問事項3、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送を契機とした魅力発信事業についてのうち、1の滑川町及び比企市町村推進協議会の魅力発信事業の進捗状況と今後の計画等について、2の魅力発信事業の成果・反響のうち、報道取材、町ホームページアクセス数について、3の和泉三門館跡周辺の駐車場等の整備について、それぞれ答弁をさせていただきます。

NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放送が年明けから開始され、議会議員の皆様をはじめ多くの町民の皆様が毎週の放送を心待ちにしておられると推察をしております。かく言う私自身も毎週、首を長くして放送を望んでいる一人であります。吉野議員さんからは、度々にわたり大河ドラマに関連した比企推進協議会及び滑川町の取組に関するご質問をいただき、このような貴重な場で発言の機会をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。町といたしましては様々な場面を通じ、大河ドラマを通じた滑川町の魅力発信を行っていきたいと考えております。今後もこれらの事業に関しますご支援、ご協力を改めてお願い申し上げる次第でございます。

今回ご質問いただきました事項につきましては、以下、順に答弁をさせていただきます。

初めに、魅力発信事業の進捗状況と今後の計画でございます。比企市町村推進協議会で本年度計画しております事業でございますが、大きく2点の事業に取り組んでおります。1点目としては、誘客宣伝事業でございます。こちらは、広く比企地域の魅力を知っていただき、この地域に足を運んでいただくための事業でございます。比企の歴史リーフレットの作成、誘客宣伝のためのポスターの制作、掲示、のぼり旗の制作、掲示、比企市町村広報リレー、この4点でございます。これらの事業に関しましては、本年度計画しております事業については、比企市町村広報リレーを継続して実施しているほか、全て事業を完了しております。

また、大きな2点目といたしまして、地域振興を目的とした事業でございます。自治体PRチラシの作成、キャラクターシールの作成、配布、フライヤーラリーの3点がございます。これらの事業につきましても制作は完了し、現在はそれぞれ配布をしているものでございます。

続いて、滑川町の事業に関して申し上げます。町としては、大きく3点の事業に取り組んでおります。1つ目が比企尼三門館跡を知っていただく事業でございます。主に誘客宣伝用の案内板の設置やPRチラシの制作でございますが、森林公園駅北口広場に比企尼を題材といたしました観光案

内板を設置させていただきました。また、大字和泉の三門館跡周辺には史跡を説明する案内板とリーフレットを設置しております。加えまして、のぼり旗や懸垂幕、横断幕を町の公共施設や町内にある2つの駅、農産物直売所等にも掲示をしております。

2つ目が郷土の歴史を伝える事業でございます。こちらにつきましては、関係する皆様のご協力の下、「比企氏物語」と題しました紙芝居の制作に取り組み、年明けに完成をいたしました。この紙芝居につきましては、現在読み聞かせ動画を制作中で、ほぼ完成しております。また、比企郡市の構成市町村には図書館や小中学校へ配布をするとともに、県内全ての公立図書館及び全国の都道府県立図書館に寄贈する予定でございます。

3点目といたしましては、谷津田米のPR事業でございますが、こちらにつきましては、この後、産業振興課長からお答えをいただきたいと存じます。

次に、今後の計画についてでございますが、比企市町村推進協議会では令和4年度も構成市町村の負担金及び国または県の補助金を活用し、事業を実施する予定でございます。現在のところ大きく2点の計画で、大河ドラマに関連した講演会の開催及び比企市町村以外的大河ドラマゆかりの市町村との交流事業、この2点を計画しておりますが、これらにつきましては新年度、推進協議会の全体会議の中で事業をお諮りし、お許しが出来たものとなりますので、ご参考までとさせていただきます。

また、滑川町の事業につきましては、滑川町の魅力発信、郷土の歴史を伝える事業、谷津田米のPR事業を継続して取り組む予定でございます。

また、埼玉県でも観光課を中心に、大河ドラマに関連した事業を計画しているようでございますので、県とも共同して事業に取り組みたいと考えております。

続いて、ご質問の2、報道取材とホームページアクセス数についてでございます。去る2月26日土曜日の読売新聞埼玉版にフライヤーラリーの記事が掲載になり、御覧になられた方もいらっしゃると思いますが、大河ドラマの企画が公にされました昨年秋以降を中心に、現在まで17の取材やロケ等が行われております。過半数が放送が始まった1月以降でございます。テレビ局からはテレビ埼玉の1件で、1月22日放映の埼玉の城シリーズ「比企氏の遺跡」において三門館跡が紹介されました。

また、ラジオ関連ではこれまで2回放送があり、いずれもNHKで、10月には町で制作した紙芝居について、放送当時は制作中ではございましたが、これを取り上げていただきました。

また、1月19日には昼の番組で、「いざ鎌倉、いざ比企へ」と題して、協議会及び滑川町の取組を担当者との電話のやり取りという形で生放送で紹介をさせていただきました。

新聞関係では、先ほど申し上げました読売新聞をはじめ、埼玉新聞、産経新聞などの地方版を中心に5回の取材及び掲載がございました。その他といたしましては、彩の国だより、ちょこたび埼玉など、県関係の雑誌やローカル誌などの取材でございます。

また、ホームページのアクセス数でございますが、大河ドラマに関連した数は放送開始直前から急激に増加し、12月では1,290回、放送が始まりました1月においては3,121回を数えており、2月以降も増加するのではないかと予想をしております。

最後に、ご質問の3、三門館跡周辺の駐車場整備についてでございます。こちらにつきましては、和泉、泉福寺の駐車場を利用させていただき協議が調い、本年1月よりこの駐車場を利用させていただいております。ただし、幹線道からの駐車場へアクセスする道路の舗装の傷みが非常に大きく、今回の補正予算にて舗装工事の予算を計上し、併せて工事期間もかかることから繰越しをさせていただいております。

いずれにしましても、大河ドラマの放送は始まったばかりで、現在は比企氏も沈黙を続けておりますが、今後は大きく取り上げられる場面も多いと思われれます。引き続き町の魅力を精いっぱい発信していきたいと考えておりますので、今後ともエール、応援をくださいますようお願い申し上げます。

なお、本定例会開催中の全員協議会において、改めて町及び協議会の事業報告を担当よりさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの質問にご答弁させていただきます。

質問事項3の魅力発信事業の2にある成果・反響に対する質問のうち、観光協会への各種問合せと谷津田米の販売についてのご質問に対してですが、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放送が始まり、町への問合せは多く入ってきていると聞いております。直接的に滑川町観光協会に問合せを行ってきたという件数は複数件という状況でございます。しかし、町の情報を聞きながら、同時に三門館跡等の話が出てくることは多くなってきております。三門館跡及び比企尼のことが周知されてきたものと考えられます。さらに、埼玉県広報誌である彩の国だよりの本年1月号で特集記事が掲載されたことにより、埼玉県への問合せもあると聞いております。

次に、谷津田米についてですが、滑川町の谷津田米が頼朝公と比企尼とのつながりによって届けられていた動画をYouTube上で公開しております。おかげさまで再生回数も1,000回を超えており、今後も伸びていくものと考えております。

また、販売先であるJAの直売所では谷津田米の販売も好調で、既にコシヒカリは完売しており、彩のきずなは残り僅かと伺っております。また、直売所現場の声では、「谷津田米はありますか」という声がかここ数か月で多くなっていると伺っており、通常の滑川産のお米も販売している中で、谷津田米のネームバリューも浸透しつつあると感じております。

また、谷津田米を納めさせていただいているゴルフ場やホテルのご協力により、それぞれのホームページ上でも今回の魅力発信事業の一つである比企尼瓦版等の周知をしていただいているところでございます。また、あるゴルフ場では、メンバーさんの皆さんを対象とした広報誌で紹介したいという要望も聞いております。

また、大変誉れなことで、谷津田米生産者組合島田組合長のお米が令和3年度の新嘗祭献穀者として選出されたことをきっかけに、魅力発信事業と関連した取材など、先ほど総務政策課長のご答弁でもありましたが、多数受けております。

今後も、町の観光PR事業や農業者の所得向上につながる取組及び周知を行っていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、再質問願います。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

まず、ごみ処理問題の関係です。カーペットとかカーテン、じゅうたん、毛布などは、今まで30センチメートル未満であればたしか燃えるごみとして出せたのではないかと思います。今後は、切断しても粗大ごみ扱いとなりまして、直接持っていくか有料の戸別収集となります。

また、汚れのひどい衣類や下着につきましては、今まで1月号でしたか、これは衣類の日には切断しても燃えるごみには出せませんと、衣類の日に十文字に束ねて出してくださいという内容でした。ただ、この件については、下着類まで衣類の日に出すのは非常に抵抗あるということで、私、近所の奥さんに言われました。今回議会でも気合を入れてきたのですけれども、そうしたら急に3月号、私、朝今日見たら、衣類の下着類については、見えるのが嫌だったら燃えるごみとして出していいですよと変わっているのです。急に何が変わったのだから分からないのですけれども。

そういったこととか、私、前から指摘しているのですけれども、住民の方が座椅子とかを直接搬入したら、何か包丁のようなものを、実はうちの女房なのでも、渡されて、金属と分けるように指示されたということなのです。このこともほかの人に言うと、「作業員がいるのに何でこんなことさせるんだろうな、危険なものを」。ベッドのソファなんか「スプリングを取り出せ」と言うらしいのですけれども、あんなこと普通できないですよ。普通の人。何でこのようにごみに対する住民サービスが遅れているのか、私がかねがね思っているです。これはびっくりしますよ。今月出されたごみの収集のにも出ています。ソファとかああいうものは、座椅子とかは全部分別、分解してやるようにとちゃんと赤字で書いてあります。このようなことは、私もある程度の自治体は知っていますけれども、住民に刃物まで渡して、金属とに分けてくださいというようなところはないと思います。この辺をまずどういう考えをしているのか。せつかく組合方式にして8万人ぐらいの人口にまで上げておいて、それでそのような行政サービスが低下している。これは問題だと思うのです。

それともう一点、下着類の関係は急遽ここで変わりましたけれども、これはどうしてなのか。多分相当組合か何かに苦情が行ったのではないかと私は推察します。この辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野議員さんの再質問に答弁いたします。

まず最初に、下着類の内容の方針が変わったと。これはご指摘のとおり、構成市町村それぞれ、組合も含めて嵐山、滑川、ほかのところも含めて、やはり下着までちょっとなかなか出すのは抵抗があるというご意見をいただきました中で、組合の中で話をしまして、抵抗のある場合には燃えるごみでも可であるということに変更いたしました。それは、皆さんのほうからそういったお話があったことで変えたということでございます。

それと、先ほど来あります、先ほども答弁しましたように、カーペット、カーテン、じゅうたん、毛布の取扱いについても、今までは燃やしてはいたのですけれども、今度はそういうメタン発酵というやり方になりましたので、発酵不適物ということになりますので、出せないということでご協力をお願いしたいと考えております。

それと、先ほどありました座椅子等持ち込みのあったときに分解させることがあったというような、このような自治体はないのではないかと。実際にソファやベッドなどを持ち込むとその場で解体をしていました。実際、私もソファを持ち込んでその場で解体したことはございます。今はコロナ禍でございまして、多くの方がその場に滞留して密になるのを避けるために、ほとんど持ち込んだそのままの状態を持ち込んだものについては持ち帰りをお願いして、自宅のほうで解体してということをお願いしております。

ただ、今後はまだ話し合いをしなければいけないですが、新たな破碎機等を入れないと、人力で全部なかなかやるということではできない、破碎機等の導入とか、それとあと外部への委託など、様々な方策を検討することを組合に対して働きかけていきたいと考えております。ただ、いろいろな機器、破碎機であるとか外部委託になると多少の費用負担ということはあると思いますけれども、いろいろそういうことも含めて今後検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 私、思うのですよ。どうも自治体に1つの清掃センターとかということであると非常に住民の意見が反映されるのですけれども、組合方式になると、自治体が多くなると、何か住民サービスが低下しても押し切ってしまうというような、そういうような感覚を受けて仕方ないのです。本当に今のように包丁を住民の人に渡してしまったりするのだけれども、あんなの作業員を雇えばいいのですよ。何でそういうことができないのか。破碎機なんてのは高いのは分かります。ただ、ああいうところにいっぱい作業員というのは、どこの清掃センターに行ってもありま

すよ、分別収集で作業員はいっぱい。そういう人に何でさせないのか。要するに、そういう考えがそもそもないのですよ。よく滑川町として、組合の事務局に、一緒に会議があったときには強いそういう要望があったと言っていただけですか。こんな住民サービスの低下しているところはないですよ。よろしくお願いします。

それと、民間委託に伴う分別収集のことなのですけども、あまりにも徹底を急ぎ過ぎたのではないかと思うのです。上意下達ではないですけども、上で決めたものをもう下で、何でも焼却炉、今度委託が変わったので、炉が傷みやすいとかそういうことだけの理由で、上意下達ですよ。協力、協力と言っているけれども、多分下着のことなんかも相当組合のほうに苦情が行っているのではないかと思うのです。私、ある小川町の議員に聞きました。「やっぱりあまり急ぎ過ぎたよな」と。やっぱりそういう声は上がっているのです。住民への丁寧な説明をして、意見を聞いて、あまり途中で修正するようなことのないようによく検討していくのが、やっぱり想定できるのではないのですか、下着とかそういうものは。こういった段階的なプロセスをちゃんと踏んでいくという丁寧な行政をしていくのが一般的だと思います。上意下達のようなことはしてはいけませんよ。その辺どうですか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野議員さんの再質問に答弁いたします。

民間委託に伴う分別収集の徹底を急ぎ過ぎたのではないかというご質問でございますけれども、分別については今年度当初から、町のホームページやあと広報を通じてお知らせをしております。環境課といたしましては十分な説明をしてきたと感じておりますけれども、また今回3月号の広報、それと新しいごみカレンダーの中でも十分な周知をしていると考えております。令和4年の4月から新しい方式が始まりますので、今後も度々そういった形で皆さんのほうにご理解いただくように周知のほうをさせていただきたいと思っております。

ただ、今回この民間委託については10年間ということで契約をするのですけれども、その中でまだ令和4年度は、当初始まる場所なので、この中でまた多少やっけていきながら変わることもあります。そのときには住民の皆さんに早くご連絡をして、ご理解いただくように努めてまいりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 今度は、ごみ処理施設の問題にちょっと入っていきたいと思います。

小川地区衛生組合の可燃ごみ処理のあり方検討会報告書では、新たな広域連携が進められる、連携が必要でしょうということを言っています。そうした中で、こういった広域連携をやる場合を考えると、協議から新施設稼働までは10年程度、建設候補地が現在みたいに非常に揺らいでいる、非

常に訳が分からない。何だか小川町にはもう何か造りたくないようなことを言っているのですけれども、そういう中で候補地が決まらない場合はさらに5年間かかる。そうすると合わせて15年間かかるのです。今、中期的で10年というお約束で民間委託をしておりますけれども、今課長言ったとおり、民間委託の様子を見ながらというのはよく分かります。様子を見ながらというのでは、全然またこれは民間委託、10年後になってしまいますよ。今、民間委託になっても処分量というのは、1点だけ聞きますが、大ざっぱに聞いて、お金高くなったのでしょうか、これ委託にして。それをお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野議員さんの再質問に答弁いたします。

民間委託の関係でございますけれども、民間委託、先ほども申しますようにあり方検討委員会、10年間の中の費用負担等、現在の施設を延命した場合と民間委託をした場合には民間委託をしたほうが費用的に安いということで、コストの面ではそういうことで判断したということでございます。今回、予算の中で一時的に負担金のほうは増えておりますけれども、それは長い、10年間ということで考えていただくと、費用負担等が延命をするよりも費用は委託をしたほうが安いということになると。

それと、先ほどご質問ありましたごみ処理施設の関係については、あり方検討委員会の中では、中期としたら10年間の民間委託、長期については民間施設と新施設の建設について検討するということになって、やはり広域連携ということになりますと、現在小川町、小川地区の衛生組合以外にももっと広く広域連携となると、やはりそれぞれの構成する市町村の考え方がございますので、時間がかかると思われます。しかし、現在は今、小川地区衛生組合を中心に検討をすべきではないかと考えています。ご存じのとおり、小川地区衛生組合は、ごみ処理及びし尿の関係で約40年間以上の実績がございますので、互いに状況等についてもある程度理解をしておりますので、繰り返しになりますけれども、令和4年から開始します民間委託の状況を検証しながら、構成町村において今後検討していきたいと考えております。よろしくご理解ください。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 次は、環境保全・美化活動についてです。

町内の一斉美化運動は、滑川町の環境をよくする条例が平成8年に制定されまして、現在で26年を迎えています。ここで私が伺いたいことは、条例で環境美化運動への住民の協力要請がうたわれているのですけれども、本当に果たしてきちっと皆さんが、住民が協力していただけているのかと。地域によっては温度差があって、参加が少ないようなところがあるのではないかと。私たちのほうの字では、参加できない場合はお金をいただいているのです。それほどやっぱり厳しくやっている

のです。真面目に一生懸命やっているのです。26年前に制定された条例なので、随分現状とは違っていると思うのです、当時のこととは。そういう中で、やっぱり格差というのは相当出ていると思います。そういった中で、制度自体がこういった格差が、住民の参加の格差がもしあるようであれば、検討も見直していく必要があるのではないかとということが1点と、あと条例では、当時、課長が言ったとおり空き缶とかそういうものが随分おっ放られてしまったので、そういうものが条例の趣旨だったということを知り、当時は空き缶とか雑草の刈り払いということになっていたので、条例の趣旨は。でも、実際今は、私が住んでいる字なんかで見ますと不法投棄、粗大ごみの収集をしたり、町道のU字溝の落ち葉掃きなどをして町道の清掃などを行っているのです。私、課長に聞いたら、そういう内容は地域の環境委員に任せているのですよということなのです。だけれども、条例の趣旨に沿った美化活動をするのだったら、もう少し当初の趣旨、何を清掃するのかということも、今、現状をよく分析して、そういうものを、大字で不法投棄の粗大ごみを収集したりして、だからそういうがあるので、もう少し立ち返って協議して、条例を変更するなら変更する、粗大ごみをしたいのなら条例に粗大ごみも入れていくとか、そういう条例改正をするのならいいのですけれども、いずれにしてもそういった見直しが必要だと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野議員さんの再質問に答弁いたします。

環境美化運動の実態について、現状に合わないのではないかとというようなこと、あと条例の内容についてなのですが、先ほど答弁したとおり、特に参加人数については調査等は行っておらないのですが、一応ごみ量については把握しておりまして、それぞれ出して、それとあと実際にそれぞれの各地区からごみが出されておりますので、全ての全行政区のほうで実施していただいているということは理解しております。

それと、それぞれのまた内容につきましては、先ほどもお話ししたとおり、各行政区のほうの自主性にお任せしておりまして、この環境美化の日というのが、かなり前にできたものなのですが、町民の皆さんの中にはもう浸透いたしまして、6月と12月には環境美化の日があって、町内をきれいにするのだということは、かなり浸透したということであるところがございます。

それで、環境美化の日の、先ほどの繰り返しになりますけれども、作業状況については、主にやっているのは、空き缶やペットボトルを拾うことなどを中心に、あと雑草の刈り払いなどをそれぞれ地域で工夫しながら実施していただいておりますので、内容につきましては、各行政区の中でお話し合いをしていただきまして決めていただければと考えております。

あと、今回話がありましたように、その不法投棄をして収集したものは、通常の空き缶やペットボトルのように当日集めたごみをそれぞれの収集場に出していただきますと、当日中に全て収集して処分をするように実施しておりますので、ご協力のほうをよろしく願います。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 最終的には、町としては条例を制定して、ある程度内容を把握するというのは当然の義務だと思うのです。だから、各環境委員さんがいるのですから、字ごとにアンケートでもして、何をやっているかまず把握してください。そうでなければ話にならないです。確かに町が発表している資料には、環境美化の日にどういうごみは何キロぐらい出たというのは書いてあります。私も見ました。それだけではなくて、どのくらいの動員があったとか、各字でどういう作業をしているのか、よく把握してもらいたいと思うのです。条例の趣旨に違った作業を行っている可能性は十分あります。それで事故なんかあったら大変です。その辺をまず把握してください。我々は一生懸命やっているのに、ほかの行政区が何やっているのか分からないというのでは。だってお金、罰金まで取っているのだから。それは頼みます。

あと、大河ドラマの関係ですけれども、ありがとうございます。駐車場もできるということで安心しました。私のところへある方から電話があったのです。歴史のところを探索するのが大好きで、いろいろ比企郡を回っているらしいのですけれども、言われたのは「トイレはセットだな」と言われてしまったのです。「駐車場と、吉野君ね、今俺なんか高齢だからトイレがねえとね。滑川町は申し訳ねえけど、トイレがそういうところにねえんだ」と言うのだよ。「ほかの比企郡行くところある」と言うのだよ。課長、トイレもちょっと検討いただけませんか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんからのご質問に答弁をさせていただきます。

吉野議員さんおっしゃるように滑川町、ほかの比企郡市の構成市町村と比べると、やはり周辺の整備については、従来全然手をつけていなかったという部分がございますので、かなり脆弱な部分がございます。先ほど和泉、泉福寺の駐車場借用ということをお話をさせていただきましたが、実は泉福寺の駐車場の近くに泉福寺の持っているトイレがあるのですけれども、こちらの使用に関してもやはり協議が調って、1月から利用できるというような形を取らせていただいておりますので、ご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。いろいろ厳しいことを言いましたけれども、すいません、よろしく願いいたします。

失礼します。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で吉野正浩議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時05分です。11時05分。よろしく願いをいたします。

休 憩 (午前10時50分)

再 開 (午前11時05分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長(瀬上邦久議員) 引き続き一般質問を行います。

通告順位2番、議席番号12番、内田敏雄議員、ご質問願います。

[12番 内田敏雄議員登壇]

○12番(内田敏雄議員) 12番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

まず1番目、GIGAスクール構想の進捗状況について。ICT技術の社会への浸透に伴って、教育現場でも先端技術の効果的な活用が求められる時代となりました。文部科学省が推進するGIGAスクール構想は、こうした社会の変化を受けて、小中高等学校などの教育現場で児童生徒各自がパソコンやタブレットといったICT端末を活用できるようにする取組です。GIGAスクール構想はハードウェアの設置だけでなく、ソフトウェアの運用、保守、セキュリティーなど様々な対応作業が必要と思われます。また、デジタル教科書は2024年には無償となり、普及促進が図られると聞いています。滑川町においても対応されているところですが、その進捗状況について教えていただきたい。

- ①、ハードウェア、ソフトウェアの導入状況について。
- ②、ハード環境(学校無線LAN、端末持ち帰りの可否等)について。
- ③、教職員への支援状況について。
- ④、活用状況について。
- ⑤、教育の急激なデジタル化に伴う問題点及び情報モラルの育成について。

2、公共施設の広域連携について。

滑川町では平成28年に滑川町公共施設等総合管理計画を策定し、令和2年度には滑川町公共施設個別施設計画で長寿命化計画の策定を行いました。公共施設マネジメントに係る基本方針の策定及び計画的取組の推進は、維持や更新に必要なコストを試算し、予算の確保が厳しいことや人口構造が変化する中で、どのように町民ニーズに対応していくのかという問題意識を明らかにしたものであると思います。データに基づき実態を明らかにし、長期的なビジョンを示したということで、大変意義があることと思います。

近年、公共施設マネジメントの観点からも広域連携の効果が注目されています。地方公共団体における広域連携は、従来から一部事務組合の設置等による事務の共同処理として行われており、平

成の大合併以降では、定住自立圏や連携中枢都市圏等の各種広域行政に係る施策が講じられているようです。比企地域公共図書館は相互利用ができます。厳しい財政状況の中で、公共施設の老朽化や新しいニーズに対応した施設サービスの提供等に対応するために、公共施設の総量抑制や施設の長寿命化、管理運営の効率化等を考える上で公共施設の相互利用協定は選択肢の一つであると考えます。他自治体との広域行政の在り方についてのビジョンを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、GIGAスクール構想の進捗状況についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、公共施設の広域連携についてを小柳総務政策課長に、それぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、内田議員のご質問にご答弁させていただきます。

GIGAスクール構想の進捗状況についてでございますが、質問1のハードウェア、ソフトウェアの導入状況についてお答えさせていただきます。昨年度、文部科学省が推し進めたGIGAスクール構想に伴い、本町でも各小中学校に高速通信ネットワークと児童生徒1人1台のタブレットパソコンを整備させていただきました。この機会に整備したハードウェア及びソフトウェアについてですが、最初にハードウェアからお答えをいたします。

まず、タブレットPCですが、富士通製のARROWS、GIGAスクールモデルを導入しています。整備台数ですが、導入時以降、児童生徒増に対応するため今年度も追加で購入をしておりますので、現有数をお答えいたします。宮前小学校542台、児童用が515台、教員用が27台です。福田小学校151台、児童用が140台、教員用が11台です。月の輪小学校が658台、児童用が629台、教員用が29台です。滑川中学校644台、生徒用が607台、教員用が37台です。合計1,995台、児童生徒用が1,891台、教員用が104台となっています。

次に、ネットワーク整備、校内LANですが、全小中学校に無線LANを整備しています。各校の構成ですが、L3のスイッチ、ルーターを各校に1台ずつ、またPoEスイッチと無線のアクセスポイントについては、各校の規模に合わせて必要な台数を整備しています。

続いて、ソフトウェアですが、タブレットパソコンのOSはウィンドウズ10となっておりますので、基本的なオフィスのソフト、いわゆるワード、エクセル、パワーポイント等を装備しています。あわせて、マイクロソフト社のソフトウェアでグループ協議や意見の共有をするためのTeams、アンケート等で使うForms、QRコードリーダー、内田洋行社製の学習eポータルとしてスケジュールや教材配信を受けるためのL-Gateなどのほか、授業、学習支援のソフトとしてドリルや授業で活用するためのベネッセ社のオクリンク、ドリルパークといったソフト、また教育用のコンテンツを配信する内田洋行社製のEdumall、それからデジタルスクールノート、こうい

ったものが装備をされています。

また、インターネットに接続して使うことを前提とされておりますので、セキュリティー対策として、同じくマイクロソフト社のD e f e n d e r、さらに児童生徒用のタブレットP Cには有害サイト等の閲覧制限をするためのフィルタリングソフトとしてデジタルアーツ社製のiーフィルター、こちらを導入しています。

また、タブレットP Cパソコンの自然故障、物損保証のための保守に5年間加入をしています。

続いて、質問の2、ハード環境についてです。学校におけるI C T及びネットワーク環境ですが、授業等でタブレットP Cを映すプロジェクター、画像を共有したり転送したりするための装置、これら进行操作するタブレットP C、これを一式として各校の普通教室を中心に設置をしています。各校の設置数でございしますが、宮前小学校が11教室、福田小学校が6教室、月の輪小学校が11教室、滑川中学校が10教室をそれぞれ設置しております。また、未設置の教室でもタブレットP Cが活用できるよう、モバイルプロジェクター、実物投影機等を各校で備えています。

ネットワーク環境は、先ほどお話ししたG I G Aスクール構想の導入時に各校全て無線L A Nを整備しています。整備の範囲は、普通教室はもとより特別教室、体育館まで網羅した無線のネットワークを全ての学校で構築しています。また、タブレットパソコンの同時使用、同時接続の不具合に対応するため、今年度途中でしたが、プロバイダーの変更も行っています。現在スムーズなネット利用が可能となっています。

なお、この校内ネットワークですが、設定変更をすることで災害時にフリーWi-Fiとして使用することも可能となっています。

タブレットP Cの持ち帰りについては、現在各校とも必要に応じて実施をしている状況です。昨年実施した持ち帰りによるオンラインでの接続テストを通じて家庭におけるインターネット環境を把握し、それぞれ学校ごとに家庭へ向けての配信を実践をしています。

なお、家庭におけるインターネット環境がない児童生徒は、昨年実施した調査では79名いらっしゃいました。このうち、緊急時におけるWi-Fiルーターの借受けを希望されている方は37名いらっしゃいました。現時点で町で貸出しできるモバイルルーター65台を保有していますので、この方々に対応する準備はできているといった状況になっています。

続いて、質問の3、教職員への支援状況についてです。G I G Aスクール構想の実現、学校におけるI C T活用の充実には、教職員のI C T利活用能力、こちらの向上が大変重要です。そのためにはI C Tに関するスキルアップ、I Tリテラシーの向上、またI C T機器のスムーズな動作環境の確保やデジタル教材等の提供も課題となっています。G I G Aスクール構想の導入は、機器やソフトを整備したら終わりではなく、その後の運用、利活用がむしろ重要であると認識をしています。このことを踏まえ、本町でも教職員に対し様々な支援を講じています。まずは教職員向けの研修を開催し、情報提供、スキルアップの一助となるよう支援をしています。受託業者や導入したソフト

業者等の民間業者から講師を招き、各校からの教職員で組織したICT推進委員会、また各校において操作研修、活用研修を実施しています。また、各校で自主的な研修も実施しており、グループ演習や研究授業、受講者同士の情報共有、ICT活用のアイデアを出し合って共有できるようにするなどの取組を実施しています。さらに、先進地の事例や国、県のガイドライン、運用の手引など、必要な情報をその都度学校へ提供もしています。

また、人的支援として、今年度は文部科学省の補助金を活用しながら、GIGAスクールサポーターを1名配置させていただきました。これは、週5日で町内4校を巡回支援するもので、GIGAスクール導入に伴うICT環境整備の初期対応を中心に授業や教材作成、校務などの支援、トラブル対応等に携わっていただいています。

なお、来年の令和4年度についてはICT支援員、こちらを配置して同様の支援を行っていく予定でございます。

さらに、ICT環境に対する支援として、タブレットパソコンの活用に伴い必要となるデジタル教材、クラウドを利用した学習アプリなど、効果的で優良なデジタル教材についても、ICT推進委員会等を活用しながら検証を進め、導入を検討していきたいと考えています。教職員のICT活用指導力の向上は重要な課題です。今後も各教職員が主体的、対話的で深い学びを、ICTを活用することでよりよく実現できるよう支援していきたいと考えています。

質問の4の活用状況です。各校におけるタブレットパソコンの活用状況ですが、学習活動における使用状況では、日々の授業において、どの学校、どの学級においても、ほぼ毎日1回以上は使用する頻度で活用をしています。日常的に活用しているため、小学校1年生でもタブレットパソコンを使って写真を撮ったり、平仮名入力で観察日記を作成したりしています。中学校3年生では、グループのメンバーとクラウドを用いた共同作業を行い、プレゼンテーションソフト、パワーポイント等による発表資料を作成する姿が見られます。

また、今年度はデジタル教科書を国、県の実証研究に基づき、宮前小学校と滑川中学校が国語、福田小学校と月の輪小学校が算数の教科で活用をしています。各校の教員からは、例えば国語においては、画面に表示された教科書に直接線を引いたりする編集機能により説明文の要約、こういうことができたり、算数ではアニメーション機能、こちらによって絵や図を用いた説明ができるため、数的な理解、空間的な理解を促すことができるなど、効果的な活用についての検証を深めてきています。

また、学習保障のツールとして、新型コロナウイルス感染症に関連し、一定期間欠席を余儀なくされた場合や、不登校児童生徒に対して授業の配信も行っております。さらに、現在、密になるため実施できない集会等での活用も各校で取り組んでおり、校長先生の講話を教室の子どもたちへ配信したり、本の読み聞かせを配信したり、また進路説明会における保護者への説明等でも使用しています。このように各校で工夫を凝らしながら様々な場面での活用が現在、日常的に図られています。

す。今後は、校内研修等により全教職員が授業等の配信方法の共通理解、操作理解を深めて進めてまいりたいというふうに考えております。

質問の5、教育の急激なデジタル化に伴う問題点及び情報モラルの育成についてです。GIGAスクール構想ですが、こちらやみくもに全ての学びでのICT活用を考えるのではなく、ICTを使ったほうがよい学びと、これまでも効果的だった学びを熟慮して使い分ける、時には一緒に併せて使うハイブリッドでの活用が必要となります。教員が一方的に教えるこれまでのインプット中心の教育を改め、子どもたちが主体的に学び、学んだことを表現するアウトプット、こちら中心の教育に変えていく、それを教員が伴奏するように支えていくコーディネートできる指導力、教育が求められます。

そこで、課題としては、子どもの多様化、家庭の事情、教員の多忙な現状、学校でのICT活用の遅れ、また長時間活用に伴う健康面の悪影響、こういったことが考えられますが、これら様々な要素が複雑に絡み合った教育の現場の課題では、総合的な視点で解決を図ることが必要と考えています。様々な課題がある中で、特に着目したものが4点ございます。

1つは、学習ログを活用した個別最適化された学習の実現です。子どもの多様化により、同じ学級、同じ学年であっても個人の理解力や基礎学力、習熟度が異なるため、一律な学びの提供ではなく、その子どもに適した学びを個別に提供する必要があります。教員が一人一人の子どもの習熟度や能力を把握するために、スタディ・ログ、学習履歴のようなデータを活用すること、さらにAIを活用して個人別のスタディ・ログを分析し、最適な教材を導き出すことで、一人一人の子どもにマッチした教材の提供が可能になると考えます。

2点目として、学習調査、診断などのCBTの活用です。CBTとは、コンピューター・ベースド・テイスティングの頭文字を取ったもので、コンピューターを利用して試験、採点、判定、合否の通知などの作業を行うためのシステムです。CBTを活用することで手作業がなくなり、データが一元管理できるほか、問題用紙などの印刷経費、採点や集計における人的ミスを防ぐことができます。CBTを教育現場に導入することで、教員は授業や教材の研究といった専門的な業務により多くの時間を割くことができるようになります。

3点目として、良質なデジタル教材の開発です。ICTの活用を充実させるには良質なデジタル教材の活用が重要です。AI型教材の利用者が令和2年9月の時点で20万人から、今年度では2.5倍の50万人、学校数として1,800校を突破したことが報告されました。個別最適化された学び、この実現に向けた教材の導入が課題となってくると考えています。

4点目です。教育現場の事務作業の自動化、効率化です。定型業務を自動化することで、多忙を極める教員の業務の中から定型的な事務作業を自動化し、業務負担を軽減することができます。授業のための資料作成や研修、指導方法の検討など専門性を生かす業務に集中でき、子どもと個別に向き合う時間が持てる可能性が高くなります。また、そのためのシステム導入も大きな課題と考え

ています。

以上のように、子どもの多様性への対応、教員の働き方改革の観点からも、教育DXへの取組は非常に重要です。しかし、これらの課題対応には、今後予算面での問題が大きくなることを予想しています。

また、ICTを活用した教育を進めて、児童生徒にタブレットパソコンといったデジタルデバイスを与えると、ガバナンスやセキュリティーの問題が必ず浮上します。懸念し過ぎて何もできなくなるとは、せつかくの1人1台のタブレットPCの意味がありません。この学習環境の中で、同時に情報モラルを学校で学ばせていく必要があります。この情報モラルについても、現在法改正とともに被害者、加害者にもならないのは言うまでもなく、モラルを持って情報を有効に活用できる人材、これを育てていく必要があります。具体的には、県ネットアドバイザーや民間企業から講師を迎え、講演会や研修を児童生徒や保護者へ向けて実施をしたり、授業の中でネットモラルについての学習に取り組んだり、またそのための実践事例集を作成し、各校への配布も行っております。

持続可能な社会の担い手となる児童生徒のためには、誰もが安心して豊かに生活できる学校を目指し、これまで実践してきた教育と最先端のICTのベストミックスを図り、教育の在り方を日々アップデートし続けていくことが大切です。そのため、これまで以上に多様性を尊重し、ICTを活用しながら、学校ならではの協働的な学び合いや実社会に関わる課題を地域の方々と関わりの中で解決する探究的な学び、こういったものも大切にし、多様な児童生徒を誰一人取り残すことのないよう、今後とも個別最適な学びの実現を目指して支援、努力していく所存です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんからのご質問、質問事項2、公共施設の広域連携について答弁をさせていただきます。

滑川町のみならず、全国の多くの自治会では、高度経済成長期に整備された公共施設の老朽化対策が急を要する課題となっております。これには厳しい財政状況に加え、全国的な人口減少と高齢化社会が同時進行していく中で、施設の維持管理経費や更新費用をどう確保していくのかといった基本的な問題も含まれております。現在、滑川町では、内田議員さんのご質問にもございました滑川町公共施設等総合管理計画及び滑川町公共施設個別施設計画において、役場庁舎やコミュニティセンター、また小中学校など町が所有する公共施設の今後40年を想定した計画を策定し、課題の洗い出しを行ったところでございます。この計画の中では、公共施設の長寿命化を図るためには計画的な施設の修繕が必要であり、これにより最終的な費用圧縮の効果も期待できるとしております。しかしながら、これに係る経費は、今後40年間で学校、園を除く公共施設で約96億円、学校、園を含めるとおよそ230億円の経費が必要との試算をしております。年額に置き換えますと毎年度6

億円に近い経費がかかる計算でございます。

滑川町における町民1人当たりの公共施設の床面積を県内の他の町と比較いたしますと、滑川町は県内における平均を下回っておりますが、それでも今後多額の費用がかかります。大規模な、または数多くの公共施設を所有している町では、滑川町以上に逼迫した状況ではないかと推察するところでございます。

他の市町村と共同で運営を行う広域連携に関してでございますが、ご質問にもありましたとおり、現在は比企広域市町村圏組合において、消防、斎場の共同運営をしており、ごみ処理に関しましても、小川地区衛生組合においてじんかい処理、し尿処理を共同で行っております。また、連携の形態は異なりますが、滑川町を含みます県内の20の町村では業務に使用する電算システムの共同化を進めており、法改正の対応等につきましては、一括発注することにより経費の圧縮を図っているところでございます。

しかしながら、公共施設の共同利用、広域利用に関しては、ご質問にございましたように、公共図書館の相互利用のほか、見当たらないのが現状でございます。

地方自治体における広域連携につきましては、令和2年6月に総務省の地方制度調査会から内閣総理大臣宛て、2040年頃から逆算して顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制の在り方等に対する答申がされており、この中には広域連携による基礎自治体の行政サービス提供についての基本的な考え方や課題などの記述がございます。先ほど申し上げましたように、将来にわたり各市町村がおおのこの公共施設を維持するためには多額の経費が必要となります。限られた予算の中で地域住民の福祉の向上や安全安心のための行政運営を目指しつつ、時代とともに変化する住民ニーズに対応していくためには、今後自治体間の連携がより一層に必要となることは明らかでございます。施設の長寿命化と費用の関係は、いずれの市町村も悩ましい問題でございますので、こうした課題をテーマに協議を進めることは意義あるものと考えます。したがって、先進市においてどのような内容で連携を結んでいるのか、費用負担はどうなっているのかなど、事例を学ぶ機会を事務レベルでの協議から始めていければと考えております。

また、広域連携に関しましては、基礎自治体とは何かといった地方自治に関する基本的な考え方を改めて整理する必要があると感じております。いずれにしましても、住民の皆様と向き合う中で何が必要なかを十分に把握し、精査をすることが必要であると思っております。今後、県及び近隣市町村と継続的な協議の場を構築できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） ありがとうございます。再質問のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、GIGAスクール構想のほうなのですけれども、日本は世界的に見てもICT教育の取組

が遅れているというふうに聞いております。OECDの加盟国中で最下位だというふうなことを聞いているのですけれども、日本の経済状況からすれば、子どもたちの周りにICTの機器がなかったということはないと思うのです。その日本がなぜ遅れているのかということ考えたときに、やっぱりそれは今大人になっている我々の責任なのだろうと思うのです。というのは、例えば携帯電話が出始めの頃に、子どもに携帯電話を持たせてインターネットでつながるといろいろな危険があるから、リスクがあるから、子どもには使わせないようにする、禁止をするという、大人がリスクを管理できないものは子どもに対して禁止をするという、そういう考え方が多分この遅れを招いた原因の一つなのだろうというふうに私は考えています。

そこで、先ほどのOECDの調査の中で、生徒の学力習熟度の調査というのがあって、時々マスコミに、テレビや新聞なんかにも載るのですけれども、OECDの習熟度調査によれば、数学だとか科学の習熟度は一応トップクラスというふうに聞いています。ところが、読解力については、日本は、下のほうということはないみたいなのですが、あまり上のほうにはなっていないみたいな、トップクラスというか、上から数えれば上のほうの下というような状態だというふうに聞いています。OECDの読解力の意味なのですから、OECDの読解力の意味としては、必要な情報をピックアップする能力、次にその情報の意味を理解して統合して想像する、そしてさらに信憑性を評価し、内容と形式を熟考して矛盾を見つけて対処するというのが読解力の意味なのだそうです。この定義づけを考えると、まさにICT教育の目的としていることにぴったり合うのかなと。日本が遅れているということは、この部分が遅れているのではないかなというふうに考えます。

ICTは、子どもは新しい機械に慣れるのは非常に早くて、多分機械が周りにあれば、ネイティブな子どもたちにとっては、もうスポンジが水を吸収するごとく、新しい機械に慣れる速度というのは早いと思うのです。これが、ただ吸収するだけでは、やっぱり子どもにとっては危険もリスクも伴うわけで、そこを管理してあげるのが大人の責任だというふうに私は思っています。

そのためには何が必要なのかと。多分、文部科学省もそういうことでちゃんとした指導が必要だということ考えたのだろうと思うのですけれども、実際にそれを現場に落とし込むに当たって一番必要なのは、やっぱりそれを指導する教員の体制だと思うのです。体制というか、教員自身がやっぱりITに対して習熟してもらわないと子どもたちに適切な指導ができないのではないかなというふうに考えます。その点をどう対応されるおつもりなのか伺いたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 教育長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

今、内田議員さんがおっしゃったとおりで、今コロナ禍のためにGIGAスクール構想の前倒しということで、急遽1人1台の端末の貸出しという事業が前倒しになったという背景がございます。もともとこれは経済的な部分、学習的な部分も総合してGIGAスクール構想を年度ごとに、ある

程度の年月をかけてやっていこうというものが、コロナ禍で急速に早まったという状況もございます。そのために、学校それから教職員のそのような知識、活用をするためのものが十分に備わっているかということかというふうに思っています。

先ほど内田議員さんの中からOECDの調査があります。この中で、日本の場合には比較的数学的な分野、科学的な分野はずっと高い位置にいたのですが、前回調査で読解力についてが大分下がったというような報道が大分されました。これにはいろんな文献等を読ませていただくと、いろんな状況もあるのですけれども、大きく2つ要因があるかと思っています。1つが、今回のOECDの調査がコンピューターでやられていた関係で、さっき局長のほうで答弁させていただいたCBTという方法論、いわゆるコンピューターで何を取得して何を答えたらいいかという方法が十分でなかったというのが一つの側面、もう一つが、やはり内容を読み取れなかったという側面ということがあるというふうに思っております。

今後なのですけれども、今、町として課題の一つとして何を挙げているかといいますと、当然先ほども言ったように教職員の指導もそうなのですけれども、指導の中で十分にコンピューターを活用することが一つの側面ですので、方法を十分に知らせるというための研修が一つあるかと思えます。

それからもう一つが、情報というのは必ず発信する側の意図が含まれています。ですので、発信者によっても、同じ内容であってもいろんなそこで作為的な部分もあります。ただ、今、内田議員さんが言われたように、日本の子どもたちがその発信者の本来の目的を十分理解しないでうのみになってしまう傾向にあるということも一つ指摘をされています。例えばネット環境などで私たちも検索をすると、それがAIによって操作されて、その人の好みのものが上から順番に出てきます。ですから、同じ文言で同じものを検索したとしても、その人の使用しているコンピューターによってAI機能が働いていますので、出てくる順番は変わってきます。そのような操作が行われていることも含めて、子どもたちにその情報ということの特性を十分踏まえさせるようにも教員のほうにはしていきたいなというふうに思っています。

それから、3点目、最後になりますけれども、やはり何をおいても今必要なのが、私は語彙力だと思っています。語彙力がないと発信もできませんし読み取れません。そうするとコミュニケーションも不足しますし、ですので、この読解力の部分ではいろんな書物に触れるということで、昨年度来、読書活動に力を入れさせていただきました。子どもたちがラインとかのSNSで子どもたちと会話するときの文章が非常に日常会話であり、十分な語彙力は備わっているというふうにも思えない部分もございます。ですので、大きく方法の部分、それから語彙力も含めた内容の部分、それからそういう情報の特性、この3点を踏まえて教職員共々子どもたちにしっかりと教育をしていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 教育現場でのICTの取組については、もう10年以上前から文部科学省は対応されていると思うのです。昔、スクール・ニューディール構想とかというような話もあったと思うのですけれども、結局は機械だけ入れて、何かあまり稼働していないとか、本当に教育の一端になったのかなみたいな状態だったと思うのですけれども、今回のあれではぜひその辺のところを踏まえた上で対応していただきたいというふうに思うのですけれども、文部科学省が出している教育振興基本計画の中にも、情報活用能力と併せて、やっぱり家庭における情報モラルの教育というのが必要だというふうに記載されています。この情報モラルの問題なのですから、むしろ今は大人にもやってほしいぐらいの情報モラルの教育なのですが、その点をもうちょっと、利点は確かにあると思うのです。デメリットもある。その中の大きな問題の一つがやっぱりモラルの問題だと思うのです。特に大人が指導できない、今の正直言って私たちに指導できない部分はいっぱいあって、だから何か大人自身の中で情報モラルは野放しにされているような状態の中で、子どもたちにそうあってほしくないという非常に虫のいい話なのですから、その辺のところをご説明いただければありがたいのですが。

○議長（瀬上邦久議員） 教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 教育長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

今、内田議員さんのおっしゃったとおりに、技術面とモラル面、この両方は本当に両輪だというふうに考えさせていただいています。本年度のICTの推進委員会でも、大学のこの情報モラルの専門家の先生もお招きしながら、町として、例えば小学校1年生にはどんなスキルを身につけさせて、どんなモラルを経験させるかという、この両面から町の計画を1つつくりたいというふうに思って、本年度実際にやらせていただいています。これは、子どもたちによって環境が大きく左右する部分がありますので、一概にいろんなものを集めてできるものではありませんので、町の実態を踏まえて、その両面をきちっと育てていきたいというふうに思いまして、教育委員会としてもしっかりと計画を立てていきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） ありがとうございます。ぜひモラルの件はよろしくお願ひしたいのですが、続いて公共施設の相互利用のほうなのですが、私が調べたイメージでは、どうもこの比企地区だけ相互利用が非常に少ないようなイメージを持っています。川越にしても熊谷にしても、あの辺の地区は非常に相互利用が進んでいるように見受けられるのですが、その辺のところはどうなのでしょう。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんからのご質問に答弁をさせていただきます。

比企郡市の相互利用の関係でございますけれども、詳しく調査はしておりませんので、現状、他の広域連携を行っているところとの比較というような数値のほうは、データ等を持ち合わせてございません。今後、先ほども申し上げましたけれども、比企郡市の中で事務レベルの話合いが開始されれば、当然他の連携しているところの調査等も行う必要がございますので、そういった中でどういったものが広域連携されているのかというのが明らかになるかと考えております。現在のところ情報がないということでご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 滑川町の中で、この間ちょっとあるご父兄の方と話をしていたら、「滑川町は児童館がない」という話を言われまして、ああそうだなと思って、だけれども、比企地区を考えると児童館はみんなないのです、東松山も。だけれども、比企地区から一歩出ると、熊谷には何か9個ぐらいあるし、坂戸にも何かいっぱいあって、川越にもいっぱいあるのです。熊谷の児童館なんかは、滑川町は入っていないのですけれども、多分相互利用をされていると思うのです。ほかは、川越のほうでもやっぱり児童館なんか相互利用をされていたり、埼玉県内を見ただけでも、例えば老人福祉施設の相互利用だとかそういうものもあるのに、この比企地区にはそういうのが全然、比企地区だけないのです。これどうしてかなと。例えば児童館が比企地区に1個もない現実なんかはどうしてなのかなという感じがするのですけれども、いかがですか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんからのご質問に答弁をさせていただきます。

比企郡市で児童館がない理由でございますけれども、これについても理由については、はっきりしたものは分かりません。ただし、児童館という名称ではなくて、いわゆる子育てをするお母様方が集まる場所につきましては、比企郡内、お隣の東松山市、嵐山町も含めまして、滑川町もそうですけれども、そういった場所については、各ところが工夫をしながら既存の施設を利用して開いているというものがございます。

なお、こういった施設につきましては、基本的にはお住まいの市町村、住民の方が利用というのが前提ではございますが、仮に他の市町村の方がお越しになられても、それをお断りするようなことは現在していないというふう聞いておりますので、そういった意味では違う形態で相互の利用が図られているという認識でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 公共施設の相互利用を全国的に見ると、大体20万人ぐらいの人口での組織というのが多いように見受けられるのですけれども、そういうことを考えていくと、やっぱり比企地区だけでは人口が少ないのか何かよく分からないのですけれども、でも必ずしも比企地区に限ったことではないので、例えば相互利用の場合の維持費とか何かは、みんなその設置自治体が持っているのです。周りの自治体はその自治体の中の住民の使用料だけを何か負担しているのか、設備の維持だとか何か大規模改修なんかについても、この相互利用されて提携しているところの費用を持った例はあまり、私が調べた限りでは見つからなかったもので、何か周りの相互利用ができる地域はいいことだらけかなというふうに思うので、もし費用をかけずに町民の利便性が上がるのであれば、ぜひ前向きに検討して見ていただきたいと思いますので、最後にこの要望を入れて終わりにいたします。どうもありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で内田敏雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休 憩 （午前11時50分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 通告番号3番、議席番号14番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。質問させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、町独自のコロナ対策についてお伺いしたいと思います。その1番目が検査キットの配布についてです。新型コロナウイルスの変異株オミクロン株が猛威を振るっております。町での感染者もこれまでにない状況です。町はワクチン接種に力を尽くしてきていますが、同時にコロナウイルスの特性から検査の有効性が当初から指摘されています。

現在、埼玉県では無症状者でも無料の抗原検査、PCR検査を町内の薬局で実施をしております。しかし、検査キットの不足が生じ、薬局でも抗原検査はできない状況です。PCR検査についても予約を入れないとできない状況です。この方法にはスマホでの登録や検査結果もスマホの操作が必要になることから、高齢者などスマホが使い慣れた人でないとできないという問題点が指摘されてきました。検査ができないという不安が住民の中に広がっています。今回のオミクロン株の感染は

若年層での広がりや危惧され、実際に休園、学級閉鎖、休校などが相次いでいるのが特徴です。そのため、各自治体で検査キットを確保して保育園や小中学校などに配布するなど、住民の安心に応える方策が取られています。早急に症状のない教職員も含めて、定期的検査を実施することを求めます。さらに、児童生徒などに配布して検査の協力を求めるなどの施策を行うべきではないでしょうか、お伺いします。

大きな2点目として、住民生活支援、中小企業支援、農家支援の施策をというテーマです。政府は、子ども世帯への臨時給付金や非課税世帯への給付を実施し、また中小企業などへの事業復活支援金などがようやく実施されることになりました。しかし、いずれも制度の穴が大きく、支援を受けられない方が多くいます。

そこで、①、コロナで困窮しているにもかかわらず今回の給付から外れた住民への支援。

②、事業復活支援の申請が始まりました。個人事業主や農業者への給付も可能です。各事業者が事前確認を容易に受けられるような支援をお願いします。

③、米価が暴落し、農家の存続が危ぶまれています。町の支援をお願いします。

以上、お伺いします。

大きな2点目として、里山・谷津沼を守り農業遺産登録をというテーマです。比企丘陵の里山や沼、谷津田は、日本で最初に農業遺産に登録された能登の里海・里山に匹敵し、特に滑川町の里山から流れ出る湧き水が沼、谷津田、そして河川に流れ、それが生み出す豊富な生態系が首都圏の近くにあることはまれであるとも言われています。城西大学の石黒直哉先生の発表で2021年の調査内容が明らかになりました。町内の15か所のため池と1か所の水路を調査した結果、3か所のため池と水路で天然記念物ミヤコタナゴが自然繁殖するためのドブ貝の生息が確認されました。この調査は、沼をさらって行うのではなく、その水のDNAをPCR検査で調べるというものです。この自然を守り、100年後、200年後の未来につないでいくのは私たちの仕事です。一度失われた自然を元に戻すには100年、200年かかることを考えると、現時点での保存は重要です。さらに、町が進める農業遺産登録に必要と言われている多様な生態系保全にもつながります。この環境を守り、保全させるために町が、里山・谷津沼・自然保護へ向けて条例制定など具体的な施策を検討することについて伺います。

大きな3点目は、公共施設や学校に生理用品をというテーマです。コロナ禍で非正規が多い女性の貧困が問題になっています。経済的に苦しく生理用品を購入できず、交換の回数を減らしたりトイレットペーパーで代用するなどの実態があります。昨年、NHK「クローズアップ現代+」で、学生の5人に1人が生理用品の入手に苦労していると、生理の貧困が社会問題として取り上げられました。以来、多くの自治体で独自に施策が進められ、埼玉県では昨年7月より順次、全ての県立高校で設置が進められています。県内の自治体でも広がっています。この問題は女性の貧困問題だけで捉えるのではなく人権問題として捉え、ジェンダー平等の社会を目指す町の課題でもあります。

トイレットペーパーが置いてあるのに、なぜ生理用品は置かないのという声上がるのも当然です。とりわけ声を上げにくい児童生徒が安心して通学できるよう、女子トイレの個室に生理用品を設置は、緊急の課題として検討をお願いします。また、町の公共施設への設置もお願いいたします。

次、4点目の大きなテーマで、平和事業の推進というテーマです。昨年、核兵器禁止条約が国連で発効し、核兵器については、その存在自体が悪とされることになりました。しかし、いまだ核兵器保有国は核兵器にしがみつき、日本もその国に追随していることは、核のない世界を願う人類の願いと相入れないものになっています。町は非核平和都市宣言を発出し、町内外に核兵器のない平和な世界を訴えています。そして、平和事業を行い、アピールを続けています。しかし、この間、コロナの影響もあり、十分な取組になっているとは言えません。そこで、今年は規模も内容も充実した企画を願うものです。特に今年は、核兵器禁止条約が発効後、初めての締約国会議が開催され、その具体化が図られる歴史的な年となります。展示とともに被爆者の体験を聞くなど多彩な企画を期待します。よろしくをお願いします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、町独自のコロナ対策のうち、1の検査キットの配布と2の住民生活支援、中小企業支援、農家支援の施策のうち、①の今回の給付から外れた住民への支援についてを木村健康福祉課長に、質問事項1、町独自のコロナ対策のうち、2の住民生活支援、中小企業支援、農家支援の施策のうち、②の各事業者が事前確認を容易に受けられる支援と、③の米価暴落の町の支援についてを服部産業振興課長に、質問事項2、里山・谷津沼を守り農業遺産登録をの、里山・谷津沼・自然保護へ向けての条例制定についてを関口環境課長に、質問事項3、公共施設や学校に生理用品をのうち、学校の女子トイレに生理用品設置の検討についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項3、公共施設や学校に生理用品をのうち、町の公共施設の女子トイレに生理用品設置の検討についてと、質問事項4、平和事業の推進を小柳総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、木村健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、質問事項1の町独自のコロナ対策をのうち、1の検査キットの配布をにつきましてでございますが、阿部議員ご指摘のとおり、全国的に検査キットに不足が生じており、埼玉県でも昨年12月28日から感染リスクが高い環境にある等、感染に不安を感じる無症状の県民の方を対象に、県内の薬局、ドラッグストアにて無料で検査が受けられるようになりましたが、オミクロン株による感染拡大等により検査が不足している現在でございます。滑川町の町内の2店舗におきましても例外ではなく、現在も予約がしばらく状況が続いておるところでございます。

ご質問の各自治体で検査キットを確保して、保育園や小中学校などに配布することにつきまして

は、現在、町単独での配布は行っておりませんが、埼玉県におきまして希望する自治体に保育所の職員を対象とした抗原検査キットが配布されているところがございます。昨年の9月定例会での一般質問におきましてもご説明申し上げましたが、8月に市町村へ実施希望の照会がありましたので、滑川町におきましても実施を希望し、10月中旬に納品され、希望する保育所へ配布したところがございます。

この抗原検査キットを使用しての検査実施に際しましては、保育所等の職員に、出勤後、微熱を含む発熱、せき、喉の痛み、その他体調不良等の症状が現れた場合に使用するものとし、無症状者に対してウイルス感染の確認のための使用は認められておりません。

また、検体の採取につきましても、検査に関する研修を受けた職員の管理下で検査を実施することとなっております。これによりまして抗原検査キットの配布はされておりますが、その使用方法に制限があり、感染の確認のための使用はされておらない状況でございます。

一方で、エッセンシャルワーカーである保育所職員が濃厚接触者に判定され、本来自宅待機期間が7日のところ、4日目と5日目に抗原検査キットによる検査で陰性が判明された場合、自宅待機を解除できることになっている中で、現在、抗原キットの不足が叫ばれていることにより、今回2月18日付、厚生労働省事務連絡により、県から配布された抗原検査キットを職員の待機期間早期解除検査に使用してよいということになりましたので、町内の児童保育施設に周知をさせていただいたところがございます。

また、ご質問の症状のない教職員も含めた定期的に検査を実施することにつきましても、抗原検査につきましては、症状のない方への使用について、感染していたとしても症状がない場合は陽性反応が出ない場合があります。いわゆる偽陰性となる可能性がございますので、現時点では保育所等児童福祉施設の職員に対しての定期的な検査を実施する予定はございません。

さらに、児童生徒などに配布して検査の協力を求めることにつきましても、同様の理由で症状のない児童に対する検査の実施の予定もございません。

続きまして、質問の2の①、コロナで困窮しているにもかかわらず今回の給付から外れた住民への支援につきましてでございますが、初めに今回の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、ご案内のとおり令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯及び令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変した世帯が対象となっております。1世帯当たり10万円が給付されます。課税世帯の方でも非課税世帯と同等まで収入が落ち込んでしまった世帯については、給付対象となる場合がございます。令和3年1月以降の任意の1か月の給与明細等で判断することとなっております。こちらにつきましては、全員協議会において報告をさせていただきますが、1月4日に専決処分をさせていただき、非課税世帯に対し、2月24日に給付金の案内及び口座情報等の確認書を送付いたしました。同時に、家計急変世帯からの申請の受付も開始し、初回の振込日は3月11日を予定してございます。対象世帯数見込みにつきましては、非課税世帯が

1,887世帯、家計急変世帯を151世帯と見込んでおります。給付金総額2億380万円を予定してございます。

一方で、今回の給付金で支給対象とならなかった場合の支援制度につきましては、まず初めに新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯に対しまして緊急小口資金の貸付け、さらに新型コロナウイルスの影響により収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対しましては、総合支援資金の貸付けといった生活福祉資金貸付制度がございます。緊急小口資金につきましては、貸付上限20万円となっており、据置き期間1年、償還期限2年以内、貸付利子は無利子、保証人不用となっております。また、総合支援資金につきましては、貸付上限は、単身世帯の場合15万円、2人以上の世帯の場合は20万円となっており、こちらの据置き期間は1年以内、償還期限は10年以内、貸付利子は無利子、保証人不用となっております。滑川町で貸付けに至った件数は、緊急小口資金の件数が144件、総合支援資金が188件となっております。

なお、この生活福祉資金につきましては、特例貸付の償還免除の取扱いもされており、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるものでございます。

さらに、総合支援資金の再貸付けを借り終わった世帯、再貸付けの不承認となった世帯のうち、収入が住民税の均等割が非課税世帯となる収入の12分の1と、生活保護の住宅扶助基準額を合わせた額を超えない場合につきましては、生活困窮者自立支援金の支給制度もございます。

なお、支給要件といたしましては、公的な無料の職業紹介の窓口に求職の申込みをして求職活動を行っている場合となっております。

支給月額、単身世帯、2人以上、3人以上で区分されており、それぞれ月額6万円、8万円、10万円で、支給期間は3か月間となっております。また、休業等に伴う収入の減少により住居を失うおそれが生じている方々につきましては、住居確保給付金制度がございます。原則3か月間、最大9か月、家賃相当額を県が大家さんに直接家賃をお支払いするものでございます。

以上、申し上げました支援制度の申請期限につきましては、2月25日の厚生労働省の発表により、3月末までから6月末までと3か月間延長となったところでございます。

以上、コロナで困窮しているにもかかわらず今回の給付から外れた住民への支援のうち、主なものにつきましてお示しをさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの町独自のコロナ対策のうち、各事業者が事前確認を容易に受けられる支援をと、米価暴落の町の支援についてご答弁させていただきます。

最初に、事前確認支援についてですが、現段階でも新型コロナウイルス感染症の影響がまだまだ続いており、町内事業者の経済的な影響が今後も予想される状況となっております。今回、国の施策として事業復活支援金の申請が開始されました。以前の持続化給付金の申請とは異なり、国の登録確認機関による事前確認が必要となっております。これは、以前に国で実施した持続化給付金の申請に関し、報道等でも問題視されておりましたように、不正受給が多く発生していたことや誤った理解による申請も多くあったことから、その対応策として事前確認が必要となったということでした。そして、給付金申請に関してですが、以前にコロナ関連の一時給付金や月次支援金といった国から支援金の受給を受けた事業者の方々については、事前確認の必要がないものになっているとのことでした。今までに国からの支援金を受給されていない事業者の方々には事前確認が必要となっておりますが、事前確認についても、国で登録されている確認機関の中には、現段階で約2万5,000か所の確認機関において、手数料が無料で事前確認が行われているとのことでした。国のホームページ等で無料実施が行われる確認機関の検索はできないようですが、事務局に問い合わせることで確認機関を教えてもらえるようです。また、事前の予約が必要ですが、対面での相談だけでなくオンラインでの相談も可能ということですので、ご自宅でも事前確認が実施できるようになっています。このように、事前確認の費用負担や窓口までの利便性を国のほうでカバーしている状況となっておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

そして、来年度も新型コロナに関連する事業相談窓口を実施したいと考えておりますので、対応ができる部分については対応を行っていきたいと考えております。

次に、米価暴落の町の支援についてですが、令和3年産の米価については、農協による買入れ価格が前年度と比べ大きく減額したと伺っております。そこで、町では水稻農家が必ず行う病害虫防除を目的とした箱施用薬剤の購入に対して一部上乘せ補助を行いたいと考えております。上乘せ補助の考え方ですが、現在、滑川町環境保全型農業推進協議会において、1キログラム当たり500円の補助を行っております。箱施用薬剤は、薬剤の種類にもよりますが、1キログラム当たり3,000円程度すると聞いております。購入費用への一部補助及び上乘せ補助を行うことで農家の皆さんが水稻作付に係る費用の負担を少しでも和らげるとともに、生産意欲の衰退も防ぎたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんからのご質問、里山の谷津沼を守り農業遺産登録をの質問について答弁いたします。

今年度6月議会で阿部議員さんから同様な内容のご質問をいただきました。里地里山の保全等の条例制定についてでございます。今回、里山、谷津沼、自然保護への条例制定でございますが、前

回答弁したことと重複いたしますが、答弁いたします。里地里山は適度に人の手が加わり生まれた空間でございます。同じく谷津沼は、人の手によって作り出されたものでございます。ご承知のとおり、滑川町内には大小200余りのため池が所在いたします。河川からのかんがいの乏しい当地の稲作にとって、ため池はかけがえのない生命線であり、現在も脈々と利用されております。滑川町とため池は切っても切れないものであります。現在は、このため池を利用した農業を農業遺産登録に向け準備を進めております。

ご質問の里山、谷津沼、自然保護に向けての条例制定についてですが、滑川町では平成30年10月に滑川町環境基本条例を制定し、町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めました。そして、環境基本条例の規定に基づき滑川町環境基本計画を策定いたしました。その中で目指すべき環境像として、「町民も環境も豊かな心で生まれ、「笑顔」一杯で過ごせるまち 滑川」を挙げています。そして、5つの環境目標を挙げ、その中で環境目標1として、滑川らしい水と緑に育まれた自然を保全し、次世代の笑顔につなげます。そして、町の取組として、丘陵地の山林や平地林については、里山の保全再生を図るとともに、適正な維持管理を推進することや、山林や丘陵地によって構成された豊かな自然環境を保全し、活用しながらその適正な保全を図るとともに、安らぎや憩いのある場、環境学習の場、レクリエーションの場として活用を図るとしてあります。町民の取組としては、身近な自然に関心を持つことや山林や屋敷林、社寺林等も適切に管理するとしています。事業者の取組としては、開発行為を行う場合、緑地や生態系の保存、自然景観との調和等に配慮、このように滑川町環境基本計画の中で里山を含めた自然環境の保全についても取り組んでいるため、改めて里山、谷津沼、自然保護の条例の制定をする予定はございませんので、ご理解をいただきたく存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

学校の女子トイレの個室に生理用品の設置の検討をとということですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用や就労への影響から、経済的な理由で生理用品を用意することが困難な状態にある生理の貧困、これが生じているとの報道があります。内閣府の調査によりますと、生理の貧困に係る取組を実施している地方公共団体は581団体で、2か月前の前回調査の255団体から大きく増加しているのが現状です。生理用品の支援方法については各自治体で考え方が様々で、それぞれ工夫をして実施しており、それは教育現場においても同様となっています。

具体的な支援方法として、一つに、公共施設や小中学校のトイレに生理用品を備えることで自由に受け取れるようにしている。一つは、各種相談窓口、生活支援相談窓口、社会福祉協議会、男女

共同参画センター、保健センターなど、こういった相談窓口の場所を提供することで必要な相談支援につながりやすくしている。一つは、意思表示カードを提示、指差しすることで声に出さなくても生理用品を受け取れるように配慮をしている。一つに、児童生徒が抱える不安や悩みを養護教諭等に相談できる機会となるよう保健室で生理用品を提供している。こういった方法が取られているようでございます。

本町では、生理用品の提供にとどまることなく、これをきっかけとした相談により不安や悩みを聞き取り、必要とする支援を受けられる窓口等を検討し、多方面からの支援の必要性を感じています。

学校の女子トイレに生理用品を備えるとのことですが、学校では児童生徒から生理用品について相談を受けた場合、各校で用意している生理用品を教育的配慮により無償配布をしています。子どもの声を聞くよい機会であり、担任等に言いづらいことも相談するきっかけにもなっているようです。養護教諭は、生理用品の必要性のみならず、来室した子どもへの声かけやその背景の把握に努め、子どもの気持ちに寄り添った相談支援に努めています。

トイレに生理用品を常備することで、誰もがためらわずに生理用品を手に入れられる体制ができるといったメリットがございますが、反面、トイレに置くと誰もが使う可能性があり、経済的に本当に苦しいなど必要な児童生徒に十分に届けられなくなるといったことや、衛生面や補充する教職員の負担などのデメリットも考えられます。

また、本町の養護教諭に話を聞くと、生理用品の種類も豊富なことから、子どもたちにもこだわりがあり、保健室に相談に来て、種類を見て、「友達にもらいます」と言った子どももいるようです。

いずれにしても、トイレに生理用品を備えることをコロナ禍の貧困対応として実施するのか、子どもの不安や悩みの解消のきっかけとするのか、その目的が重要であると考えます。このことはジェンダー教育の一つとして、生理や妊娠のことを十分理解して、男女平等の社会づくりの意識啓発にもなることと思います。生理用品をトイレに置くことで解決することは何か、これを把握し、それ以上に、今、子どもの身に何が起こっていて、子どもの何を見ていけばよいか、しっかり捉える必要があります。生理をめぐる問題の解決だけを図るのではなく、家庭環境など全体を見てケアする必要があると認識しています。そのためにも、子どもたちがためらうことなく相談しやすい環境、多様な相談体制の整備をより一層推進することが大切です。

学校での保健室、養護教諭への相談はもちろんのこと、教育委員会では引き続き広報でも掲載しておりますが、悩み相談先を掲載したリーフレットの配布など、子どもたちへの性教育を含め、定期的、継続的な支援が必要であると考えます。生理用品の提供を含め、様々な先進事例を検証しながら、児童生徒が安心できる対策をしっかりと取り組んでまいります。さらに、孤独、孤立などの不安を抱えた子どもたちが気軽に相談できる子どもの気持ちに寄り添ったきめ細かい支援を行い、誰

一人取り残さない取組が必要だと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんからのご質問、質問事項3、公共施設や学校に生理用品をのうち、町の公共施設に関してと、質問事項4、平和事業の推進について答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化、特に非正規が多い女性職の収入減は、阿部議員のご質問にもありますように、大きな社会問題となっております。女性の生理用品は、本来必需品であるべきものと思いますが、この購入ができない、または購入をためらう中で居場所を失う女性も多いのではないかと想像いたします。町では健康福祉課において、意思表示による生理用品の支給を行っておるところでございますが、現状、多くの利用があるとは聞いておりません。

このような中、ご提案をいただいております公共施設への無料設置がどのような効果を生み出すかは不明でございますが、町で現在持っております防災用の備蓄には生理用品も含まれております。数多くを所有しているわけではございませんが、使用期限の差し迫っているものから順に、試行として庁舎内の女性トイレに設置し、経過を検証させていただきたいと考えております。この件に関しては、このような方法で本当に必要とする人が手にすることができるのかといった根本的な課題もあるとは存じますが、先ほど申し上げましたとおり、試みとして実施をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、実施期間につきましては、現在のところ開始についてはできるだけ早期に、終わりにつきましては防災用備蓄の用品がなくなるまで、もしくは新型コロナウイルス感染症の社会に与える影響が終息するまでと想定をしております。

新型コロナウイルスに係る様々な生活面、経済面の支援は、市町村を通じて行われることが大半でございます。この一環であるという位置づけでございますが、本来であれば国や県が指導的な立場で民間のドラッグストア等の小売業者とも連携した政策を期待したいところではございます。

続きまして、質問事項4、平和事業に関して答弁をさせていただきます。初めにおわびを申し上げます。吉田町長が掲げる政策の大きな柱として平和啓発事業がございますが、新年度の予算からこれらの事業の予算化が講じられておりませんでした。予算要求書を精査しましたところ、事業の計画については記載がございましたが、肝心の予算額が空欄となっております。改めておわびを申し上げますとともに、新年度6月補正予算にて予算化を図らせていただきたいと思います。特段のご理解をお願い申し上げます。

その上で、現在計画をしております事業について答弁をさせていただきます。令和4年度の平和啓発事業に関しては、2つの事業を計画しております。1つはピースバスツアーでございます。新

型コロナウイルスの影響により、数年来ピースバスツアーの計画が中止となっておりますので、令和4年度はこの取組を行う予定でございます。訪問先としては、桶川市にございます桶川飛行学校平和祈念館及び茨城県阿見町にございます予科練平和祈念館の2施設で、実施時期については8月、定員は引率も含めて35名を予定しております。

また、もう一つの事業といたしましては、例年行っておりますパネル展の開催でございます。このパネル展は、地味ながら当時の世相を知るよい資料であると認識しており、戦没者の中には町民に身近な方が散見されます。私自身も過去に祖父の写真をこのパネル展で見つけ、写真に撮らせていただいたことがございます。

ご提案をいただきました被爆者体験に関しましては、ピースバスツアーと隔年で実施しております講演会講師の候補者の一人として前向きに検討させていただきたいと存じます。戦後75年以上が経過し、戦争を自身で体験された方のお話を直接聞く機会は時間も限られておりますので、機を逃すことなく後世に伝えたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

最近のテレビ映像で、大国の侵略により多くの人々が逃げ惑い、途方に暮れている姿を見るたびに、平和の尊さを改めて実感いたします。滑川町にとりましても、平和啓発事業は町政の大きな柱でございますので、多くの皆様からのご意見をいただきながら事業を推進してまいりたいと考えております。今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、再質問を願います。

○14番（阿部弘明議員） 再質問をさせていただきます。

時間があまりありませんので、生理用品の問題についてちょっと認識が違うのかなという感じがします。改めてお聞きしたいと思います。先ほど局長さんからは、何か相談とかいろいろな悩み事とか、そういったようなことを受けるきっかけみたいな形のお話がありました。決してそういうことではないのです。あくまでも、要するに質問書にも書きましたけれども、トイレットペーパーがあるのと同様に生理用品もあるべきではないかという話なのです。要するに、必需品は常になければならないという、それがジェンダー平等の考え方だというふうに思うのです。そこはもう一度改めて検討していただきたいなと思います。総務課長さんのそういった防災用品ではありますけれども、そういったものも使ってということで、決してコロナ禍というだけではなくて、やはり継続した事業としてお願いしたいなというふうに思うのです。あるのが当たり前というふうに考えていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほど答弁の中でお話ししたとおり、この場合、生理の貧困ということで課題のほうを捉えさせていただきました。貧困の裏にある、その家庭の背景にあるものは何かということで答弁のほうをさせていただいたということです。貧困である、生理用品が買えないのはなぜか、そのためにできる支援はないのかといったことで、そこまで、その家庭の背景にまで視点を変えて、その子どもたちに家庭を含めての支援をする。例えば経済的に苦しいのであれば生活保護であったり社協であったり、そういった形の支援の手を差し伸べる、そういったことで解決をする、そういった部分の支援を考えての答弁とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） 私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、貧困問題からこれが浮き出てきたというのはあるのですが、そもそもこのジェンダー平等の考え方からいえば、あるのが当たり前なのだとすることを改めて、そういった考え方を学校の中でも、また公共施設でもお願いしたいなど。それが要するに、トイレットペーパーがあるのと同じで生理用品もあるのだということを改めて、それが普通なのだとすることをもう一度、貧困だからという話ではないのです。貧困だからトイレットペーパーが使えないとかという話ではないでしょう。それと同じような考え方をしてほしいなということなのです。それを改めてお願いしたいということです。

それと、コロナ対策なのですけれども、抗原検査については、先ほど県からの方針が変わったということでお聞きしましたけれども、教職員の皆さんは、自分がコロナになっているかどうかは分からないのに、子どもたちにうつしてはいけないという、そういった気持ちがあるのではないかなというふうに思うのです。無症状でもそれが今、出てくるというようなことですから、せめて学校や保育園やそういった職員の方々についてはやるべきではないかなと。利用が可能になったというふうになっているのですけれども、具体的にどんなふうにしてやろうというふうに思っているのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の再質問に答弁いたします。

先ほど厚生労働省からの事務連絡のお話をさせていただいたところですが、この内容につきましても、現在、抗原キット等の不足が生じていることから、濃厚接触者の待機期間というのが現在7日となっておりまして、ただし、エッセンシャルワーカーにおいては、4日目と5日目に抗原キットで陰性が出た場合については出勤可というふうに報告が出ておりますので、そのときに現在配布してある抗原キットを使用してもよいという事務連絡が来たものですから、その場合に限っての使用ということです。ですので、それ以外での症状のない先生方での使用は、まだその配られたキットでは使用できない状況になってございます。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） では、ちょっと視点を変えて、高齢者施設で今クラスターが全国的に発生をして、それが死者の増加につながっているというふうな話が報道もされているわけですが、要するに高齢者施設の職員については、またそういった方々については、検査はいまだちゃんとやっていますか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

高齢者福祉施設につきましては、先ほどの保育所等の施設に先行いたしまして、恐らく6月頃から県が各施設に配布をしてございます。その後、後発で保育所等の配布に至ったわけですが、使用の方法、運用等についてはすっかり同じで、症状の出た場合に職員のみ使用してよいということと運用されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） 非常に心配しているのです。今、高齢者施設でも要するにそういう形でクラスターが発生し、そこから死者が出てきているという、決してこのオミクロン株は侮れないというか、これまで以上の非常に危険なウイルスだというふうに思うのです。そこをもう一度ちょっと、政府からの方針だというふうに言われればそれまでなのですが、今、各自治体が政府がやっていることについて、要するに信用できないと。これでは駄目だということで、それぞれが工夫をして検査キットの配布などを自分たちで行わざるを得ないのです。それから、この町でもどんどん今、感染者が広がっています。無症状の方から広がると。濃厚接触者になれば休まざるを得ないというようなことで、もう家庭内でも広がるし、職場の中とか保育園などでも、そういったような形で広がっているのです。そこをどうやったら止められるのかということ町独自でも考えないといけないときだというふうに思うのです。どうでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

国が配布しておりますキットについての運用については、使用の手引等を拝見いたしますと、症状のない方についての判定の精度が、やっぱり症状がない方については偽陰性が出る可能性があるということで運用を控えているような書き方をしております。そういうふうな運用をされておりますので、町独自の抗原キット、抗原キットについては抗原定性キットと定量キットがございますが、定性キットの配布を受けておるので、同様の運用は町独自の購入でも、今のところでは控え

たいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、時間が残り少ないので、手短にお願いします。

○14番（阿部弘明議員） はい。

ちょっとこのコロナ問題については、改めていろいろお話ししていきたいなというふうに思うのですが、これだけ広がっているというのは、やはり非常にこの町にとっても大変な問題だし、それによって経済的に困窮するし、それで事業者にとっては経営が成り立たなくなっていくというような、もう連鎖反応でどんどん、どんどん広がって負の循環になってしまっている現状だというふうに思うのです。ここをどこで断ち切るかというのは、やはり一つはこういったような、とにかく食い止めるというところをもう一度検討していただきたいというふうなことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で阿部弘明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後2時5分とさせていただきます。よろしくお願いします。

休 憩 （午後 1時50分）

再 開 （午後 2時05分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 通告順位4番、議席番号5番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 5番、上野葉月です。よろしくお願いします。

質問いたします。1、サッカーグラウンド予定地について。両表・大木地区土地改良事業から取得した土地は、サッカーグラウンドとする計画が進められており、その用途で合意形成が図られてきたものと捉えています。現在は、この計画が頓挫している状態です。この計画について伺います。

①、2013年に両表・大木地区土地改良組合が設立された頃に、FCなめがわがサッカーグラウンドとして使用するという計画が始まったと聞きますが、2013年のFCなめがわに所属していた子どもの人数、また関わる大人の人数、2021年のFCなめがわに所属していた子どもの人数、関わる大人の人数を教えてください。

②、グラウンド整備費・管理費が予定されない中、FCなめがわがそれを担うという計画の実現可能性をどのように考えていましたか。

2、子宮頸がんワクチンについて。2021年に国は子宮頸がんワクチンの積極的な推奨を差し控えている状態を終了し、2022年4月から子宮頸がんワクチン接種が勧奨されます。子宮頸がんワクチ

ンは安全性に課題があり、深刻な副反応が生じ、今もそれを抱えている子ども、若者がおり、その方々への救済措置は不十分です。

①、2013年に積極勧奨中止の対応が取られた状態から、何かしらの改善があったことによる勧奨再開なのでしょうか。再開の理由をお聞かせください。

②、過去5年間における滑川町における子宮頸がん発症の人数、子宮頸がんによる死亡者数を年代別に教えてください。

③、2013年以前に子宮頸がんワクチンが公費で接種されていた時期3年分の年度ごとの接種者数と、その年齢に占める接種者の割合を教えてください。

④、子宮頸がんワクチンの効果は何ですか。

⑤、子宮頸がんワクチンの副反応が生じた場合、その患者への対応、救済への施策を準備していますか。短期的、長期的、両者についてお聞かせください。

3、新型コロナワクチンへの疑義。

①、新型コロナワクチンは多くの方が2回の接種を終えた状態で、滑川町は今までになく感染者数が増加しています。新型コロナワクチンを接種することで感染拡大を止めることが当初の目的だったはずですが。現在の2回接種者が80%を超える状況で、感染者が新型コロナ発生時から最も多い状態をどのように捉えていますか。

②、12歳以下の子ども、ゼロから5歳の乳幼児にも接種対象を広げる計画はありますか。

○議長（瀬上邦久議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、サッカーグラウンド予定地についてのうち、①、2013年及び2021年のF Cなめがわに所属していた子どもの人数及び関わる大人の人数についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項1、サッカーグラウンド予定地についてのうち、②、グラウンド整備費・管理費が予定されていない中、F Cなめがわがそれを担うという計画の実現、可能性の考えについてを小柳総務政策課長に、質問事項2、子宮頸がんワクチンについてと、質問事項3、新型コロナワクチンの疑義を武井健康づくり課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長に答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

2013年度及び2021年度のF Cなめがわに所属していた子どもの人数、関わる大人の人数でございますが、2013年度のF Cなめがわの団員及び指導者、役員等スタッフの人数ですが、当時の団の総会資料から引用した人数を報告させていただきます。団員数は108名、指導者、スタッフ数は17名です。また、2021年度の人数は、団員数53名、指導者、スタッフ数は15名です。

なお、F Cなめがわの活動場所であった東武グラウンドですが、平成27年2月28日に東武鉄道へ

返還し、猶予として同年8月末、夏休みの終了まで使用をしています。

その後の活動場所として、都第一公園、総合グラウンドを候補地としていたようですので、両表・大木地区土地改良区の農村公園内にF Cなめがわの練習場を提供する計画が立ち上がったのは、この時点より後になるかと思えます。したがって、2015年ですが、この年のF Cなめがわの団員数が93名、指導者、スタッフ数は20名となっています。

なお、現在は都第一公園と月小のグラウンドでF Cなめがわは活動しています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんからのご質問、質問事項1、サッカーグラウンド予定地についてのうち、②のグラウンドの整備費・管理費が予定されていない中、F Cなめがわがそれを担うという計画の実現性をどう考えていましたかについて答弁をさせていただきます。

初めに、F Cなめがわサッカー少年団の活動場所及び活動人数につきましては、先ほど教育委員会澄川事務局長から答弁のあったとおり、従来、活動の拠点としておりました株式会社東武鉄道が所有していた空き地を利用していた当時は、100名を優に超える団員、指導者で構成されておりました。この東武鉄道が所有していた空き地につきましては、年月をかけ、保護者、指導者でグラウンドとしての整備を行い、これについては借地を返還するまで続けてまいりました。

グラウンドの大きさにつきましては、スポーツ少年団用のコート1面と練習用の空き用地が確保でき、駐車場としても50台以上の車両を止めることができました。また、大きな構造物でありました防球ネットにつきましては東武鉄道のご厚意によるもので、用具置場などにつきましてはサッカー少年団で用意し、設置したものでございます。

東武鉄道に土地返却後は、工業団地内にあります都第一公園グラウンドから利用を始め、現在では都第一公園グラウンドのほか、月の輪小学校グラウンドも併用して使用しておりますが、都第一グラウンドの大きさにつきましては、少年団用コート1面と練習用の空き用地、従来のグラウンドとほぼ同じ大きさでございます。

また、駐車場に関しては、工業団地にお勤めの方の駐車場利用から、東武鉄道の土地から比べますと少ない台数となっております。

ご質問にございます両表・大木地区土地改良内の農村公園においての計画の実現性でございますが、先ほど述べさせていただきましたとおり、サッカー少年団では基本的に自らが利用するグラウンドの整備は自らが行ってきた経過がございます。農村公園の利用につきましても、当初は自らが整備する方向でございましたが、団員の減少に伴い保護者、指導者も減少しており、指導者の話合いの中で、現状ではこれを維持していくのが困難と判断したものでございます。

参考までに、農村公園のグラウンドの大きさは、少年団用コートでは2面以上、ラインの引き方によっては3面を取れる大きさがあり、駐車場用地も広く、整備管理には多大な労苦が必要となります。計画の実現性に関しましては、これまで述べさせていただきましたとおり、協議として上がった当初と現状では大きく異なっている点にご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問のうち、大きな2番、子宮頸がんワクチンについてと、大きな3番、新型コロナワクチンへの疑義について答弁させていただきます。

まず、大きな2番、子宮頸がんワクチンについてですが、ご質問が①から⑤までありますけれども、子宮頸がん、またワクチンについて先に説明させていただければと思いますので、④番の子宮頸がんの効果は何ですかを先に回答させていただき、その後、①から順番に回答させていただきたいと思います。

子宮頸がんワクチンの効果は何ですかなのですけれども、子宮頸がんは、粘膜や皮膚からヒトパピローマウイルス、HPVと申しますが、に感染し、このウイルスは男女を問わず感染しますが、特に女性の場合は、性経験があれば50%以上の方が生涯で一度は感染するとされる広く一般に存在するウイルスです。女性の場合、長期にわたって感染が続きますと、これは数年から数十年の個人差があるのですけれども、全がん状態に病変、さらにがん化しますと発症し、重症化すると子宮摘出や、最悪死亡に至るものでございます。

この子宮頸がんワクチンの効果なのですが、このヒトパピローマウイルスの感染を予防するものでございます。特に子宮頸がんは50%から70%の原因とされる16型、18型のヒトパピローマウイルスの感染や、がんになる前の異常を90%以上予防したという報告もあるとのことです。

また、定期接種での勧奨対象年齢が12歳から16歳となつてございますけれども、このヒトパピローマウイルスが、ほとんどの場合、性的な接触で感染しますので、性的接触の始まる以前に接種を受けることが効果的とされているためです。ただし、上野議員がおっしゃるとおり、極めてまれではありますが、ワクチン接種後に深刻な副反応が出ることもあり、これにより予防接種法に規定される定期接種ではございますが、平成25年度以降、積極的接種勧奨が差し控えられていたものです。

それでは、①番に戻させていただきます。勧奨再開の理由ですが、国によりますと令和3年11月12日開催の厚生労働省専門者会議におきまして、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回るとの判断がなされ、安全性の評価は継続しつつ、副反応発生時の医療的対応についても、医療機関が連携し、支援体制を強化していくということが確認され、積極的勧奨を差し控えている状態を終了するとの判断がされたとのことでございます。

続きまして、②、過去5年間の町内の子宮頸がんの発症の人数等でございますが、町では20歳以上の女性に対して子宮頸がん検診を実施してございます。この検査で精密検査が必要と診断された方は再度検査を受けてもらい、精密検査の結果でがんが見つかり、医療機関での治療になる方もいらっしゃると思います。ただし、集団検診や個別検診など町が実施する以外に、町の制度を使わず社会保険を利用した事業所の検診、また個人での医療機関での検診を受ける方もおり、医療機関からはこれら個人情報がない状況ですので、滑川町内の患者数、死亡者、年代別の統計データは、町では持ってございません。ご理解いただければと思います。

なお、埼玉県が年度ごとに発表している埼玉県保健統計年報に市町村別の子宮がんにより亡くなった方の数値がございましたので、ご紹介したいと思います。なお、これは子宮頸がん、子宮体がんの合計でございます。令和3年8月に発行された最新のものに掲載されているデータが平成30年度のものでございます。それによると、平成30年度滑川町での子宮がんによる死亡者は3名です。毎年度の発行物を遡り申し上げますが、平成29年度はゼロ、平成28年度はゼロ、平成27年度1名、平成26年度1名と、平成30年度から過去5年間の結果はこのようになってございます。誠に申し訳ございませんが、死亡者のみで、患者数、年代別のデータはございませんでした。

続きまして、③番、2013年以前に、子宮頸がんワクチンが公費で接種されていた時期3年間の接種者数と、その年齢に占める接種者の割合、これは対象者数ということによろしいわけですね。子宮頸がんの公費による接種は、平成22年度末から開始されました。予防接種法による定期接種になる以前ですが、平成22年11月から平成25年3月まで、国の補正予算で子宮頸がん等ワクチン緊急対策推進事業として実施され、この間の接種状況についてご説明します。2010年、平成22年度、これは年が明けてから、23年になってからになりますので、高校1年生のみを対象として、52人の対象者数2名、約4%の方が接種を受けました。そして2011年、平成23年度、対象が今度は12歳から16歳までとなりますが、310人中190人、61%、次に平成24年度、2012年度、対象295人中69人、23%となっております。また、この次の年、平成25年4月より定期接種となりましたが、それまでに発生した副反応などが問題視され、同年6月、積極的勧奨の差し控えが決定されました。ちなみに、接種勧奨が差し控えられた翌年、平成26年度は対象者189に対して接種者数は2名、1%となっております。

なお、今、申し上げた数字ですが、ワクチン接種は3回必要で、人によって年度をまたぐ接種もあるため、その年度に1回目を受けた方の数字ということで説明させていただきました。

次に、⑤、子宮頸がんワクチンの副反応に対する救済制度に対する回答になります。救済制度については、接種を受けて副反応が出た本人や保護者から、ワクチン接種による健康被害発生届が町に提出されますと、国の予防接種健康被害救済制度に基づきまして、滑川町予防接種健康被害調査委員会を開催し、調査後、国の設置した疾病障害認定審査委員会に進達し、因果関係が認定されますと給付等が実施されるといった流れになります。給付の種類は、短期的には医療費、一時金、長

期的には障害年金、遺族年金といった認定された症状、障害等により多岐にわたっております。なお、全て認定後の給付となります。

次に、大きな3番、新型コロナワクチンへの疑義についてでございます。上野議員のおっしゃるとおり、町内は大変コロナの陽性者が増えております。昨年10月頭までで157人で、11月、12月については陽性者は発症しておりませんでした。1月に入りましてからは一月間で104人、また2月中につきましては297人の陽性者が発症しており、町としても大変危惧している状況でございます。

それでは、①、新型コロナ発生時から最も多い状態をどのように捉えていますかというところですが、新型コロナウイルスは変異を繰り返しております。また、国や諸外国の研究でもワクチンの有効性の基準でもある抗体価、こちらは時間の経過とともに低下するものとされております。そのため、現在追加接種を進めているところであります。

また、6月定例議会でも上野議員の一般質問へ同様の答弁をさせていただきましたが、新型コロナワクチンの効果につきましては、発症防止、重症化防止については検証されているものの、感染防止については、国でも一定程度効果があるといった表現にとどまっており、またウイルスが変異したことによるワクチン効果の併用についても検証がまだ進められている状況と聞いております。

さらに、現在流行中の変異ウイルス、オミクロン株は、それ以前のウイルスに比較して感染力が強く、かつ潜伏期間が短く、発症までの期間が短いと言われております。町民の皆様にあっては、今までどおり感染予防に努めていただいているとは思いますが、接種後の経過時間によるワクチン効果の低下、またオミクロン変異株の強い感染力の特徴によって現在の感染拡大が生じたものと捉えております。

次に、②、12歳以下の子ども、ゼロから5歳児の乳幼児にも接種対象を広げる計画がありますかについてでございます。1、2回目の接種につきましては、国が承認しているワクチンはファイザー社製、武田モデルナ社製、アストラゼネカ社製の3社のワクチンを使用していました。ご存じのとおり、今まで12歳未満の児童は接種を認められておりませんでした。5歳から11歳までのワクチン接種については、ファイザー社製ワクチンが令和4年1月21日に国が特例承認いたしました。2月末、先週から全国の自治体に小児用ワクチンの配布が開始されました。町では本年1月から接種に向けて協議検討を近隣市町村、また比企医師会と進めてまいりました。接種日程などについては、医療機関などとまだ協議中ですが、昨日3月1日付で小児用コロナワクチン接種についてのお知らせのチラシを全戸配布させていただきました。接種時期については3月中旬以降ということで計画してございます。

なお、ゼロ歳から5歳未満の乳幼児については、現在、ワクチン接種について国が検討しているといった話も聞いておりませんので、町としても実施の予定はございません。

最後になりますけれども、子宮頸がんワクチン、また新型コロナワクチンに限らず、ワクチン接

種はあくまでも任意でございます。接種を受けていただくには、その接種の有効性、副反応等のリスクをよく理解した上で、ご本人や保護者などの判断が必要になります。町としましては、予防接種を希望する人が接種を受けることができる機会を提供する、これが責務と考えております。このため、接種の判断に必要な情報やさらなる情報の入手方法などをお知らせしながら、今後とも法律に基づき、また医師会や医療機関と協力してワクチン接種を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、再質問願います。

○5番（上野葉月議員） 再質問いたします。

まず、一番初めに質問しましたサッカーグラウンド予定地、両表・大木地区土地改良事業に関してなのですが、当初から状況が変わってきたというところが原因というか、現在予定どおりにっていないことの原因かと思うのですが、まず当初このようにサッカーグラウンドとしてFCなめがわが使うというところを完成の利用方法として計画をなされていたのであれば、もちろんこれは私も反省材料とするところなのですが、例えば面積、農村公園として整備された中の一部にサッカーグラウンドがあるのか、それとも全てをサッカーグラウンドとするのか、そしてどこまでを駐車場とするのか、そして整備にかかる費用や管理等の予算をどのように計上していくのかというところを、まず当初の計画としてしっかりと立てるべきであったのだと思います。

そこについて、産業振興課のほうで土地改良事業としての令和3年と長い時間を設定した中での事業計画というのはあって、それをゴールとして仕事をされてきたというのは、そののところは分かるのですが、ではサッカーグラウンドとなるというところで、全体の計画をつかさどる総務課、例えば管理に関係してくる教育委員会、いろんな課が携わることになると思うのですが、その全課的な理解、全課で共通した理解と、ではこれで本当に完成まで行き着くのだろうかという全体での共通認識というのを、初めの2013年の時点でもう少しきちんと練って構築するべきだったのではないかなと思うのですが、その点、できていたと思われませんか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、2013年当時からになりますけれども、実際に事業を実施しておりました産業振興課で、その後その農村公園に関わることになりました教育委員会、また事業をそこで活動を行うFCなめがわ、また当然地元の方も含めてになりますけれども、こうした4者の中で事前に十分な話し合いが行われていたというような伺いは、私のほうでは持っていません。

したがって、本案につきましては、事業を始めた段階でしっかりその後の計画についてお互いに共通認識ができていなかったといったところが大きな問題であるというふうに理解しておりま

す。これらにつきましては十分反省をする中で、今後の町政のほうに生かしていきたいと考えておりますので、特段のご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。私も問題の在りかとしては、今ご答弁いただいたところがそもそもの問題の在りかであったと思っています。なので、それであってこの厳しい財政状況と予算や決算のやり取りの中でも、いつも言葉が出てくる中で、4,800万円という金額を出して土地を購入しているわけです。その4,800万円出したところに関しての、ではどうするのかというところが本当に不十分であった計画であったと思っています。そして、教育委員会にもお聞きしたのですけれども、FCなめがわの状況というのも、この当初計画のときからどんどん変わっています。当初計画というか、FCなめがわのグラウンドというのが具体的にどこから出てきたかという、スタートを2013年と取ったとしても2015と取ったとしても、現在の団員数というのは半分程度に減っています。

スタッフ、コーチ陣の人数というのはあまり減っていないように見えるのですけれども、当然大人の手というところでは、団員の保護者というところが大きく関わってくるとお思いますので、そういう意味でも大人の手というのは随分と減っているのかな。そうするとグラウンド整備にかけられる力、マンパワーというものも随分ともう状況が変わってきているのだと思います。そういう途中の年度で起きている状況変化というのもつかみ取れずに事業が進んでしまった。ここの点も今回の計画の反省材料であるのかなと思います。なので、今後、でももう4,800万円を支出して取得した土地ですので、FCなめがわが使わないということになったのではありますが、農村公園という発想と目的、用途自体は恐らくここにいる、いろいろ審議がある中でもいい計画だなという、全体的に好印象を持つ中で進められていた話だと思っていますので、まずそのところが実現できないのかというところをもう一度きちんと話し合い、計画の実現をまずするというところで計画を立ててみて、ではどうするのかというところを、用途変更ということではなく考えていただきたいなと思います。

そして、スタートだけスタートしてしまって、最後のところまで予算、それから誰が行うかというところも含めて計画が不十分であるという、そのような企画や事業を持たないように、つくらないように、全ての課の方が考えていってほしいなと思います。

次の質問に移ります。新型コロナについてなのですが、武井課長がおっしゃったように、現在、滑川町の陽性者数はかなり増えております。これは町としても想定外というか、ワクチンで期待した結果を得られない状況になっているのではないかなと思っています。新型コロナワクチン集団接種会場を設置して、町の職員等も多く人員を割いて接種を進め、そして2回接種者が80%を超える状況まで持ってきたと。それで冬を迎えてこのような感染拡大は起こさず、感染状況が落ち着いているという今冬の状況を期待して動いてきていたのだと思います。それが、今このような感

染拡大というところで、2回接種のワクチンの効果に対して、本当のところどうであったのかなと私は感じます。ワクチンを進めているにもかかわらず感染拡大をしてしまっているというのは事実であるので、この事実を捉えて、ワクチンが望む結果をもたらしてくれるのかというところは、検証していただきたいなと思っています。

そして、新型コロナワクチン2類、5類というような表現がよくあると思うのですけれども、この新型コロナ感染症を規定している法律というのは、略すと感染症法と言われる法律で、正式名称が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律というものになります。その中で、「国及び地方公共団体の責務」と書いてありまして、国が示した方針にやはり町としては従わざるを得ないというのが実際のところの状況ではあると思うのですが、法律には「国及び地方公共団体の責務」と書いてあって、国と地方公共団体は従属関係としては書かれていません。実際のところはどうかあっても、法律にこのように書かれている以上、自治体の責務というのは理論的には生じることになります。なので、検証から逃げず、国の動向も押さえながら、やはり独自に考えていってほしいなと思います。

そして、この法律では、いわゆる2類相当とされているのですけれども、新型コロナウイルスを発生させるウイルス、SARS-CoV-2といわれるウイルスの取扱いについては、四種病原体等という分類になっています。主に2類になるものは一種病原体、二種病原体というふうに分類されるのですけれども、この新型コロナウイルスのウイルス自体の持ち運びや実験室での取扱いについて定めたものなのですけれども、これについては四種病原体等と規定されています。四種病原体の説明なのですけれども、「A型インフルエンザウイルスなど病原体の保管・所持は可能であるが、国民の健康に与える影響を勘案して、人為的な感染症の発生を防止するため、保管等の基準の遵守を行う必要がある病原体等、そして（我が国の衛生水準では通常は死亡に至ることは考えられない病原体）」、これ厚生労働省の資料です。このように書いてあります。法律の中でも扱いにちょっと矛盾を感じる面はあります。そして、新型コロナワクチン、ご存じのように治験中のワクチンであります。このようにいろいろ矛盾を抱える中で接種が進められています。

今、申し上げたように、ワクチンの接種が感染拡大を止めてはいません。その中で3回接種に進むわけですけれども、この意義、本当に効果があるのかどうか、そのところについてどう考えていらっしゃいますか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員の再質問に答弁させていただきます。

ワクチン接種の意義というお話でございますけれども、ワクチンに関しましては、先ほど申し上げたとおり発症予防、それから重症化予防に効果があるというのは、既に研究で明らかになっているところでございます。このような感染が広がっている状況ではございますが、少なくともその効

果によって亡くられる方、今ちょっと増えてしまっていますが、ある程度抑えられているのではというところで、実際検証をすることは市町村レベルでは不可能ですが、その辺り、国や大学等の研究機関の結果を見ながら、こちらとすればそれを信じて接種を進めるというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。死亡者数についてなのですけれども、新型コロナが発生した年度と、それからワクチン接種が行き渡っている年、2021年と2020年を比べると、国民の総死亡者数というのは2021年のほうが増えています。これは検証に値すること、死亡を予防する効果としてもちょっと疑念が生じる数字であって、検証がされるべき数字だと私は思っています。

それで、新型コロナワクチンの副作用についてなのですけれども、2022年2月18日の厚生労働省の資料です。ファイザー社ワクチンが始まってから、ファイザーで2月4日までの死亡者数が1,402人、モデルナはファイザーとは期間が異なるのですが71件、そしてアストラゼネカで1件となっています。そして、3社を合わせると1,474名の方が、副反応疑いではありますが、疑いにより亡くなっています。そして、疑いである以上、因果関係が認められないので、すぐに救済とはなりません。認定等、書類提出とかがある中で一部の方が認められているという状況です。

そして、今までのワクチンから考えて、1,474人の方がワクチン接種後に亡くなっているというのはすごく大きな数字です。これだけの数字が出ているのにワクチンがどんどん進められるという状況は、私にとっては不思議でなりません。そして、モデルナのワクチンについては、2022年1月24日から2月4日までに、医療機関または製造販売業者から死亡として報告された事例は4件、うち3回接種後の事例は4件であったというように報告されています。3回目接種後の事例は4件中4件です。この事象も重く受け止めるべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員の再質問に答弁させていただきます。

ワクチンの接種による副反応、これはメーカーでも国でも言っているとおり、一定程度の副反応があるというのは事実でございます。また、先ほど上野議員がおっしゃった1,474人の死亡ですが、日本において、日本国民の80%以上が接種を受けるようなワクチン接種は今までありませんでしたので、この数字は分母体が大いなものというふうな捉え方もあるかなというふうに私は思います。それで、亡くなった方の因果関係については、国でなかなか認定が下りないというようなこともあります。またその他の副反応については、心筋症などについてもメーカーのほうでも認めているというところがございますので、一定程度の救済がされているのではないかと考えております。

この亡くられる方が出るということは、大変こちらとしても不幸ですし、望むものではござい

ませんが、新型コロナウイルス感染症の少しでも早い終息を目指すという取組の中で、このワクチン接種は進められるべきであると私は考えております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） ワクチン接種はあくまで任意である、先ほどご答弁いただいたのですけれども、確かにワクチン接種は任意というのが本当に大前提だと思います。そして、その任意の判断のために自治体は情報提供というのが義務づけられています。なので、ワクチンを接種する機会、そしてその機会を奪うことのないような表現というのにも配慮するべきだとは思いますが、このような副反応の事例、件数、そしてこの死亡の件数の背後にはもっと大きな後遺症事例や重篤な副反応事例というのがかなりの件数が出ています。その中には子どもの失明等も入っています。なので、任意の判断のために、今あるこのかなり多数出しまわっている副反応疑いの死亡、そして重篤な症状についての情報提供にも努めていただきたいと思います。

そして、これだけのワクチン接種を、国民の80%がしたワクチンはないので、人数も増えているのではないかというお話があったのですけれども、一番長いファイザー社のワクチンであっても1年間です。そして、インフルエンザワクチン等はまだ40年、長い期間されています。そして、確かに一気にこれだけするという事はかなり珍しい事例だとは思いますが、接種した人数を長い期間で捉えると、これくらい的人数になるようなワクチンはあるのではないかなと思います。以前であったら、1人、2人死亡が出ただけで接種が止まった、控えられたというような状況がある中で、これだけ疑い数がある中でどんどん推進されていく、このところには私は疑念を持つものであります。

そして、国が行う方針に従わざるを得ないというところが、ワクチン接種体制づくりの実情であると思うのですけれども、例えば子どもの接種のお知らせに関して、予診票を組み入れないであるとか、そのようなことは可能であるかと思えます。なので、情報提供や十分な検討を促すための情報提供、それから手段の構築というものを考えていただきたいと思います。

そして次に、2番目に質問したHPV、子宮頸がんワクチンについて伺います。まず、子宮頸がんというものについてなのですが、武井課長ご説明のとおり、ヒトパピローマウイルスというのはそんなに珍しくないウイルスで、女性の半数以上が生涯に感染し、体の中に持っているありふれたウイルスになります。そして、基本は性交渉によって感染するものです。そして、がんになる流れなのですけれども、ウイルスの感染は子宮頸部の粘膜で起こり、そしてウイルスが感染した細胞は新陳代謝で剥がれ落ちます。そして、まれに剥がれ落ちずにウイルスがたまったままになると持続感染となり、ここからさらに5年から10年たって初めてがん化するというのが私の認識です。そして、がん化するまでに何年もかかります。そのために検診が有効ながんだというふうに言われています。なので、このような経緯を知ることができれば、ワクチンと検診、個人が任意で判断す

るに当たり、自分にとってはどちらがいいのかなということも知ることができると思います。

そして、ヒトパピローマウイルスには1つではなくてたくさん種類があって、今回のワクチンが対応するのは2種類あるいは9種類等と言われていて、全体のウイルスの種類を網羅はしていないというのが私の認識です。課長がご説明していただいた数字とは多分異なってくるので、この辺もデータによってかなり差異があるのかなと思っております。やはりワクチンメーカーのほうで発表される数字だと、例えば90%、80%、高い予防効果というのが出てくるのですけれども、そういうワクチンメーカーとは全く関係ないところの研究結果のほうを見ると、また違う数字が出てくるというのも、それも事実です。なので、そういう観点からの情報提供もしていただきたいなと思います。

やはり接種を推奨するという立場だと、どうしても効果が高いほうの情報を載せてしまうという傾向があるかと思うのですけれども、一方でそれほどの効果が期待されていないという報告も上がっています。そういうことの情報提供、併記についてはどう考えていますか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員の再質問に答弁させていただきます。

私ごとになってしまいますが、今回のご質問を受けて、私は男性ですので、基本的には子宮頸がんについてはあまり関心がなかったというか、関係ないやというような意識でいたわけですが、この質問を受けまして大変ちょっといろいろ調べさせていただきました。この中で、先ほど議員がおっしゃったとおり、このヒトパピローマウイルスについては約200種類があって、その中でがん化に特に関係があるのが9から10ということになっております。このワクチンについては2価、4価、9価、2種類に対応するもの、4種類に対応するもの、9種類に対応するものというのがございまして、現在9種類、9価のワクチンについては、まだ国内では認可されていないという状況です。アメリカ等では既に広く打たれているということですが、こういう情報を、私も今回こういう立場に立って初めて勉強したということについては、大変もう認識不足だったというところで反省しているところでございます。

このような情報につきましては、今回対象の方に対するパンフレットにはこういう情報が全て載るわけなのですが、そのほか男性の方にも、こういうような病気があるのだということを含めて、ホームページなどで広く皆さんに周知していければなと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。今ご答弁いただいたところは、すごくこのワクチンのポイントにもなるところで、今200種以上とおっしゃっていただいたのですが、それに対する、メーカーにもよるのですけれども、たった2つだけに対応するワクチンであるということ。そのよ

うな情報提供がされた上で、ではワクチンと検診とどちらを選ぶのですかと、そのような判断ができるような情報提供、周知の構築を願うものです。

それから、年齢について、12歳から16歳というのが接種の推奨年齢になっているのですけれども、性交渉の前というところでこの年齢設定がされています。ただ、思春期で、体の成長というところもかなり大人とは違う体を持った時期なので、この微妙な体のバランスがあるところに、わざわざ打つ必要があるのかということも非常に私は疑問を持っています。何でこの年齢なのかということもきちんと説明して、この年齢であれば性交渉はみんなしていないだろうという前提で多分この年齢が設定されていると思うので、では、あなたはその可能性がいつあるのですかと。その人が、自分はではどうかと、この年齢では打つ必要はあるのかなということも、そして打った後のほうが、新型コロナワクチンでも分かるように抗体価は高いというか、だんだん低減していくことが予想されるわけですから、仮に打つという判断をしたとしても、いつ打つのが最適であるのかというような、そのような情報提供も必要であると思います。なので、その情報提供、いろいろなワクチンの効果に対する疑問、それからその効果に対して、果たしてがんを防げるのか、あと副反応の大きさ、重さ、それからその副反応に対する治療法がないこと、あまり確立されていないことや公的な補償が十分になされていないこと等を考えると、情報を得れば慎重な考えをする方も多くなると思います。そして、知らなくて打ってしまって副反応被害が起きたときに、では誰のせいだという発想も出てくると思います。いろいろ情報提供を受けた上で、自分で考えて打ったのであれば、これは任意だというふうに考えられることもできると思うのですけれども、ただ予診票が来たから行ったのだよみたいなことになると、しっかりとした情報提供がされていたのかなということもなってくると思います。なので、先ほどご答弁いただいたように、しっかりとした情報提供をお願いしたいと思います。

それから、できればその効果についての追跡調査のようなものも、アンケート形式等でも構わないので、やることをご検討いただけたらと思います。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で上野葉月議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

◎次回日程の報告

○議長（瀬上邦久議員） 明日3日は休会とし、午前10時から全員協議会を開きます。

◎散会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

○議会議務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

（午後 2時54分）

令和4年第231回滑川町議会定例会

令和4年3月9日（水曜日）

議事日程（第3号）

開議の宣告

- 1 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度滑川町一般会計補正予算（第6号））
- 2 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度滑川町一般会計補正予算（第7号））
- 3 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度滑川町一般会計補正予算（第8号））
- 4 議案第 4 号 滑川町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 5 議案第 5 号 滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 6 議案第 6 号 滑川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 7 号 滑川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 8 号 滑川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 9 号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第10号 滑川町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第11号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第12号 滑川町水道審議会条例の一部を改定する条例の制定について
- 13 議案第13号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第9号）の議定について
- 14 議案第14号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 15 議案第15号 令和3年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 16 議案第16号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 17 議案第17号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 18 議案第18号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 19 議案第19号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 20 議案第20号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）の議定について
- 21 議案第29号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

- 2 2 議案第 2 1 号 令和 4 年度滑川町一般会計予算の議定について
- 2 2 議案第 2 2 号 令和 4 年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について
- 2 3 議案第 2 3 号 令和 4 年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について
- 2 4 議案第 2 4 号 令和 4 年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 2 5 議案第 2 5 号 令和 4 年度滑川町下水道事業特別会計予算の議定について
- 2 6 議案第 2 6 号 令和 4 年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算の議定について
- 2 7 議案第 2 7 号 令和 4 年度滑川町浄化槽事業特別会計予算の議定について
- 2 8 議案第 2 8 号 令和 4 年度滑川町水道事業会計予算の議定について
- 2 9 請願第 1 号 加齢性難聴者への補聴器助成の実施に関する請願書
- 3 0 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

日程の追加

- 3 1 諮問第 1 号 滑川町人権擁護委員候補者の推薦について
- 3 2 発議第 1 号 ロシアによるウクライナ侵攻を断固糾弾する決議
- 3 3 発議第 2 号 加齢性難聴者への補聴器助成の実施に関する意見書（案）の提出について

出席議員（13名）

1番	宮	島	一	夫	議員	2番	高	坂	清	二	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈	保子	議員	7番	紫	藤		明	議員
9番	北	堀	一	廣	議員	10番	上	野		廣	議員
11番	菅	間	孝	夫	議員	12番	内	田	敏	雄	議員
13番	吉	野	正	浩	議員	14番	阿	部	弘	明	議員
15番	瀬	上	邦	久	議員						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	吉	田	昇							
副町	長	柳	克	実							
教	育	長	馬	場	敏	男					
総	務	政	策	課	長	小	柳	博	司		
税	務	課	長	篠	崎	仁	志				
会	計	管	理	者	兼	長	木	村	俊	彦	
会	計	課	長								
町	民	保	険	課	長	岩	附	利	昭		
健	康	福	祉	課	長	木	村	晴	彦		
健	康	づ	く	り	課	長	武	井	宏	見	
環	境	課	長	関	口	正	幸				
産	業	振	興	課	長	兼	服	部	進	也	
農	業	委	員	会	事	務	局	長			
建	設	課	長	稲	村	茂	之				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	澄	川	淳
水	道	課	長	會	澤	孝	之				
監	査	委	員	新	井	佳	男				

本会議に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	島	田	昌	徳
書				記		田	島	百	華
録				音		大	林	具	視

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には第231回滑川町議会定例会第9日目にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎発言の許可

○議長（瀬上邦久議員） ここで、昨日3月8日の予算審査特別委員会文教厚生常任委員会所管の阿部委員の質問に対して、澄川教育委員会事務局長より発言を求められておりますので、これを許可します。

澄川教育委員会事務局長、お願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育委員会事務局長、発言をさせていただきます。

昨日の予算特別委員会文教厚生常任委員会所管の予算に関する阿部議員からの滑川中学校の体育着のリニューアルに伴うリユースについてのご質問について答弁をさせていただきます。

今年度、滑川中学校の体育着がリニューアルされましたが、従来どおり滑川中学校では体育着のリユースについても推進しており、今後も従前の体育着の使用が可能となっています。リユースの機会でございますが、令和4年度も夏の資源回収、この資源回収は保護者が集まりますので、このときの機会にPTAを中心に実施をする予定でございます。卒業やサイズ違い等で不要になった体育着、ジャージ、制服や柔道着を学校に集め、これを希望者に提供いたします。希望者が複数いた場合は抽選となるそうです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、予算審査特別委員会審査報告書及び請願審査報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、議案第1号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） おはようございます。総務政策課長、議案第1号 専決処分承認を求めることについて（令和3年度滑川町一般会計補正予算（第6号））についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和3年12月8日に令和3年度滑川町一般会計補正予算（第6号）を専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めるためにこの案を提出するものでございます。

専決処分の承認をお願いする内容につきましては、国が新型コロナウイルス感染症対策として実施する子育て世帯等臨時特別支援事業、子育て世帯の子ども1人当たり5万円の支給を年内に給付する必要があるため専決処分したものでございます。

お手元の補正予算（第6号）の1ページをお開きください。

専決第5号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度滑川町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,430万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ72億7,366万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月8日専決

滑川町長 吉田 昇

6ページをお開きください。歳入からご説明を申し上げます。

歳入につきましては、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節3児童福祉総務費国庫補助金に事業費、事務費を合わせまして1億8,430万7,000円を増額補正するものでございます。

次に、7ページ、歳出に関してご説明をいたします。

いずれも款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、節3職員手当等から節12委託料までが事務費で、合計115万7,000円でございます。節19扶助費の1億8,315万円が給

付費の総額で、対象となる児童数は3,663名でございます。

なお、財源は予算書のとおり全額国庫補助金によるものでございます。

以上が議案第1号 専決処分の承認を求めることについてのご説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問時間は、答弁を含み30分とします。質問形式は、対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は質問席に着き、質疑に入ります。1回目には一括質疑、一括答弁、または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度滑川町一般会計補正予算（第6号））を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、議案第2号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度滑川町一般会計補正予算（第7号））についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和3年12月17日に令和3年度滑川町一般会計補正予算（第7号）を専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めためこの案を提出するものでござい

ます。

専決処分承認をお願いする内容は、国が新型コロナウイルス感染症対策として実施する子育て世帯等臨時特別支援事業、子育て世帯の子ども1人当たり5万円の追加給付につきましても年内に給付するため専決処分したものでございます。

お手元の補正予算書（第7号）の1ページをお開きください。

専決第6号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度滑川町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,337万円を追加し、歳入歳出それぞれ74億5,703万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月17日専決

滑川町長 吉田 昇

6ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。

歳入につきましては、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節3児童福祉総務費国庫補助金に、事業費、事務費を合わせまして1億8,337万円の増額補正でございます。

続いて、7ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。

いずれも款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、節11通信運搬費22万円、節19扶助費に1億8,315万円でございます。対象となる児童数は3,663名でございます。

なお、財源につきましては予算書のとおり全額国庫補助金によるものでございます。

以上が議案第2号 専決処分承認を求めることについてのご説明でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

議案第1号と議案第2号の関連性と、その手続や流れについてもう少し説明をしていただきたいのですが、両案とも支給額が同じで1億8,315万円となっています。議案第2号のほうが通信運搬費22万円、1号のほうも通信運搬費は22万円なのですが、ほかのところの費用は第1号に係るもののほうが多くなっています。追加なのでこのようなふうになっているかと思うのですが、議案が分かれている理由と手続の流れ、経緯等についてもう少し詳しく説明をお願いし

ます。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

ご指摘のありました議案第1号 専決処分の承認を求めるものでございますが、こちらにつきましては、12月の定例会の会期中に全員協議会でご説明させていただきました政府の閣議決定された経済対策において、ゼロ歳から18歳までのお子さんの保護者に対しまして、1人当たり5万円を支給することとされました。このうち中学生以下のお子さんにつきましては、児童手当の仕組みを活用することで年内に支給を開始するよう示されたため、12月8日の専決処分の承認を今回求めるものでございます。

それで、給付する扶助費の関係ですが、対象のお子さんの世帯の数字ですけれども、まず児童手当、こちら令和3年9月分の対象となる児童の方の総数が2,598名、それと滑川町在住の公務員の児童数、公務員の方については口座情報が分からないので、こちらについては申請方式になりますが、448名となっております。それから、9月から3月までに出生される方も対象となりますので、抽出した結果84名。それぞれの合計3,663名の方に5万円の給付を専決処分させていただき、1億8,315万円とさせていただきました。

議案第2号の7号補正につきましては、議案第1号で承認いただいた先行給付につきましては5万円として補正をお願いしたものでございましたけれども、こちらの10万円相当の給付をめぐっては、政府が年内の全額現金での一括給付など3つの方法を明記した指針を12月15日に全国の自治体に通知をしたことを受けまして、滑川町におきましても年内現金10万円一括給付を実施させていただきたく、12月17日に専決処分をさせていただいたところで、2段階の専決処分をさせていただいたところですので。扶助費の合計につきましても、前回と同様の対象で、3,663名の方を対象とした5万円の給付、合計10万円となって、2段階で補正をさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

政府から給付金の出方というところでこのような形になったのだと思います。それで、振込自体、実際にこの給付金を入金というか、いただくほうの世帯は、この金額5万円、5万円、計10万円というところは、タイミング的には一緒に振り込まれているのですか、それとも別々になっているのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

2つの専決処分を受けまして、10万円の一括給付ができる体制が整いましたので、1回目の入金については12月の24日だったと思うのですが、口座の情報が分かる方につきましては、一括入金をさせていただきます。

なお、本日現在、10万円給付の振込の進捗状況につきましては、先ほど申しました3,665世帯の対象のうち、現在3,533人分を入金させていただき3億5,330万円、全体の分母からしますと92.7%の入金が済んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。政府からの方針というか、やり方が二転三転というかする中で、しかも年末の忙しい時期の作業で、事務のほうは大変だったのではないかなと思います。いろいろ経緯が早くて変更もあって、ちょっとどうなのかなと分からない部分だったので聞きしました。ありがとうございます。

私からの質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。質問させていただきます。よろしく願います。

全員協議会の中で説明いただいた中の、いわゆる離婚家庭向けの給付の案内の申請期日についてお話しさせていただいたのですけれども、それについてはまだ変更はされないような予定ですか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

全員協議会でご指摘のありました申請期日につきましては、全員協議会でご説明した内容をもう一度申し上げますと、令和4年3月分の児童手当の受給者であることが今回の給付金の支給の要件となっております。その要件を満たすためには、2月の28日までに離婚届が提出されている方が対象になりますので、仮に2月の28日に離婚届を提出した方につきましては、3月の15日までに児童手当の申請が提出できるという猶予期間がございますので、そのときに今回の給付金の申請を合わせてご案内申し上げればいいのかということ、3月15日ということを実施要項を制定させていただきました。

ただ、ご指摘を受けまして、その後事務局で調整いたしまして決裁を上げさせていただき、3月の7日に実施要項の一部改正を決裁をさせていただきました。よって、3月の15日までの締切りを、この事業につきましては、大変申し訳ないのですが、繰越しの手続をしておりますので、3月31日までとさせていただきます、仮に最終に3月分の児童手当の手続に来た方が3月15日までに出したとき

には、もし添付資料のほう不足があった場合につきましても、残りの15日間の猶予があるということ
とで、提出は漏れなくできるかなというふうを考えて、3月31日までとさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 期間を延ばしていただきまして、ありがとうございます。

あと、離婚届を出さないと、これ支給されないということのようなのですけれども、例えばDV
などでなかなかそういうことができないような独り親家庭もいらっしゃるのではないかなと思うの
です、離婚されて。そういったような場合についてはどのような対応をされるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

それでは、離婚家庭の方向けに、今回の支給の対象として給付が受けられる方の対象があります
ので、ちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

まず1つ目が、令和3年9月の児童手当、こちらの受給者につきましては、元養育者であった方
が令和3年9月1日以降の離婚等により令和4年3月分の児童手当の受給者になった方が対象とな
ります。さらに、離婚協議中の方も添付書類が必要になるわけですけれども、対象となるという
ことでございます。

それから、令和3年10月1日から令和4年2月28日までにDV等の被害を受けまして、住民票所
在地とは異なる市町村に住んでいる者のDV特例の手続を行っていなかったことで、手続をしてい
なかったということで給付先を元の養育者から変更ができなかった方については対象となるという
ことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） そういったような要件が政府によって拡大されたわけですけれども、それ
の対応というか、町では、もちろんこういう事情なのだよということを言わなければ分からないわ
けですけれども、そういったようなことについて、こういった方が対象になりますよというような
周知というのはされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

今回の周知方法につきましては、全員協議会でご説明しましたとおり、2月15日の全戸回覧で内
閣府のチラシをもって案内をさせていただきました。裏面にはDVも含めた対象となる方の明記は
してあるところがございます。それと同時に、同じ内容を滑川町のホームページに掲載させていた

だきましてご案内をしたところです。ですので、2通りの周知をさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。この申請期間が延長されたということについても、改めてお知らせいただければありがたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度滑川町一般会計補正予算（第7号））を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第3、議案第3号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度滑川町一般会計補正予算（第8号））についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和4年1月4日に令和3年度滑川町一般会計補正予算（第8号）を専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めるためにこの案を提出するものでございます。

専決処分の承認をお願いする内容は、国が新型コロナウイルス感染症対策として実施する住民税

非課税世帯、家庭急変世帯への給付金、1世帯当たり10万円の支給を早期に着手するため専決処分をしたものでございます。

お手元の補正予算書（第8号）の1ページをお開きください。

専決第1号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第8号）。

令和3年度滑川町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億690万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ76億6,394万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月4日専決

滑川町長 吉田 昇

6ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。

歳入につきましては、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉総務費国庫補助金に事業費、事務費を合わせまして2億690万8,000円の増額補正でございます。

次に、7ページをお開きください。歳出に関してご説明申し上げます。

いずれも款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、節3職員手当等から節12委託料までが事務費で、合計310万8,000円でございます。節19扶助費の2億380万円が給付金の総額で、対象となる世帯数は2,038世帯と想定しております。

なお、財源は、予算書のとおり全額国庫補助金によるものでございます。

以上が議案第3号 専決処分の承認を求めることについてのご説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

吉野議員、質疑願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。質問させていただきます。

この支給対象者は住民税非課税世帯ということですが、具体的にはどのような世帯が住民税非課税世帯に属するのか教えていただきたいと思っております。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、吉野議員の質問に答弁させていただきます。

今回の支給の対象者につきましては、議員ご指摘のとおり令和3年度分の市町村民税の均等割が

非課税である世帯が対象となります。もう一方で、令和3年1月以降の家計急変世帯が対象となります。非課税である世帯につきましては、先ほど申しましたとおり町民税均等割が非課税の世帯ということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） それでは、世帯の中で1人でも均等割を払う人がいたら非課税世帯にはならないということよろしいですね。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、吉野議員の質問に答弁させていただきます。

非課税世帯につきましては、世帯全員が非課税が要件となっておりますので、1人でも課税の方がいらっしゃれば今回の対象とはなりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） そこでお聞きしたいのが、私かねがね思っているのは世帯分離世帯です。

やはり同じ敷地内に住んでいる、親を見ているはずです。その中で、やはりこういう問題があるから世帯分離をする世帯というのは賢い世帯はいます。親をずっと扶養して、自分が育ててもらったのですから、本来であれば世帯分離をしない、そのままいくのが当然でありますけれども、この世帯分離というのは、私はちょっとおかしいのではないかと考えております。そうした中で、そういう方にも10万円をあげるのかどうかお聞きします。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、吉野議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

今回の支給の基準日でございますが、令和3年12月10日となっております。12月10日以降の世帯分離については今回の対象外となりますので、令和3年12月10日以前での世帯分離で要件が達している世帯については対象となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 私も当然そう思っています。世帯分離すれば、それは税がなければ非課税世帯になるわけですね。ただ、そういう課題があるということは、ここで私は申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願いたします。

この非課税の問題ですけれども、うちのこの町の場合は、どのぐらいの所得だと非課税になるのか、ちょっとケースがいろいろあるだろうと思いますけれども、教えていただければと思います。例えば独り親世帯で働いていらっしゃる方が、当然働いているわけですけれども、それでお子さんがいると。扶養家族1人いらっしゃるということで、どのぐらいの収入があると課税されるのかということなんです。

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時35分）

再 開 （午前10時36分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

篠崎税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

非課税世帯でございますけれども、28万円掛ける本人プラス扶養人数プラス加算額として26万8,000円、これ以下の所得金額であれば非課税ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） では、今言ったような世帯で、例えば250万円ぐらいの年収があるというようなぎりぎりの生活ですけれども、そういった世帯はこの対象になりますか。

○議長（瀬上邦久議員） 税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

先ほど申し上げましたように、扶養人数によって金額のほうが変わってまいりますので、一概に250万円以上以下ということで判断することはできません。扶養人数の数によって違うということでご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 今回のこの給付については、皆さんいろいろご意見があるところなのです。要するに、必要な方に行き渡らないというような実態なのです。例えばフリーランスの方でも、お一人の場合だと本当に年収100万円ちょっとでも課税されるわけですよ。そういったようなことがあると、非常に不公平感が出てきていると。要するに、あそこではもらえるけれども、ここは

もらえないというような、非常に住民の間ではそういったような気持ちの問題が出てくるのではないかなというふうに思うのです。そういったようなことを含めて、今回のこの10万円給付については、先ほどの子育て世帯への給付もそうですけれども、私がもらえなかったとかというような話にどうしてもなりがちなのです。先ほど吉野さんからもありましたけれども、あんなことまでやってもらっている人がいるとかというような話にもなりかねないのです。非常にこういったような問題が巻き起こす不公平感というのを、やはり何とかしないといけないなというふうに思います。いろんなところでこれについて、例えば年収でいえば200万円以下については、もらえなかったような方については何とか行政、自治体のほうで給付しようとかというようなところも出てきているのです。そういったようなところも併せて考えていかないと、町の財源の問題もありますから何とも言えませんが、何とかちょっと検討して、今後もそうですけれども、検討していただけないかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

確かに今回の給付金で対象とならなかった方、ぎりぎりの生活をされている方でも10万円の給付を受けられない方が何人か出る可能性は、私も承知しておるところでございます。今回の定例会の一般質問で阿部議員からご指摘のありましたこの給付金の対象にならなかった場合のケースについては、誠に申し訳ない、繰り返しになってしまいますけれども、各種支援資金事業、それから給付事業でございますので、こちらについてはできるだけ簡素な方法での受付をしておるところでございますので、滑川町あるいは社会福祉協議会に相談していただければ、いろんな方法を取りまして、できるだけ対象になるように、申請受付ができるように対応していきたいと考えておりますので、新たな政策的な部分については、今のところ予定はないということで答弁させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） この非課税世帯になりそうだとすると変だけれども、この申請が必要な方で、要するに家計急変世帯というような設定ありますけれども、これはどのような書類を持っていけばよろしいのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午前10時42分）

再 開 （午前10時43分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

今回の給付金については申請書が2種類ございまして、まず非課税世帯の方へは既に送付済みの確認書、口座情報を確認していただく必要がありますので、確認書を含めたものを返信していただいて手続をやるという方法と、先ほどご指摘のありました家計急変世帯分の申請書もございまして、こちらについては対象となる方への配布がちょっと困難であるため、ホームページでの掲載のみとなっておりますが、申請書には口座情報を書いていただくことと、提出書類につきましては、まず簡易な収入見込額の申立書というのがございまして、ご家族の構成とか、あと収入状況を書いていただくものがございまして、そちらを書いていただいて、その申立てによって令和3年1月から令和4年9月までの間の任意の1か月の間の収入が非課税世帯相当額に収入が落ち込んだものの証明ができるものを添付していただいて、提出をしていただいたものを処理させて、対象になった場合については給付をするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 今、急変ということで、その期間の中の一月の収入の、例えば給与明細なのか、それとも任意の何かそういったようなのがあればいいのか、ちょっとその辺については分かりますか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

こちらの提出書類の令和3年中の収入見込額、または任意の1か月の収入の状況を確認できる書類につきましては、例えば令和3年中の収入見込額が記載された源泉徴収票、または確定申告書等の写し、さらに任意1か月の収入が分かる給与明細等の添付を求めるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 例えば任意の1か月分の給与明細ということを示して、最終的に非課税世帯にならない可能性もあるわけなのだけれども、そういった場合については、また10万円戻せという話になるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

申請の段階でまだ家計急変の受付の提出がされていないのですけれども、書類を事務局で審査させていただきます。非課税世帯相当額に落ち込んだものにつきましてはその時点で受付をし、対象となるということで支給をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 専決処分承認を求めることについて（令和3年度滑川町一般会計補正予算（第8号））を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第4、議案第4号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第4号 滑川町犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念をはじめ犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めるため、滑川町犯罪被害者等支援条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本条例につきましては新たな条例の制定でございます。条例の内容についてご説明いたします。

初めに、本条例は13条の条文で構成をしております。

第1条、目的には、本条例制定の目的を規定しております。

第2条、定義には、本条例で使用する用語の定義を定めております。

第3条、基本理念には、支援を行うに当たっての考え方、また個人情報の取扱いについて定めております。

第4条から第6条にかけては、町、町民、事業者の責務についてそれぞれ規定をしております。

第7条に関しては、犯罪被害者からの相談を受けた場合の町の行う事務に関して明文化したものでございます。

第8条、見舞金の支給に関しては、犯罪被害者が当面の間、経済的な不安なく心身の回復が図れるよう定めたものでございます。

第9条から第12条にかけては、犯罪被害者支援に関する人材育成、民間団体への支援、共同、啓発活動、事業に対する意見等に町の責務を規定したものでございます。

第13条は委任でございます。

本条例の制定に関しては、埼玉県警察及び東松山警察署からの強い要望を基に制定するもので、実際に支援を行う場合、警察署と連携した対応を行う予定でございます。

なお、施行は令和4年1月1日からでございます。

以上で、提出議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

吉野議員、質疑願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長より発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

日本は犯罪被害者等への支援が他国に比べまして乏しいと聞いています。また、被害に遭っても裁判費用等の問題や損害賠償責任が加害者にないなどによって泣き寝入りしているケースが多くあると聞いています。私が思い起こすのに、2015年の熊谷市で発生した熊谷連続殺人事件です。ペル一人の外国人労働者が保護されていた熊谷警察署から脱走し、近隣に住んでいた主婦やその子ども2人を含む市民男女6名を相次いで殺害しました。後で分かったことですが、当時10歳の少女には性的被害の痕跡があったとのこと。最終的には遺族の思いはかなえられず、裁判で心神耗弱が認められ、第二審で無期懲役が下りました。ある日突然、凶悪犯により最愛の家族を失った家族の絶望は計り知れない事件で、放送番組でも取り上げられ、遺族が悲惨さを訴えておりました。私もこの放送を見た記憶がございます。このような事件を考えると、早急に犯罪被害者等への支援のための条例整備が必要と感じます。

そこで、まず質問させていただきます。先ほど課長から若干警察等からの要望があったということですが、条例制定に至った経過をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどお話ししましたとおり、本条例の制定には埼玉県警察、また東松山警察署の強い要望があったところがございます。ご承知のとおり、現在各都道府県の警察におかれましては、犯罪被害者支援というのを大きなテーマとして取り組んでいるところがございます。滑川町といたしましても、この条例の学ぶ機会というのも県警察のほうに開催していただき、そういう機会を得て学んでまいりました。そういった経過を含めて制定に至るということでご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 私が把握するに、犯罪被害者等基本法というのが制定されまして、その中で地方公共団体の責務に、地方公共団体は基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するということになっています。そういった中で、県内でも相当制定されているのではないかと思うのですが、埼玉県及び近隣の自治体の制定状況をお伺いします。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

埼玉県内の自治体の制定状況でございますが、令和3年4月1日現在の段階では、県内で9市6町、合わせて15の自治体のほうが制定をしております。

また、近隣の自治体というお話でございましたが、東松山警察署が所管いたします滑川町、東松山市、吉見町、川島町、こちらの1市3町では、滑川町を除きますほかの市町につきましては、既に制定済みという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 犯罪被害者等の支援を考えた場合、この条例でどのような犯罪による被害が多くあって、家族等の支援が必要かということですが、被害はどのようなものを想定しているかお聞きしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

犯罪の種類に関しましては、現在町のほうで想定しておりますのは、殺人あるいは性犯罪等の非常に重篤な犯罪ということを想定しておりますが、こちらに関しましては、警察署との連携といったものが前提になります。また、警察署では、個々の犯罪では種類ではなくて、総合的に判断するというような考えでございますので、そういったところで連携をしながら対応を取りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 多分警察等と連携ということであるのですが、犯罪被害者等をどのように把握するのか。これは、警察からの情報も当然あると思うのですが、本人が秘密にしてほしいということも当然あり得ると思うのです。そうした中で、どのように把握していくのかというのもちよっとお聞きしたいと思うのですが。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

被害者の把握に関しましては、町単独で把握するということはなかなか想定できないという状況でございます。先ほど申し上げましたように、こちらの実際の支援に当たりましては、警察からの情報を基に、警察と連携を取りながら町のほうも対応していくというものでございます。

また、警察からの情報提供に関しましては、被害を受けた方の同意がなければ警察署のほうも提供できないと思いますので、そういった対応を取らせていただく予定でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） それでは、条例を制定しまして、具体的にどのような支援を町として考えているかお聞かせください。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

具体的な支援の内容につきましては、何度も申し上げますけれども、警察とその被害者、あと滑川町ということで、3者の中の話合いの中で詰めていく必要があるかというふうに感じております。

ただ、滑川町といたしましては、本条例で、1点目としては見舞金の支給ということで挙げさせていただきました。こちらは犯罪被害者の心身が回復するまで経済的なお困りがなく過ごせるようにという意図でございます。

また、庁舎内各部署において手続き等頻繁になる方もございますので、そういった場合について

は、ワンストップの窓口を設定して、そこで手続き等をしていただくというようなことを現在想定しております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 分かりました。犯罪被害者等の状況をよく考慮していただきまして、ご支援をしていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

質疑あるようでございますが、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は午前11時15分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休 憩 （午前11時01分）

再 開 （午前11時13分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

上野葉月議員、質疑願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

この条例の制定に当たって、第7条で町は窓口を設置するというふうに書かれているのですが、先ほどワンストップの窓口をつくっていくというようなご答弁もありました。多くの犯罪を対象として想定しておられると思います。犯罪というからには、その中には未成年者の犯罪や、それから性犯罪等も含まれると思います。これらについては、相談窓口自体の聴取が二次被害につながるようなケースもあると思います。なので、窓口で話を伺う担当者というのは、ある程度の専門性、聞くためのスキルのようなものが必要になってくるかと思えます。そのようなことを考えた上で、窓口及び担当者というものをどのように教育し、また設置していくかということについて、具体的に計画等されているようでしたらご説明ください。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

ワンストップ窓口に関しましては、現在のところということでお話をさせていただきます。役場の諸手続、各課、局にわたります。犯罪被害者の方に個室を用意させていただきまして、担当者のほうが入れ替わりながら内容のほうをお聞きしながら手続を進めていくという想定を現在しております。

また、庁舎に向くことも困難という方もいらっしゃるかと思います。その場合については、ご本人と連絡を取り合いながら自宅のほうに向いていくということも想定しておりますので、ご理解をいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。担当者については特定の者ではなく、ケース・バイ・ケースで複数の方が担当になっていくということだと思っておりますけれども、例えば性犯罪、性被害であれば女性の方を入れていくなど配慮をお願いしたいと思っております。

そして、複数の方を担当にすることですと、犯罪に関する知識であるとか被害に遭った方、精神的にかなりのダメージを受けているということが想定される中で、どのように対応していったらいいかというところは、担当者自身も重責に感じますでしょうし、あと、少しちょっとした気遣いがなければ、相談にせっかく来ていただいた方がさらにダメージを受けて、行かなければよかったなど感じないように、この窓口体制の充実、つくるのである以上は、行ってよかったと思うような体制をつくっていただきたいと思っております。

それから、第10条に民間支援団体への支援というのがあるのですが、これは具体的にはどこか想定していたり、町の中でつくっていったりということを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

第10条に規定しております民間支援団体への支援につきましては、現在のところ具体的な支援団体というものは想定しておりません。今後こちらの条例を運用していく中で必要な団体等ありましたら、そちらのほうにもつなげていくという想定でございます。

ただし、こちらにつきましても犯罪被害者の同意を得てからといったものは全て前提とさせていただきますと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

それから、近隣市町村で東松山警察署管内のところでは、既に東松山市、川島、吉見が先行して施行しているということなのではございますけれども、これらの市町では具体的には窓口を例えば設置したであるとか、具体的に相談があって警察とこういうような連携をしたなどという、そういう実績のようなものはあるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

比企郡内の他の市町の状況でございますが、具体的な内容については、現在照会はしておりません。非常に扱いがデリケートになりますので、先方としてもなかなかお話ができないかというふうに感じております。参考までに、それぞれ東松山警察署管内の条例の制定年を申し上げますと、東松山市が平成31年、川島町が令和元年、吉見町が令和2年ということで、ほとんどの市町で直近でこちらの条例を制定しているという状況でございます。したがって、事例はほとんどないのではないかというふうに推察しております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。この制定で実際にどのような動きをされているのかというのがちょっと見えにくいところかと思うのですが、条例制定のまず発端として、東松山警察署から強い要望があったということなのですけれども、連携する先としても警察署というところが大きなところになってくるかと思えます。警察署が町に期待している大きなところというのは、どんな点を期待しているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

埼玉県警察並びに東松山警察署でございますけれども、県警察といたしましては、こちらの事業を広く県内に周知し、展開を図りたいという考えをお持ちでございます。先ほど申し上げましたが、現在県内で15の市町がこちらの条例を制定しております。警察署管内で全ての市町で条例の制定ができるというのは、東松山警察署が、今回滑川町がこの条例を議決いただいた暁には初めてということになりますので、県警察としては東松山警察署のモデルとして県内に広く展開したいという意向でございます。

町に期待するところでございますが、学習会等で学んだ内容につきましては、先ほども申しました、行政において各手続がございますので、そういったところに犯罪被害者の心理を汲んだ手続の体制を取っていただきたいというのをくれぐれもということでお話を伺っております。

また、本条例に給付金のほうも載せておりますけれども、被害者の生活支援といったところもお願いしたいということでございますので、それらも含めまして町のほうで今回条例を制定させていただくということでございます。

今後におきましても、引き続き警察署等と連携をしながら充実を図っていきたいと考えておりま

すので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

例えば大きな犯罪で、それから報道などを大きくされたような案件については、被害者または加害者のところに警察の方が来て、例えば名字を変更するような、戸籍でできる範囲のところである手続だとか、そういうようなことも警察がするというふうに、犯罪に関わった方のご家族への支援ではそういうこともあるというふうに聞いています。そう考えると、その辺の専門性というのは警察署のほうがずっと知識も経験も持っているわけで、その中で町ができることはどういうことなのかなと、この条例を見て考えたのですけれども、今ご答弁でおっしゃったように、そういうところというよりも身近な暮らしの中での相談であるとか生活支援というところであるところを重視しての条例なのかなというふうに思いました。

ありがとうございます。私からの質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしくをお願いします。

この条例制定によって、町が警察の仕事の一端を担うのかなというような感じもするのですけれども、そんなことが町でできるのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

条例の制定によりまして、本来警察が行う業務を町が担うということはございません。先ほど上野葉月議員さんのほうでお答えいたしました、町といたしましては、犯罪被害者の生活を支えていくといったところに重点を置いてこの条例のほうを制定をしております。警察署あるいは地方公共団体のおのおの取り組むべきものがございますので、それぞれの立場で支援をしていくという内容でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） この相談を受けるという体制なのですけれども、今いろいろ住民の方からも警察沙汰というか、近所からいじめに遭うとかいろいろなことがあると。しかし、警察も来るのだけれども、要するになかなか解決しないというような、そういったような事例がこれから増えるのかなという感じもするのですが、そういったときに、では町へ相談するみたいな形になってきて

しまうのかなという感じがするのですけれども、どうでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど阿部議員さんのご質問にありましたような相談につきましては、現状でも町民の皆様から各課、局に連絡のほうが入っております。必要に応じて警察署等に相談者に連絡をするようお伝えしながら、先ほども言いましたが、町としてできるもの、警察署でなければできないものというのがございますので、それぞれのところで、立場で業務に当たっているということでご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 分かりました。

あと、お見舞金の支給なのですけれども、この判断というのは町がやるのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

見舞金の支給に関します事項も含めまして、本条例で行う、規定しております各種支援については、警察署と町と犯罪被害者と三者による協議というものが前提になっております。したがって、町単独で支給のほうを判断するという考えは今のところございません。それぞれ三者の協議の中で生活支援が必要だということになりましたら、当然支給をしていくということでございますので、ご理解をいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） このお金については、町の単独の予算ということになってしまうのだろうと思うのです。本来であれば、この法律をつくった国がこの辺はちゃんと面倒を見るというふうにしなければならぬのかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

阿部議員さんおっしゃるとおり、こちらのほうの給付金等で使うお金につきましては、町といたしましては、できれば国のほうから出していただきたいというのが本音でございます。しかしながら、現状かなわないというものであれば、町としてできる範囲で精いっぱいのことをやっていくということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） すみません、この金額の設定というのはそれぞれの自治体でやっているのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問にご答弁をさせていただきます。

金額の設定につきましては、それぞれの自治体によるものでございます。先ほど現在県内で15の市町がこの条例を制定しておるというお話をしましたけれども、見舞金については支給をしない団体というのも散見されます。参考までに、比企郡内の管内では川島町が凶悪犯については30万円という支給でございますが、東松山市及び吉見町については、現金支給の要綱のほうは定めておりません。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 滑川町犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第5、議案第5号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第5号 滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、太陽光発電設備の設置に対し、指導権限を強化するとともに適正な設置、維持管理及び撤去について、基本的かつ必要事項を定めるため、滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例を制定いたしたく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

本条例は新規の条例でございます。条例の内容についてご説明を申し上げたいと思います。

本条例は全部で24条までの条文となっております。

第1条の目的と第2条の基本理念については、読み上げさせていただきたいと思います。

第1条、目的。この条例は、太陽光発電設備が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響を鑑み、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本町の環境の保全に寄与することを目的とする。

第2条として、基本理念でございますが、町の生活環境、ため池を含む里山景観その他自然環境は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることを鑑み、町民共通のかけがえない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民等の意向も踏まえて、その保全及び活用を図られなければならないとしています。

第3条では用語の意味を定めております。

第4条から7条では、基本理念にのっとり、町、事業者、土地の所有者及び町民の太陽光発電設備の設置及び管理に取り組む各主体の責務を規定しております。

次に、第8条では実施に当たり配慮が必要な区域を定めております。

第9条から19条までは、事業者が講じるための措置及び届出でございます。

第9条では事前協議、第10条では地域住民等への説明、第11条では協定書の締結、第12条では事業計画の届出、第13条では標識及び柵塀等の設置、第14条、工事の届出、第15条、廃止の届出、第16条、地位の継承、第17条、事業者が不明となった場合等、第18条、維持管理として必要事項を規定してございます。

第19条から21条までは、調査、指導等の権限を規定してございます。

第19条からいきますと報告の徴収、第20条、立入調査等、第21条、指導、助言及び勧告としております。

第22条、公表、第23条、国又は県への報告は、権限の実効性を担保するための規定となっております。

第24条は、規則への委任事項となっております。

附則では、この条例の施行期日を令和4年4月1日と定めてございます。

経過措置については、施行日前に設置した業者、設置中の事業に対して行う設置及び届出について規定してございます。

第2号において、本条例の施行日前に設置または着手している業者に、第9条、第11条、第12条第1項の届出、第2項の事業計画に掲げる届出、第13条を除外するものでございます。

第3号は、町の求めに応じて協力を求める規定となっております。

第4号は、現行の規定による届出を規定してございます。

第5号は、太陽光事業者全てにおいて規定するものでございます。

第15条の廃止の届出、17条、事業者が不明になった場合等、第18条、維持管理等。

条例の説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

全員協議会や聞き取り等いろいろ意見を聞いてつくってくださって、完成に近づいてきているのだろうと思います。最後のほうのところ、事業者が不明になった場合等、第17条についてお伺いします。第17条で当該土地所有者等、事業者が所在不明となったときで、貸しているような場合が想定されるかと思うのですけれども、「事業者に代わり必要な措置を講じなければならない」とあります。例えば地元の方が土地を貸して事業者が事業を行っているような場合、そして事業者が不明になってしまった。そのときに土地所有者が講じなければいけない必要な措置というのは、具体的にはどの程度までを求めていくことを想定していますか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野葉月議員のご質問に答弁いたします。

この17条にございます事業者が不明になった場合ということで、この中にあるように当該の土地所有者が異なる場合には、事業者に代わり必要な措置と。この必要な措置というのは、この土地の土砂の流出であるとか維持管理というか、全て撤去してしまって、ほかに被害を与えるようなことがなければよろしいのですけれども、通常の場合、不明になった場合は、そのまま施設が残されたという状況になっていると思いますので、その場合には土地所有者等や、その施設等がほかに被害を与えないように必要な措置を講じるということの内容でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。そういう困った状態に至らないようにというこ

ろでこの条例が制定されているのだと思います。なので、このような状態に至らないように前条のところでもいろいろと決まりをつくったのだと思いますので、事業に土地を貸した所有者のところには施設だけが残って、結果的に所有者が自分の費用で撤去しなければいけない、そのようなことに陥らないように、この17条が効力を発揮しないような状態になることが求められていると思います。この制定によって17条、「事業者に代わって所有者が必要な措置を講じなければならない」というところまで至る可能性というのは低くなっている、かなりこの辺のここまで至ることはないように、この条例をうまく施行すればなっているというふうに考えておられますか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野葉月議員のご質問に答弁いたします。

設置者とか事業者が不明になった場合という、先ほども説明いたしましたけれども、ただ、売電行為をする場合に、今後その撤去費用というのを国のほうというか外部団体に積み立てるとのこと。売電費用の一部を積み立てると。天引きという形なのですけれども、そういう形が今後行われますので、その中で不明になったとしても、その費用をもって撤去をすると。その撤去費用についても、その規模によって売電するというか、設置されている太陽光発電の規模によって、そのうちの何割かとか、一部なのですけれども、積立てということになりますので、その費用を使って撤去等をしていくということになると考えております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。私からの質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしく願いいたします。

時間が大分かかって策定されて、本当にご苦労さまでした。かなり住民の声も反映された条例案になったなというふうに感じています。非常によかったなというふうに思います。この間、小川で建設される予定であったメガソーラー、ゴルフ場の建設予定地に建設予定だったのが環境省、そして経産省からストップがかかるというような大きな出来事もあり、各地域でこういったような条例が策定されるという流れができたということで、本当にこの比企地域の里山のこの丘陵地帯がメガソーラーだらけになってしまうのかなというふうに、そういったことを本当に危惧していた一人としては、こういった条例制定は大きな一歩になるだろうというふうに思います。本当にありがとうございました。

それで、なかなかやはり町の条例ですので、かなりそういった気を使ってというところですが、

例えばこの10条の1項なのですけれども、あらかじめ説明会、措置を講じなければならないというふうになっているわけなのですけれども、この住民の同意を得るとというのが、なかなか法律上難しいというような考えがあるのかなというふうに思うのですけれども、要するに住民合意というのを前提にしていかないと、やはり抜け道になってしまう可能性があるなというのが率直なところなのです。例えば10条3項なのですけれども、住民のこの理解が得られるようにというふうになっているのですけれども、理解が得られるようにという、それに努めるということだけで、理解が得られたかどうかについては、またはっきりしていないというところ変ですけれども、そういったような条例になってしまっているのですけれども、そこはちょっと残念なのですが、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんのご質問に答弁いたします。

確かにこの10条の中で、地域住民等への説明という中で、3項のほうで「理解が得られるよう努めなければならない」ということで、この中でも規則等でも定めてもいるのですけれども、十分な説明と、その住民と説明会を行った内容、またその回答については公表するというようになっておりますので、その内容を、その説明会は1回限りということではなくて、その内容について、このように質問があった内容についてこのような形で事業者のほうで回答したということも町のホームページ等を使って公表いたしますので、その住民の理解が得られるための努力というのをさせていただくため、この中で「努めなければならない」ということで、住民の理解がなければできないというようなことでの表現がなかなかできなかったのですけれども、そういう理解をしていくための段階というか、先ほど説明したように、事業者の一方的なものではなくて、事業者の説明、それを受けて、また地域住民等の要望等、それに対するまた回答というものも全て公表していきながら、相互に理解した上で進められるような形で考えておりますので、ご理解のほうをよろしく願います。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） ぜひ今度、かなり経産省の今後の太陽光発電、このメガソーラー関係については、やはりそういった森林伐採をしたり、山を削ったりすることについては、もうストップをかけるような状況にだんだんできてきているのです。それを踏まえると、住民の理解というようなそれ以前に、その前段でもうストップがかかってしまうというような体系につくられていくのではないかなという感じもするのです。そういった意味では、もう少し思い切った条例も今後必要になってくるのではないかなというふうに考えています。

もう一つ聞きたいのですけれども、今あちこちというところあれですが、幾つか太陽光発電、山を削って造っておりますけれども、あれは今のこの条例制定の段階でどのような規制がかけられるよう

になりますか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんのご質問に答弁いたします。

現時点ですが、この条例の前までは、町のほうではガイドラインというものがございまして、その内容については、条例ほどの指導権限は強くなって、努力義務というような形になっておりますので、現在はそのガイドラインに沿って実施されているということでございます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） ガイドラインに基づいて、強制的には止められないけれども、しかしそれに近いような事例については、やはり問題がある案件については、違反事例として報告をしていくというようなことでよろしいのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんのご質問に答弁いたします。

そのとおりでございまして、違反事例がある場合には国と県等に連絡をして、一番の場合には売電のほうを停止していただくように申入れをいたします。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 分かりました。どうもありがとうございました。どうもご苦労さまでした。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第6、議案第6号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第6号 滑川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、滑川町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、お手元でございます新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

改正前の第2条第7号で引用しております独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び条令第26条第4項で引用しております行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、この2つの法律が令和3年10月29日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令により、令和4年4月1日をもって廃止すると定められました。これにより滑川町個人情報保護条例で引用している「廃止法令」の文言を、廃止法令を統合いたしました「個人情報の保護に関する法律」の文言に改めるものでございます。

なお、施行は令和4年4月1日でございます。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 滑川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とします。再開は1時とさせていただきます。よろしくお願ひします。

休 憩 (午前11時55分)

再 開 (午後 1時00分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第7、議案第7号を議題とします。

事務局長より朗読願ひます。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長(小柳博司) 総務政策課長、議案第7号 滑川町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由ですが、組織機構改革に伴い、滑川町課設置条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、お手元でございます新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。第1条に町長の権限に属する課を規定しておりますが、第4号の「健康福祉課」の名称を「福祉課」へ改め、第5号に新たに高齢介護課を新設、以下条ずれを修正し、第10号に上下水道課を新設するものでございます。

なお、上下水道課に関しましては、令和5年4月に公営企業会計へ移行する準備として設置するものでございます。

施行は、令和4年4月1日からでございます。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 討論なしと認めます。

これより議案第7号 滑川町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第8、議案第8号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第8号 滑川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、職員定員管理計画に基づき、職員定数の適正化を図るため、滑川町職員定員条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、お手元でございます新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。第2条に規定しております職員定数に関して、町長部局の職員数を現行の「92名」から「99名」に改正するものでございます。

その他、第1条及び第2条に関しては、現行の事務に合わせた文言の適正化を図った改正でございます。

なお、施行は、令和4年4月1日からでございます。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

吉野議員、質疑願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。よろしくお願いたします。

ここでの定数の増ということですが、多分これは4月1日から機構改革で課も増えるということも定数増の要因ではないかと私は思っています。私は、以前から職員が不足していないかという指摘をしてきております。このたび、町長部局の職員定数を増やすことに賛同するものです。

そこで、質問させていただきます。総務省調査では令和2年4月1日現在、一般行政職員数は83人となっております。町長部局の職員はこの時点で何人いましたか。よろしくをお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

一般職行政職員というくりではなく、町長部局の職員ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。町長部局の職員につきましては、令和2年4月1日現在では90名人数を数えております。

また、令和3年4月1日現在では92名という人数になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 一般行政職員数と町長部局の職員というのはくりが若干定義が違うので、なかなか難しいところなのですけれども。

続きまして、定数条例がここで採択された場合、現実に何人ぐらいの職員を令和4年度に配置する予定かどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

令和4年4月1日のあくまでも予想ではございますが、まだ内示等出ておりませんので、それでお答えをさせていただきます。先ほど答弁いたしましたとおり、本年度4月1日については、92名の職員でございます。来年度新しく採用する予定の職員数については、7名を予定しております。それに加えて、本年この3月31日になりますけれども、退職する職員数が2名おります。このうち1名が町長部局の職員ということでございます。7名の新入職員、全て町長部局に配置となった場合につきましては、合わせて98名を予定しております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） ちょっと心配していたのは、99名定員にしても、それに満たないということ懸念していたのですけれども、98名ということで、定員もう一人大丈夫なわけなので、その辺も今後課題ということで努力していただいて、職員の皆様になるべく、先般もお話もしましたけれども、滑川町は人口1万人当たりの職員数が、私がちょっと見たところ最下位だったのですよ、令和2年の4月1日になったのです。だから、その辺ちょっと懸念されましたので、その辺少しは増員ということで改善されると思います。

それで、あとこれから定年延長というのがどんどん市町村に進められてくると思います。滑川町

ではどのような内容を検討しているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんからのご質問に答弁をさせていただきます。

ご承知のとおり、公務員における定年制度におきましては、国を起点といたしまして今後各地方自治体のほうに導入されるという見込みでございます。現在のところのスケジュールで申し上げます。滑川町においては、令和5年の4月から定年延長の制度を導入する予定でございます。

また、この制度の運用につきましては、国の指針にのっとりということでございます。これを滑川町の例で申し上げますと、令和5年度、令和6年度の2年間については61歳で定年、令和7年度、令和8年度については62歳で定年といったように、2年ごとに1歳ずつ定年が延びていくという制度です。具体的な導入の方法等につきましては、まだ詳細の検討はしておりません。

また、近隣の市町村との整合性も図る必要がございますので、今後近隣の市町村の人事担当等と協議を進める中で諮っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。私の質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 滑川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第9、議案第9号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第9号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、令和3年8月10日付人事院勧告を踏まえ、非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止するため、滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、お手元でございます新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。第2条、育児休業をすることができない職員の条文でございます第3号、アで規定をしておりました在職期間の1年要件を撤廃、また第19条、部分休業をすることができない職員では、第2号、アで規定しております在職期間の要件を撤廃するとともに、こちらでは条文の整理を行うものでございます。

また、第23条、24条は新たに規定する条文で、妊娠、出産、育児に関する任命権者の措置を規定したものでございます。

なお、施行は、令和4年4月1日からでございます。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第10、議案第10号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

木村健康福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、議案第10号 滑川町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、事務手続の明確化を図るため、滑川町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、お手元の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。第2条から第6条におきまして文言の修正をさせていただきます。

また、第7条の支給停止につきまして、所得審査を行う際、受給資格者の前年の所得に対する当該年度分の住民税が課せられているときは、その年の8月から翌年7月までの手当の全部、または一部を支給しないとされておりますが、1月から7月分までの手当につきましては、前年度の所得が確定されていないため、前々年度の所得を確認する必要があり、事務手続の明確化を図るため一部改正を行うものでございます。

なお、施行日は、公布の日から施行するものでございます。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 滑川町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第11、議案第11号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、議案第11号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、組織機構改革に伴い4月から課の名称を改めるため、条文内の名称について改正を行いたく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものです。

改正の箇所についてご説明いたします。新旧対照表を御覧いただきたいと思います。3条2項中のアンダーラインの箇所ですが、「水道課」とある名称を「下水道課」と改めさせていただくものです。

施行日については、令和4年4月1日とさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。質問をよろしくお願いいたします。

この機構改革というか、この水道と下水が一緒になるということになって、何かメリットというか、ちょっと私感じられないのですけれども、どのようなメリットがあるのか。また、デメリットがあるのであれば、それも教えていただきたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 水道課長、答弁願います。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、下水道の事業についてなのですが、こちらについては、ご存じのとおり令和5年度から企業会計のほうに移行することになります。町として企業会計が……

○議長（瀬上邦久議員） ごめんなさい、暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時21分）

再開 (午後 1時22分)

○議長(瀬上邦久議員) それでは、再開します。

答弁のほどをお願いします。

○水道課長(會澤孝之) それでは、続けさせていただきます。

町として企業会計が2つになります。そちらの関係で、それともう一つは上水道と下水道というのは密接な関係にあります。現在の庁舎内の執務をしている場所についても、全く北と南側と2か所にあります。そういった関係で、同じ業種について同じところでやる、それから届出についても上と下が一緒ということで、来られる町民の方に対しても、手続等がそこで一括で終わりにできるというメリットがあると思います。

また、一緒になることで、一般会計から企業会計になって1つの課になるということで、使っている、それを管理するシステム等のハード面、それから職員の情報の交換についても、迅速かつ効率よくできるということが分っておりますので、そういった方向で内部的にも効率よく、また安全に運営ができるということもあります。

デメリットについては、特に頭に浮かばないのですが、今年度については一般会計の下水道と、それから令和5年度に向けた企業会計の準備ということで、かなり煩雑な事務を行わなければならないというところで、その辺の準備に対して慎重にやらなければならないという面があります。町民に対するデメリットというのはかなり少ないと思いますが、今後もしそういった問題が出てきたときには同じところで、近いところで事務をしていますので、いる職員の中でそれに向けて業務を改善してくれると思っていますので、その辺は期待していただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(瀬上邦久議員) 阿部議員、再質疑願います。

○14番(阿部弘明議員) 水道はいいのですが、下水道については、いわゆる広域の処理を行っているわけですが、その問題と水道、上水道の関係というのは、要するに単独でないわけですね、下水道については、そういったようなことから、企業会計に移行する中で、どうしても広域化という方向が見えてくるのではないかなという感じがするのです。その辺の、要するに上下水道が今後どうなるのかなという、要するに町民の目の届かないところに行ってしまうような気がするのですが、その辺の危惧は大丈夫ですか。

○議長(瀬上邦久議員) 水道課長、答弁願います。

[水道課長 會澤孝之登壇]

○水道課長(會澤孝之) 水道課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきたいと思います。

今、変わろうとしているのは、会計上の問題が主なところであります。実際も、今行っている執務、業務に関して、あるいは仕組みに関しては、変わるところは想定していませんので、町民の方

に対しても同じ状況です。

また、今、広域という言葉が出たと思うのですけれども、上水についても広域化ということで、かなり前から検討が進められているのですが、ここコロナの関係で、そういった関係の研修会や検討会がほとんど開催されていませんで、実際の検討は進んでいないところなのですが、実際には広域という中で、広域連携という形で全体の流れが動いてきていますので、そういったところの情報も捉えながら、効率いい事業ができるようには考えております。

ただ、下水と上水は全く違うものなので、会計もそれぞれ独立して動くことになりますので、そこら辺がごっちゃになって動いていくということはありませんので、ご了解いただきたいと思いません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 広域連携の、それが今後いろいろ、秩父でもやられましたけれども、そういったような、いわゆる住民の皆さんに必ずしもメリットがないというか、逆にいろんなことで問題になって、議会でもいろいろ反対する決議が、小鹿野辺りでも上がったとかというようなことが行われましたけれども、こういったようなことにならないようにしていただきたいというのが私の要望なのです。

要するに広域連携とか広域化することによって、町の水道とか下水、そういったインフラが本当に町民の目が届かなくなる、議会もチェックできないというようなことが起こり得るといことなのです。そういったようなことについては、非常に厳しい目で見たいかないと、ややもするとそういう流れに押し流されてしまう、そういったようなことが考えられますので、ぜひ職員の皆さんにもそういったことについてお願いしたいなというふうにするのですけれども、今どのようにお考えですか、その辺については。

○議長（瀬上邦久議員） 水道課長、答弁願います。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきたいと思えます。

秩父の広域のお話ありがとうございましたけれども、今、広域については、県が主導して検討を行っております。私の感じている県の説明等を聞いていますと、秩父とはまたやり方、あれは1つの広域という形で、1つの団体をつくっていますが、広域連携ということで、今ある形を生かしつつ、例えば資本的なもの、管路や浄水場等の共有をしながら効率よくやっていけるようなところを、いいところを使いつつ、それぞれの市町村の形はなるべく変えないようにという方向に変わってきているような説明を受けているような印象を受けています。その辺については、まだ今検討中ということなのですが、全体の流れはそういうことですよという研修会を受けたこともあります。なので、そこら辺のところは、我々としてもよく見極めていかないといけないかなというのは感じております。

恐らく不利益ということであれば料金とか、実際にはお金に関するものが大きなウエートを占めてくると思いますが、通常を考えれば、やはり全体が大きくなれば、押しなべて平均にしていけば、多少安かったところについては、効率よくやってきていても、上がったたり下がったりということもあると思うので、その辺についても、今、阿部議員さんがおっしゃられたように、ただ言われたように押し流されていくのではなくて、その中で、上がるにしても下がるにしても、一番いい方法を考えながらやっていかなければいけないなと感じておりますので、何かございましたら、やっぱり議会のほうにも報告をしながら進めさせていただきたいと思っておりますので、そこら辺はご了解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。とにかくこういったことが今どんどん起きてしまっている、全国的にも。それで、広域化の次が今度は民営化というような話でつながっていく流れなのです。そういったことを非常に危惧しているということでもあります。今の課長さんのご答弁で、そういったことについてはないというような、町としてもそういったことをきちんとチェックしていくということによろしいかというふうに思います。ぜひよろしく願います。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 滑川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第12、議案第12号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、議案第12号 滑川町水道審議会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、組織機構改革に伴い4月から課の名称を改めるため、条文内の名称について改正を行いたく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものです。

改正の箇所についてご説明いたします。新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

第7条中のアンダーラインの箇所、「水道課」とある名称を「上下水道課」と改めさせていただきます。

施行日については、令和4年4月1日からでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 滑川町水道審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第13、議案第13号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第13号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第9号）の議定についてご説明申し上げます。

1 ページをおめくりください。

議案第13号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度滑川町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,300万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ81億3,695万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定より、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、7ページを御覧ください。第2表、繰越明許費でございますが、12の事業について予算の繰越しをお認めいただきたいと存じます。事業内容といたしましては、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費として、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続ワンストップ化に伴うシステム改修事業358万円、款3民生費、項1社会福祉費として、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業1億3,050万8,000円、項2児童福祉費として、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業384万8,000円、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金事業1,388万1,000円、款4衛生費、項1保健衛生費として、新型コロナワクチン接種推進事業8,000万円、款6農林水産業費、項1農業費として、農地利用最適化推進活動用タブレット購入事業20万円、款8土木費、項2道路橋梁費として、町道維持補修事業350万円、款10教育費、項1教育総務費として、学校保健特別対策事業605万円、項2小学校費として、月の輪小学校施設修繕事業52万3,000円、項3中学校費として、滑川中学校施設修繕事業125万円、項4幼稚園費として、幼稚園水遊び場改修事業569万8,000円、項6保健体育費として、総合体育館消防用設備修繕事業49万3,000円。

以上の事業でございます。

続いて、8ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正でございます。月の輪小学校校

務用パソコン機器等賃貸借事業について、限度額が確定したため、変更後の限度額を2,421万円に変更させていただきたいものでございます。

続いて9ページを御覧ください。第4表、地方債補正でございますが、地方道路等整備事業債の発行の見送りに伴いまして廃止したものでございます。

続いて、12ページをお開きください。初めに、歳入の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

12ページ、款1町税のうち、項1町税、目1個人では、所得割について現行予算を上回ります収入見込みがあることから、1億1,000万円を増額しております。項2固定資産税、目1固定資産税においては、家屋で2,898万6,000円、償却資産で1,921万3,000円、合わせまして4,819万9,000円の減収を見込んでおります。こちらは新型コロナウイルスの影響で、事業収入について一定以上減少している中小企業者等に対して固定資産税の軽減措置が適用されることから、本特例制度による固定資産税の減収でございます。

なお、この減収につきましては、国から補填される見込みであり、後ほど款10地方特例交付金でご説明申し上げます。

その他、町民税、固定資産税、軽自動車税の各税目における滞納繰越分について、現在の収入実績に基づき、それぞれ増額補正をさせていただいております。

また、項4町たばこ税につきましても、今年度の収入見込みにより1,000万円増額をしております。

次に、13ページに移りまして、款12地方譲与税から款11地方交付税までの各種交付金等につきましては、国、県から示された収入見込額やこれまでの収入実績から、各予算において増額または減額の補正をさせていただいております。

14ページの最下段を御覧いただきますと、款10地方特例交付金として、先ほどの固定資産税の軽減による減収に係ります補填といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特例交付金を、15ページ上段になります。4,819万9,000円を計上させていただきました。

また、款11地方交付税においては、本年度普通交付税の追加交付があったことから1億8,962万5,000円を増額しております。なお、このうち1億5,191万9,000円については、後ほど歳出の款13諸支出金で申し上げますが、本年度発行いたしました臨時財政対策債償還のための減債基金に積立てをさせていただきたいと存じます。

次に、16ページをお開きください。16ページ下段から19ページに記載されております款15国庫支出金及び款16県支出金につきましては、事業費の確定や歳出予算の増額補正等により、それぞれ予算の補正をさせていただいております。

補正額の大きなものについて申し上げます。16ページの中段になります。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3衛生費国庫負担金に、新型コロナワクチン予防接種事業国庫負担金2,494万

9,000円を計上、17ページに移りまして、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金といたしまして、節6企画費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,250万6,000円を計上しております。なお、以降、本交付金につきましては臨時交付金と略して申し上げさせていただきます。

続きまして、目2民生費国庫補助金のうち、節3児童福祉総務費国庫補助金では、子育て世帯等臨時特別支援事業補助金1,500万円、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金1,772万8,000円、目3衛生費国庫補助金では、新型コロナワクチン接種体制構築事業補助金2,079万円などを計上させていただきました。

次に、ページは飛びまして、21ページの中段をお開きください。款21諸収入、項3貸付金元利収入、目1貸付金元利収入ですが、勤労者住宅資金融資制度の廃止に伴い、預託金の返還があるため、勤労者住宅資金融資に関する預託金返還金3,278万6,000円を計上いたしました。

次に、22ページの下段を御覧ください。款22町債についてご説明いたします。目6土木費のうち地方道路等整備事業債については、地方債の充当を見送ることとしたため、1,800万円減額するものでございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。歳出全般につきましては、3月補正でございますので、不用となった予算の減額、委託料や工事請負費等の契約残金の減額補正が多く含まれております。最終補正予算ということで、残金の精算等に係る補正予算の説明につきましては、省略をさせていただきたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、ページは少し飛びますが、26ページ上段を御覧ください。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費でございますが、節10需用費に印刷製本費50万円を計上しております。こちらは臨時交付金を活用し、大河ドラマや谷津田米のPRに関するリーフレットやチラシを印刷するための経費でございます。

また、節11役務費には通信運搬費を9万6,000円計上し、郷土紙芝居、比企氏物語を全国の都道府県立図書館等へ発送するための郵送料を計上させていただきました。

次に、27ページをお開きください。目10コミュニティセンター費でございます。節10需用費に修繕料34万8,000円を計上し、コミュニティセンターの空調設備等の修繕に係る経費を増額補正させていただきました。

次に、29ページをお開きください。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費のうち、節12委託料に電算機保守等委託料358万円を新たに計上しております。こちらは繰越明許で申し上げましたマイナンバーカード所有者の転出・転入手続ワンストップ化に伴うシステム改修事業でございます。なお、財源につきましては、全額国庫補助金の充当を見込んでおります。

次に、款3民生費についてご説明いたします。主に増額補正の予算についてご説明いたしますが、32ページをお開きください。

目3障害福祉費のうち、節18負担金、補助及び交付金でございますが、利用者数の増加等により予算が不足することから、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費に919万4,000円を増額補正させていただきました。

次に、33ページをお開きください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、節12委託料に放課後児童対策事業委託料3,494万8,000円、保育所保育実施委託料に1,821万円をそれぞれ計上しております。放課後児童対策事業委託料につきましては、放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策のための事業費や、繰越明許で申し上げました放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業348万8,000円をこちらの科目で計上しております。

また、34ページに移りますが、節18負担金、補助及び交付金で、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例給付金1,388万1,000円を計上しており、こちらも繰越しを予定しております。なお、これら繰越しに係る事業につきましては、全額国庫補助金の事業での実施となります。

節18扶助費でございますが、専決処分にて補正いたしました国の子育て世帯臨時特別支援事業でございますが、支払額が不足するため、今回追加で1,500万円を計上いたしました。なお、こちらも全額、国庫の補助を見込んでおります。

次に、36ページをお開きください。項5国民健康保険費、目1国民健康保険費でございますが、節17繰出金に国民健康保険特別会計繰出金1,213万7,000円を計上しております。

次に、38ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関するものでございます。節10需用費に医薬材料費50万円、また節11役務費に手数料150万円、節12委託料には予防接種委託料2,506万3,000円等を計上し、ワクチン接種事業の取組をさらに進めてまいります。なお、本事業についても予算の繰越しを予定しております。

次に、40ページをお開きください。款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、節17備品購入費に現地活動用タブレット等を20万円計上しております。こちらについても予算の繰越しをさせていただいております。なお、財源につきましては、県補助金、農業委員会等交付金等を充当予定で、歳入予算に20万円を計上させていただいております。

次に、41ページをお開きください。目3農業振興費でございます。こちらの項目では臨時交付金の追加交付によりまして、本交付金を活用した事業を新規で計上しております。

節14工事請負費のうち、伊古の里管理棟屋外施設等整備工事に30万円を計上し、伊古の里管理棟の案内看板を整備するものでございます。

また、節18負担金、補助及び交付金に野菜等生産組織育成事業補助金88万円を計上し、農業者支援の一環として当該団体への焼き芋機の購入をするための補助金でございます。

また、谷津田米生産者組合補助金に198万円を計上し、こちらも当該団体へ谷津田米保管のための冷蔵庫を購入するための補助金として支出をいたします。

次に、42ページをお開きください。款7商工費、項1商工費、目2商工振興費でございます。節

18負担金、補助及び交付金に小規模事業者等事業再構築応援金277万5,000円を減額させていただいております。こちらでも臨時交付金を活用し、実施している事業でございますが、当初1事業所当たり15万円の応援金を支給させていただきましたが、当初の見込みより申請事業者数が少なかったため、申請があった事業者に対して7万5,000円を追加で支給させていただきたいと考えております。今回の減額補正につきましては、追加の応援金の支払いの後に発生する不用額について、277万5,000円を減額させていただくものでございます。

次に、43ページをお開きください。款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費でございます。節14工事請負費に町内全域補修工事350万円を計上させていただきました。こちらは繰越事業となりますが、町道4129号線舗装修繕工事でございます。和泉地区にあります泉福寺の進入路に係る舗装修繕の工事を予定しております。

次に、款10教育費についてご説明申し上げます。大きく飛びまして、47ページをお開きください。

項1教育総務費、目3教育振興費でございますが、節10需用費に消耗品費、学校保健特別対策事業245万円、また節17備品購入費に、備品購入費、学校保健特別対策事業360万円をそれぞれ計上させていただきました。こちらは学校保健特別対策事業でございますが、対象事業費の2分の1については国庫補助金として受入れ、残りの10分の1については臨時交付金を充当予定でございます。なお、本事業につきましても予算の繰越しを予定しております。

また、節18負担金、補助及び交付金でございますが、臨時交付金事業といたしまして、修学旅行における新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金に106万3,000円を計上しております。こちらは、小学校において予定していた校外学習の中止に伴い発生したバスのキャンセル料や中学校のスキー教室における感染防止目的のためのバスの増台に係る経費でございます。

次に、48ページの中段を御覧ください。小学校費でございます。節10需用費のうち、修繕料（維持補修分）、月小に57万2,000円を計上しておりますが、このうち52万3,000円について予算の繰越しを予定しております。内容につきましては、月の輪小学校における自動ドアの修繕となります。

次に、50ページの中段をお開きください。項3中学校費でございます。節10需用費のうち修繕料（維持補修分）に131万6,000円を計上し、このうち125万円について予算の繰越しを予定しております。内容につきましては、滑川中学校におけるエレベーターの修繕でございます。

次に、51ページをお開きください。項4幼稚園費、目1幼稚園費でございますが、節4工事請負費に幼稚園水遊び場（プール）改修工事に569万8,000円を計上いたしました。こちらにつきましても予算の繰越しをさせていただき、工事の内容につきましては、幼稚園の水遊び場の改修工事を実施するものでございます。

次に、55ページをお開きください。項6保健体育費、目2体育施設費でございますが、節10需用費のうち修繕料（維持補修分）に55万6,000円を計上しております。このうち総合体育館消防用設備の修繕料49万3,000円につきましては、予算の繰越しを予定しております。

次に、56ページを御覧ください。款12公債費でございます。こちらは、令和2年度町債の借入額の確定及び年度途中の利率見直しにより元金及び利子が確定したことにより、予算の補正をお願いするものでございます。

次に、款13諸支出金でございます。項2基金費、目1財政調整基金費でございますが、今回の9号補正においては、歳入予算の増額補正や歳出予算の減額補正により歳入予算の超過となりましたので、積立てといたしまして財政調整基金積立金に3億4,820万1,000円を計上しております。

また、57ページを御覧いただきますと、歳入予算の款11地方交付税でご説明させていただきました減債基金の積立てといたしまして、目2減債基金費に減債基金積立金1億5,191万9,000円を計上しております。

以上が一般会計補正予算（第9号）の主な内容でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時10分とします。よろしく願いいたします。

休 憩 （午後 1時57分）

再 開 （午後 2時10分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

吉野議員、質疑願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。よろしく願いします。

ページでいいますと、歳入ですから2ページです。款2地方譲与税、4森林環境譲与税についてですが、補正を192万2,000円入ってきております。森林環境譲与税が創設された背景は、皆さんご承知のとおり地球温暖化対策が主なもので、その運用は平成31年度から始まっています。今は、国が借入れをして都道府県及び市町村に配分しております。しかし、令和6年度から国税として森林環境税と名も変えまして、国民個人に年額1,000円を課税するという予定です。その徴収を市町村が行うことになっております。今国会でも他の議員からも森林の整備についての質問がありました。私は、そのやり取りを聞いた中では、なかなか町内での森林整備の方針が立っていないような感じを受けました。今後は国税として個人から徴収される税金で、自治体は用途を公表しなければなりません。また、一人一人が1,000円ずつ納めるわけですから、町民も関心が非常に高くなると思います。ちなみに、今、日本の森林の状況は、杉やヒノキなど人工林で、今、適正伐採期となる50年を超えた木が増えまして、そういうのを森林の高齢化というらしいのですけれども、これが問題となっています。私の裏の山でも、もう適正伐採期となったようなヒノキなどが非常にいっぱいあり

ますが、全然そのままの状態です。それと、森林が荒廃しまして、動物と人との境界がどんどんなくなってきました、野獣も人里へ出没してきているような現状にあります。

そこで、質問いたします。今、森林環境譲与税が交付され、基金として積み立てていると思いますが、まず金額を教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

現在の基金の積立額というご質問でございました。こちらにつきましては、令和2年度末の段階で284万円でございます。また、令和3年度、今年度末につきましては、本定例議会で補正予算のほうも上程しておりますが、予算の議決をいただいた場合につきましては、477万3,000円の基金の積立となる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 滑川町のホームページを見ましたら、平成30年の3月に作成しました、平成30年から西暦2028年の10年間の計画期間で、滑川町森林整備計画の内容が載っておりました。それを見ますと、整備計画というのは、はっきり10年間でしてございまして、この譲与税を使ったりすれば、10年後にそういった計画というのですか、すばらしい計画が、私見せてもらったらできるので、何も問題なくこれを計画に入れていけばいいと思う内容でした。計画の内容をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

市町村森林整備計画とは、市町村が5年ごとに樹立し、10年計画ということで計画をしてございます。森林所有者が行う伐採や造林に関する指針や森林関連施策の方針が定められている計画でございます。

滑川町森林整備計画では、生活環境保全及び保健文化機能等を定めることを軸に整備を進めることとなっております。所有者における山林の伐採届が提出された場合、この指針を参考に近隣住民に対する生活環境に影響を与えないようにすることや、森林伐採においても、地域の景観を損なわないように推進していくものとなっております。

町としまして、森林整備の方策については、農家という地域の担い手と言われる林業経営体の方が少なくなっております。まとまった面積の整備計画が進んでいないのが現状でございます。実際に森林環境譲与税を活用した事業実施をするためには大きな予算も必要となるため、現在、先ほど

総務政策課長がお話ししました基金化を行っております。事業の実施には、関係各課と協議の上、推進を図る予定でございます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 森林整備計画を見ますと、まず道路網の整備が不可欠な事業ですから、それをはじめ、間伐、人材育成、担い手の確保、木材の利用促進と普及啓発など、最終的な計画までちゃんとうたわれております。ぜひこの環境税が当然もう入ってきていますから、これは今、国がお金を借りてやっているだけで、これはもう積立てとしてできています、基金として。こういうお金がある程度見ながら、まとまったことではなく、まずは道路整備が不可欠、そういったものがないと山に入っていけないのです。山を管理するといっても、下刈りするといっても、全然入っていけないのです。そこで、やはり森林の中に町道が随分入っているのです。その町道がみんなやぶになってしまっていて、地主だって入っていけないのです。昔は確かにやりました、町のことで。ただ、今それをやる人が全くいないのです。私だけが一生懸命やるといっても、もう放置しあてである状態なので、どうにもならない。そうした中で、この町道とかがはっきりしないと、野獣の問題とか、いろいろ下刈りに行くにしても山に行けなかつたりします。そういった森林の中の町道整備についてどのようなお考えをしているか、お聞きしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔「暫時休憩して」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時18分）

再 開 （午後 2時19分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの再質問にご答弁させていただきます。

今現在、環境譲与税、こちらのほうに関して今現在考えている計画なのですけれども、公共施設の木質化、または谷津沼関係の間伐、この辺を考えております。今現在、趣旨として、そちらのところで、私ども道路ができるかというのが確認できていない状況でいます。道路を基金で使うということは、今現在はちょっと考えていないという状況でいますので、今後検討をさせていただきながら、できるようであればという形を考えています。今現在はそのような形で、公共施設の木質化、それと間伐ということを考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 課長がおっしゃるのは先の話で、何しろ山に入って木を切る。今、木材の利用と言いましたけれども、それはではどこの木材を利用するのですか。木材を切るには、滑川町ではなくてどこかのところから持ってくるのですか。だから、私は地元の木材を促進して、そういったことを、この間も職員が言っていましたけれども、急にそういうものには行かないのですよ。やはり森林の高齢化ではないけれども、木材はいっぱいあるのです。だから、それは何が不足しているかという、道路と人材育成、あと町のそういうものやっっていく上での計画づくりというのですか、その意気込みがないから間がないのです。急にため池といっても、ため池まで行けないです。だから、今、山が荒れているのだから、その辺を課長、私はずっと、今議会ではほかの議員も言っていましたけれども、前からこれ言っていましたよ。だけれども、全然前に進んでいない。見るとちゃんと計画はある、滑川町の森林整備計画。これは1から全部ありますよ。全部1からある。何で急に木材の利用というのですか。木材の利用にするには、駄目なのですよ、まず道路整備からしていかなくては。担い手とか。その辺どうですか。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

現在私ども町のほうで考えている中で、木材があるのは十分存じております。ただ、商品化するのに関しては、ちょっとはてなという形で今考えてございます。商品化するのに当たっては、やはり製品の材質の状況、ちゃんと管理されているかどうか、この辺あたりということで私どものほうは考えています。ただ単に木があるからそれを使うということは、ちょっと商品としてはできないのではないかなというふうに考えていますので、今の段階としては商品化される木材、こちらのほうを今現在は考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） ちょっと部分的にお話ししても全く前へ進みませんので、要は滑川町森林整備計画、これがありますので、これを段階的に進めていくということで、よろしく願います。これ以上私申しません。ただ、あれをきちっと計画をつくって、10年間でやりますと言っていますから、何かの成果を上げてください。よろしく願います。

次に、39ページ、款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費、節12委託料、小動物等処理委託料、これは道路のところにひかれてしまっている、そういった小動物の処理委託料の関係だと思っております。その関係でちょっとご質問させていただきます。

私も以前、ひかれている小動物がいます、役場に連絡をしたところ、すぐに処理をしていただきました。私も、そのままにすると、県道のところでしたので、非常に交通事故の原因ともなりかねないし、亡くなった動物も何回もひかれてしまっはかわいそうだということで、即座に電話して、県道ですが、町のほうでやっていただきました。

この委託業者との委託契約の内容をまず伺いたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野議員さんのご質問に答弁いたします。

小動物の収集運搬処理の委託でございますけれども、金額につきましては、収集運搬1件当たり3,500円ということでございます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） これは、町から業者のほうへ連絡して処理すると思うのですけれども、時間はどれくらい大体かかるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野議員さんのご質問に答弁いたします。

連絡から処理までの時間ということでございますけれども、平日であればすぐに処理をしていただくようにお話ししています。ただ、土曜日とかは3時までしかそちらのほうはやっておりませんので、日直等から生活環境担当のほうに連絡があって、その後その収集運搬業者のほうに連絡してやってもらっています。また、日曜日とか祝日等については、翌日の対応になってしまっているのですけれども、一応連絡までの時間というのはそういう形でやっております。よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 今ちょっと聞き取れなくて申し訳なかったのですけれども、役場の閉庁日とか午後、夜間などは、土日とかでも本当はしていただきたいのですけれども、これは無理ということよろしいのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野議員さんのご質問に答弁いたします。

先ほど言いましたように、土曜日、閉庁のときには対応できるのですけれども、日曜日、祝日については委託業者のほうにやっておりませんので、どうしても翌日の対応ということになってしまっております。一応そのようなことをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 最後ですけれども、これは道路であれば、県道であれ町内にある国道であれ、連絡をすればそれは処理していただけるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野議員さんのご質問に答弁いたします。

県道と国道のほうは県の土木事務所のほうが担当しておりますけれども、住民の方はそういうことは特にご理解ないので、町のほうに連絡が全て来まして、町のほうからそのように連絡をさせていただいて処理のほうをさせていただいています。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 次に移ります。40ページです。款6 農林水産業費、項1 農業費についてですが、予算書には載っていないのですけれども、ちょっと関連していますので、お願いしたいと思います。

先般、農業委員会から遊休農地のアンケートが来しました。内容を見ると、田と畑の4筆において耕作していないので、今後どういうふうになるかとの内容でした。その中で、3筆において、現に田んぼとして耕作しているのに、していないという内容でした。私は農業委員会へ行き聞いたところ、地域の農業委員が調査した内容なので、再調査させますとのことでした。私は地元の農業委員に現地を見ていただきました。その際に、農業委員から、町からもらった資料が見にくくて分かりづらいとの話がありました。また、同じ地域の方なのですが、やはり間違った内容なので町に行ってきましたという話も伺っています。その人は、通知を受けた住民は全く非がないのに、こちらから出向いて行って、そういった間違いをされたのでは困りますと、もっと正確に、町なのだからやってもらわないと困りますというふうに念を押されました。もっと正確に調査ができる方法を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 服部農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 農業委員会事務局長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

農業委員会の遊休農地アンケート調査の質問に対してですけれども、本年度の遊休農地に関するアンケート調査は、国からの指示により前年度と大きく変わりました。以前は新たに遊休農地になった箇所、または遊休農地になりそうな農地への調査を行い、該当年度にアンケート調査を実施するものでございました。しかし、本年度は町内全域の遊休農地になっている農地に対しても再調査

を実施し、所有者にその農地に対する今後の意向調査、これを実施させていただきました。このため調査対象も多くなったというのが現状でございます。町内を4班体制にしながら、農業委員さん、そして農地利用最適化推進委員さんの皆様で現地のほうを調査していただきました。調査を行うに当たっては、事務局で図面を用意させていただきました。4班各班に1部ずつ、紙のベースなのですけれども、図面をお渡ししてございました。そんな中で、図面を見るのに不慣れな方、こちらの方もいらっしゃいましたので、もし何かこちらで不都合、もしくはここは分からないのだよということがあったら何なりと事務局に話してくださいと、そういうお話をしながら調査のほうをしていただきました。そんな中で、ちょっと不明な点のところではこういうような結果になってしまったのだと思います。

この調査は来年度、そのページのほうに載っていますけれども、タブレットを今回買わせていただくような形になります。そちらのほうで補助金を活用した電子化、そしてタブレットで、さらに間違いのないような対応を推進していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 私も地元の農業委員さんと現地へ行って見ていただきました。あれっという内容ですよ。「ここだったの」と言うから、「ここですよ」という話をして、それほど町から渡された資料が不明瞭なのか、私ちょっと上から航空写真を見せていただきましたけれども、ちゃんと地図には筆みたいに赤く切ってあって、そこが何で耕作しているというのはすぐ分かりますよね。だから、何でそういうものを農業委員さんに渡さないのか。あんなに地形だって全く違う、ちゃんと地形だってあるわけですから、それが4筆あって、うちが3筆間違っていて、近所の人にたまたま、私、議員やっているから、「あれを間違えられちゃって、俺驚いちゃって町へ行ってきたんよ」と言ったら、「いや、間違いでしたという話」だと言うのです。だけれども、こんなことが。それで、文書が農業委員会から、どうするのですかと、耕作していないではないですかという、そういう内容です。相手にとってはびっくりするものです。こういったことを安易に行うことではないし、おわびも町民にしてもらいたいぐらいです、本当に。もっと真剣にやってもらわないと、町の行政なのですから、税金を納めている住民がいます。雇われている職員がいます。もっと真剣にやっていただかないと困ると思います。

それで、どのような資料を渡したのかお聞かせください。

○議長（瀬上邦久議員） 農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 農業委員会事務局長、吉野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

図面のほうに関しては公図、そして農地等が分るように着色をして入れた図面でございます。そ

ちらがA0で冊子になっている図面でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質疑願います。

○13番（吉野正浩議員） 今回はいろいろ反省材料にしてもらって、タブレットで今後はやる、現地で分かるようにするということですので、公図とかを渡されてもなかなか現地と合わないものもあると思いますので、航空写真で見るものなんかだとすぐ、耕作しているかしていないかぐらい分かりますので、そういったものを情報提供して、なるべく正確な調査をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。質問をよろしくお願いたします。

まず、補正予算全体なのですけれども、歳入のほうで大きくプラスになったのが個人町民税、そして地方交付税、合わせて約3億円近いプラスということだというふうに思います。歳出のほうで一番大きいのが財政調整基金への繰入れ3億4,000万円です。そういうことなのですけれども、これで財政調整基金合計で幾らになるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

財政調整基金の残高でございますが、令和2年度末におきましては約4億2,000万円の残高ということでございます。今回3月補正予算において非常に大きな額を補正しております。こちらの額を合算いたしますと、3年度末の残高については、およそ8億5,000万円の残高を予定しております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 財政調整基金については、いざというとき、災害等の非常に大変なときには、やっぱり準備しておかないと駄目だというようなことで町長もおっしゃっていました。今回このコロナ禍の中で、いわゆる災害に近い住民生活の困窮が続いているわけですけれども、財政調整基金をこれだけ積み上げるというのは、今後何か予定をしていらっしゃるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど阿部議員さんの質問にもございましたように、吉田町長におかれましては、万が一の災害に備えてということで、財政調整基金4億円から5億円を目標に、この間数年をかけて積み立ててまいりました。今般、大きな金額を財政調整基金のほうに積み立てるものにつきましては、ご承知のとおり、コロナ禍においてなかなか事業ができなかったということが大きな要因ではございますが、今後の歳出面におきましても大きな支出のほうが見込まれております。

1点目といたしましては、消防組織の改編に伴います常備消防への負担金の金額でございます。こちらが今後かなり負担額、消防施設を整備するための整備費ということで、一時的にかなり負担が増えるという想定がございますので、そのためが1点でございます。もう一点目といたしましては、ごみ処理の関係が非常にやはり今後かかってくるということがございますので、万が一に備え積立てをさせていただいているところでございます。

財政を預かるところからいたしますと、財政調整基金というものは、あればあるほど非常に心強いものではございます。しかしながら、無駄に積み立てておく必要もないということも承知しております。今後の予想を鑑みながら今回積立てをさせていただきましたということで、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） この状況の中で、必ずしもこれだけの財調を積み上げる必要があるのかなと率直に思います。もっと住民生活、また事業者への支援などを強化することも、一方では重要なことではないかなというふうに思うのです。残念ながらそういったようなことにはならなかったわけですが、この財政の在り方について、これからどんなふうにして、来年度はどんな状況になるのか、また予想もつかないわけですが、こういったコロナがずっと続いていって、この町の状況もなかなか改善しない状況があるわけですから、そういうところにもっと支援の手を差し伸べる、そういった方策も必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 吉田町長、答弁願います。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、阿部議員の質問に答弁を申し上げます。

財調につきましては、今、課長からお話があったとおりでございます。私は、もともと財調につきましては、必要以上に積んでおく必要はない、多くある場合は、それはやっぱり町民福祉の向上に回すべきだと今まで財調の考え方は考えてきました。しかし、近年の自然災害、そうしたものを見たとき、本当に2億円や3億円では、大きな災害が来たときはとても対応しきれないということで、最低4億円から5億円は必要だというふうに思っておりまして、それを目標に積立てをしたわけでございます。

そして、近隣の町村の状況もいろいろ財調を調べさせていただきました。やっぱりうちの町と嵐山町は、この辺では一番財調が低いわけでございます。そうした中で、私も阿部さんの言うとおり、コロナ禍で大変住民が苦勞しているということでございますから、そうした面へのいろんな対応、そうしたものに積み上げた財調を、私は取り崩してでも、それは今後も対応してまいるという覚悟でございます。取りあえず8億円という額まで積み上げましたけれども、それを8億円死守をするというような考えは毛頭ございません。必要に応じて取り崩しをして、町民の命と健康を守る、そういったものには大いにまた取り崩しをして利用していくという考えでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） これからの6月補正などでも、いろいろ各課でも検討していただいて、積極的に、今、町長さんおっしゃったような、必要に応じては財調も取り崩すというお話でしたので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

続きまして、26ページのパートナーシッププラン作成業務委託ということで出ております。この前、全協だと思えますけれども、このパートナーシッププランの概要版が提出されました。以前、私も質問させていただいて、パートナーシップ制度についてのお考えについてお聞きしたことがあったと思うのです。そのときには、このプランをつくる段階で検討するというようなお話だったのですけれども、どうなったのかちょっと教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんからのご質問に答弁をさせていただきます。

パートナーシップ制度の導入に関しましては、ご承知のとおり、近年様々な自治体のほうで導入が進んでいる状況でございます。ここ比企郡においても東松山市のほうで制定をしております。今回のパートナーシッププランの作成に当たっては、私からは担当のほうに、パートナーシップ制度の導入に関してしっかりここで位置づけるようにというようにお話をさせていただきました。具体的にいつからという年度に関しての明記のほうはなかったように記憶をしておりますが、町においては、引き続きこの制度を導入していく前提で進めてまいっておりますので、その点ご理解をいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） ということは、このパートナーシッププランが22年から31年という計画になっていますけれども、これにかかわらずそういった制度についての導入を検討していくということではよろしいですか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、この導入に関しましては、なるべく早期に導入したいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） よろしく申し上げます。

続いて、42ページ、商工振興費の、ちょっと先ほど説明があったのですが、もう少し詳しくこの小規模事業者等事業再構築応援金のことについて、今後の予定についても併せて教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問にご答弁させていただきます。

今年度こちらの小規模事業者等事業再構築支援金ですけれども、第1弾としまして、令和3年7月10日から11月30日まで、こちらの期間で15万円の支払いを行っておりました。そんな中で121件の申請がございました。その予算がまだありましたので、そんな中、次にどうしたらいいだろうというお話も協議をさせていただきました。そして、追加支援ということで、今回121件の方々にさらに追加交付しますよという話で、7万5,000円追加交付をさせていただきました。現在2月3日から3月22日まで申請を行っているのですけれども、あと、ちょっとすみません、手元の資料がなくて申し訳ないのですけれども、たしかあと6件ほどまだ出ていないという状況でございます。電話等で申請のほうをお願いしますというふうにお話をしているところでございます。ただ、こういうご時世なので、役場から電話をかけたものに対して、勧誘の電話かと思われるような形もちょっと取れているので、そんな中、ちょっと苦慮しているところでございます。あと何件が申請が出ていませんので、さらに推進していく予定で考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 15万円支援したところにプラスして7万5,000円ということなのですね。

分かりました。非常に大切な支援だというふうに思います。121件の申請でということだったのですけれども、なかなかやはり申請する方々があまり多くないというようなことだというふうに思うのですが、この申請期間というか、7月から11月というようなことでやられて、その後まだまだコロナが続いてきているわけなのですけれども、その後のことについては何かご検討されていますか。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に回答させていただきます。

昨年度、そして本年度という形で小規模事業者の方の応援をしてまいりました。来年度も交付金のほうの予算で計上ができるかどうか、今現在のところはちょっと協議中でございますが、できることならば来年も行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願ひます。

○14番（阿部弘明議員） その際にちょっと検討していただきたいのですが、農業者が今非常に困難な状況に陥っています。もう継続できないというような話も出ているぐらいなのです。米価が下がって、様々なものが値上がりしているというようなことで、苦勞されているということなのですけれども、そこへの支援というのは、特に取り立てて検討はされていませんか。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願ひます。

〔「ちょっと休憩」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時54分）

再 開 （午後 2時55分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

産業振興課長、答弁願ひます。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

来年度予定している農業者のことのほうなのですが、来年度予算としまして、水稻の育苗の機械、葉です、箱施用剤という形になっているのですが、そちらの補助のほうを考えてございます。今ちょっと金額のほうに関しては若干調整中ですので、追加補助、今まで500円補助をさせていただいたのですが、さらに追加補助というふうを考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願ひます。

○14番（阿部弘明議員） 様々な国からの交付金が今どんどん削られようとしているのが実態なのです。そういったような政策で農業が守れるのかというのは本当に危惧するのですが、心配なのですが、町がやはり応援していくと。本当に今必要だというふうに思うのです。これが今やられ

ないと、本当に農業を断念してしまう方が続出してしまうのではないかなという気がするのです。そういったようなことで、来年度については本当に思い切った支援をしていただくようお願いしたいというふうに思います。

これいろんな自治体で、農業を基本にした様々な自治体があるわけですがけれども、そういったところでも、やはり支援策いろいろ検討して実施していますので、ぜひそういったようなことをこの町でもお願いしたいというふうに思います。これは要望です。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

上野葉月議員、質疑願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

まず、12ページ、歳入なのですけれども、町税、個人のところが補正額で1億1,158万円ということで、かなり大きな額がプラスで補正されています。これは、個人の方は想定よりもコロナの影響が少なく、収入が減収された方が少なかったという解釈をしてよいのかなと思います。そういう解釈でよいかということと、あと一方で、法人についてはプラスの補正がされているのですが、厳しめに見た額に対して補正は少額です。ということは、法人の方々のほうがコロナの影響を大きく受けて減収が大きかったというふうに読んでいいのかどうかということをお聞きします。

○議長（瀬上邦久議員） 税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、上野議員の質問に答弁いたします。

まず、個人、所得割の増額の件なのですけれども、議員がおっしゃったことプラス12月の補正予算編成時は、9月末の時点の調定額が予想より伸びていたことによるものでした。しかし、調定額が増えているとはいえ、コロナ禍であるために徴収率を85%と低く見込んでいた予算でした。今回の補正予算でございますけれども、12月末の調定額がまたさらに伸びていまして、コロナの影響も、議員がおっしゃるとおり、見込みよりも受けていないということが思われ、徴収率も95%ということでしたため、1億1,000万円の増額補正となった理由でございます。

また、法人につきましては、景気の回復も若干あると思われたのですけれども、それほど12月末の時点の調定のほうもそれほど伸びがなかったということでしたので、法人のほうは均等割、法人税割とも補正をしなく、滞納繰越分だけの増額補正ということでさせていただきました。

以上、答弁いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 分かりました、ありがとうございます。新型コロナの感染症もそうですが、

経済への影響というものも、なかなか計り難いものがあるのかなと思います。今年の実績を見ながら、また思い込みを外しつつ計画を立てていていただきたいと思います。

次、16ページについて伺います。16ページの教育使用料のところ、体育館使用料なのですが、マイナスで補正が出ているのですが、体育館は、結局のところ本年度はどれくらい体育館として使用できたのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

こちらの体育館使用料は総合体育館の使用料になりますが、総合体育館につきましては、ご存じのとおり新型コロナワクチン接種の集団接種会場として使用させていただきました。その期間については、当然総合体育館は使用できていませんので、実際に総合体育館、スポーツ施設として使用できた期間はかなり短くなります。実際にどれくらいの利用率、利用団体、利用日数があったかというのは、今手元に資料がございませんので、後ほど確認してからご報告させていただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。滑川町は大きな体育館がこの1つしかないのに、ずっと使えないでいるということは、あまり慣れてしまっただけとはいけないことかなと思います。なるべく体育館として使えるようにという努力も続けていただきたいなと思います。

そして、同じこの項目なのですが、体育関係の使用料が軒並み減額になる中、文化スポーツセンターだけがプラスの補正が入っているのですが、これはどういう理由によるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

文化スポーツセンターの使用料なのですが、屋外のテニスコートの使用が主な使用用途となりますので、コロナの影響はあまりなかったということと、あとは文化スポーツセンター2階の一部をいちご保育園のほうにお貸ししていただきましたので、その使用料が収入されたことによって今回3月補正で増額の補正をさせていただいたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

それから、20ページをお願いします。寄附金のところで、新型コロナウイルス対策寄附金52万円とあるのですが、今議会で寄附金の一覧を見せていただいたのですけれども、以前よりも多いのかなという印象を受けました。そして、ここに項目が入っているのですけれども、これはどのように、ためるのか積み立てるのか、そしてどのように使っていくのか、計画があれば教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

補正予算書の38ページを御覧いただきたいと思います。こちら予防費の關係の予算でございますが、この中に国県支出金、地方債、その他ということで、歳入の科目がございます。この一番下のところですか。（寄）ということで、新型コロナウイルス対策寄附金52万円のほう、こちらのほうに充当させていただいているという内容でございますので、お読み取りをいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。「企画」という言葉も入っているので、何かに特別に使っていくのかななどと思ったのですけれども、通常業務の中に入れ込んでいくというところで、承知しました。

それから、次の質問です。ちょっとページが分からないのですが、34ページ辺りになるのかなと思うのですけれども、新型コロナの自宅療養者に対して食料を給付するという事業が、年度途中から恐らく始まっているかと思うのですけれども、それはどういう費用で行っているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

新型コロナウイルスの陽性者の自宅療養者に対する食料支援につきましては、コロナの交付金を財源にいたしまして、健康福祉課所管の予算で執行してございます。当初の予算で見込んでおったところ、陽性者の爆発的な増加に伴いまして、予算が足りなくなったごとに予備費から充当させていただいて、今回の補正予算ではそこには入っておらないのですが、対応させていただいておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ちなみに滑川町では、1人か1世帯当たりか、幾らぐらいの予算でどんなものを送っているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

配布させていただいている食材につきましては、初めは県のサンプル的なものを写真等で見せていただきまして、それを受けて町としても、まずはおかず的にはレトルトの食品、それとカップ麺、あと温めて食べられる御飯類、あとは缶詰、その他必要に応じて、乳幼児がいらっしゃるご家庭につきましては、粉ミルク等も最近配布をし始めたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 1セット当たりの費用はわかりますか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員の質問に答弁いたします。

費用的には、町の業者さんからまとめて納品をさせていただいて、ストックをさせていただいております。その都度、その世帯数、家族人数に応じて配布をしておりますので、改めまして1世帯当たりの費用というのは計算しておらないのですが、お一人住まいの方もおりますし、6人、7人家族の方もいるということで、世帯によっては金額的にはまちまちになるかと思われま

以上、答弁いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。大体1人当たり幾らぐらいになるかなというのは、事情によって送る量も変わってくると思うのですけれども、大体どれくらいかというのは、できれば把握しておいていただきたいかなと思います。

次の質問に移ります。42ページ、先ほども質問が出た項目なのですけれども、小規模事業者等事業再構築応援金、マイナス補正で277万円というところについてです。この応援金なのですけれども、たしか昨年も行って、余りが出たように記憶しています。もう一度同じような応援金をするのであれば、少し内容を修正してということの話もあったように思うのですけれども、応募が121件、そして同じ対象者に対して追加で7万5,000円を支給したということで説明をお聞きしました。この事業対象者なのですけれども、やはり一つのもので条件設定をしていって対象を決めていくところの中で、同じような困窮度合いでも、漏れてしまう方、漏れてしまう事業者というのが何かしら出てくるのではないかなと思います。そして、同じやり方を去年、今年、また来年というふうに同じ条件設定で繰り返した場合、もらえる方は、条件の中に当てはまって支給を受けることができ、一方で何かしらの理由で少し条件を外れる方、あるいは全くこちらの行政のほうで観点として見落としているところで、困窮の程度はあるのに漏れてしまう方というのが、やはり発生し続けてしまう。漏れる方は漏れ続け、そして該当する方は該当し続けるというようなことが起きてく

るのではないかなと思います。応募件数というか対象事業者が予想よりも伸びてこないというところも、そういうところももう一度考え直したほうがいいのではないかなと思います。再度、もし来年もこういったようなことをするのであれば、少し切り口を変えた支援策というのを検討すべきだと思っています。

お伺いしたいのですが、今年度行ったこの応援金に対する事業評価というのはどのように評価されていますか。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

昨年度の支援金、こちらのほうに関しては10万円でございました。そして、持続化給付金等もございましたので、基本的にはこちらの小口の10万円に関しては、20%以上50%未満という形で対象者をしていたと。今年度に関しては10%以上減対象です。そういった形で、昨年と今年と変わった形で事業を実施していたと。昨年度に関しては、たしか90件近くだったと思います。そして、今年度が121件という形ですので、昨年度の事業評価をした関係で今年度はこういう形で計画をしたというふうに考えて行ってございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） では、昨年度のことを踏まえ今年度の事業再構築応援金の仕組みをつくって実施して、効果は十分にあったという評価を持っているということでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの質問にご答弁させていただきます。

昨年度を踏まえて今年度を考えてこういう形で行ってまいりました。そういった形で、さらに私ども町内の業者さんがおおよそ500か600という形の中を考えながら行ってきた次第なのですけれども、そうした中で申請の増減に関しては個々のものなので、私どもが十分把握できていないという状況の中で、こういった形でできればなというふうな考え方で踏まえて、今回申請件数も増えたということになっておりますので、事業は、昨年から比べると成功したのではないかなという形で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） これ昨年90件、今年121件の方が申請をして応援金を受け取っているとい

うところで、効果がないとかそういうことを言っているのではないのです。こういう対策をして応援金を受け取る町内事業者の方がいると。それは事業としてよい事業だったと思います。

事業者に対する助成金というのは国のほうでもかなり出しておまして、有名なところで雇用調整助成金であるとか、あとほかにも複数の事業者向けの助成金というのは出ています。雇用調整助成金も一部、本来はコロナの影響ではなく、倒産するような企業の延命に使われてしまっているというような問題点や、それから事業者に対する助成金が、条件が合致しないのか、どういう理由かは分からないですけども、国のほうでも少しだぶついているというような話もあります。そして、コロナの経済的な影響というのはあるものの、やはり2年たって少し局面が当初とは変わってきているという面も確実にあると思います。なので、地方創生臨時交付金を使うのかどうかというところは、これからお考えになると思うのですけれども、このような事業者向け応援金を設定する際は、また同じというか、目的や効果というものを、同じようなものを繰り返すのではなくて、新たな状況を考えた上で、また来年度について考えていただきたいなと思います。

それと、最後になのですけれども、今年度の地方創生臨時交付金というのは総額で幾らになるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

地方創生臨時交付金の関係でございますが、実は今議会の全員協議会のほうで報告をしようかということで財政担当のほうと話し合いを行いました。しかしながら、まだ歳出の関係等も含めまして事業費が確定していないということで、報告については新年度6月、もしくは9月ということで延ばさせていただきました。現在手元に資料がございませんので、報告することはできませんが、後に必ず報告をさせていただくという予定でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 臨時という名前がつくだけあって、複数回に分けてきたり、金額がよく分からないというか、総額が分からないところでお聞きしました。では、固まったところでまたお知らせいただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第9号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

もう一度確認します。起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員でございます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時30分とします。よろしくお願ひします。

休 憩 （午後 3時21分）

再 開 （午後 3時30分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

先ほどの上野葉月議員の質問に対する答弁について、澄川教育委員会事務局長より発言を求められておりますので、これを許可します。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

先ほどの上野議員のご質問の中に、総合体育館の稼働日数についてご質問がありましたが、確認をさせていただきました。今年度ですが、約100日の稼働日数となっています。総合体育館につきましては、年末年始以外はほぼフルで稼働している施設でございますので、大体平年の3分の1以下の稼働日であったということです。

また、使用料の収入見込みなのですが、この直近の3年間の平均が約3万円ぐらいです。それに比べて今年度の収入見込みが約5,000円となりますので、そちらについても平年から見れば大きく減額となっているのが現状です。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第14、議案第14号を議題とします。

事務局長より朗読願ひます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第14号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定についてをご説明申し上げます。

予算書1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

議案第14号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,779万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,685万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田 昇

4ページからの歳入歳出予算事項別明細書にて今回の補正の主なものをご説明を申し上げたいと思います。

歳入につきましては、款1国民健康保険税は、収納見込額に合わせました減額となります。

款5国庫支出金は、新型コロナウイルスの影響による保険税減免に対する国庫補助金の増額であります。

また、款6県支出金は、保険給付費の財源を確保するための県補助金の増額となります。

5ページの歳出のほうになりますけれども、款1総務費については、不用額の精査による減額となりまして、款2保険給付費は、医療給付費の執行見込みによる増額の補正、款6保健事業費は、こちらも執行見込みによる減額を行います。

また、款7基金積立金においては、財政調整基金への積立てのための予算を計上いたしました。

詳細につきまして、6ページ、歳入からご説明を申し上げます。

初めに、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税でございますが、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分を合わせまして、現年度課税3,368万円を減額補正し、3億3,156万円とするものでございます。減額の主な理由につきましては、一般被保険者の加入者の減少並びに収納見込額の減少によるものでございます。

次に、款5国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害臨時特例補助金として92万5,000円を補正いたします。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて国民健康保険税の納付が困難となった世帯に対し減免を行っております。減免を行った額の10分の6を国からの補助金として収入をいたします。

次に、款6 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金でございますが、60万1,000円を追加し、12億6,870万円とするものでございます。こちらは、節2 特別交付金であります保険者努力支援分並びに特別調整交付金の交付額確定による増額でございます。特別調整交付金には、先ほど保険税減免を行った後の国庫補助金分10分の6の残りの10分の4が県補助金として含まれております。また、特定健康診査等負担金分は、交付額確定により減額をいたします。

次に、7 ページ、款10 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金でございますが、補正額1,213万7,000円を増額し、7,653万3,000円とするものでございます。こちらは、保険基盤安定繰入金、金額の確定、出産育児一時金並びに財政安定化基金事業費繰入金の増額となるものでございます。

続いて、款12 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、目1 延滞金でございますが、補正額202万3,000円を追加いたします。こちらは、一般被保険者の延滞金収入の増額が見込まれるための増額でございます。

続いて、項5 雑入、目1 一般被保険者第三者納付金ですが、22万2,000円を増額いたします。こちらは、交通事故等の第三者行為により生じた保険給付について、町の国保が立て替えた医療費分を加害者から納付いただくものでございます。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出の主な内容につきましてご説明を申し上げます。9 ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費でございますが、目1 一般管理費と目2 国民健康保険団体連合会負担金を合わせまして、補正額112万1,000円を減額いたします。主なものとして、節12 委託料、レセプト点検委託料は契約額確定により74万円を減額いたします。そのほかにつきましては、不用額の精査により減額するものでございます。

次の項3 運営協議会費でございますが、こちらも国保運営協議会運営費の不用額の精査を行い、23万9,000円の減額を行います。

次に、10ページの中段、款2 保険給付費、項4 出産育児諸費ですが、出産育児一時金を補正額178万7,000円の減額といたします。支給実績見込額の減少によるものです。

続いて、11ページをお願いいたします。款6 保健事業費、項1 保健事業費でございますが、目1 保健衛生普及費と目2 保養事業費を合わせまして、計の欄、補正額92万3,000円を減額いたします。主な項目といたしまして、節18 負担金、補助及び交付金の人間ドック補助金は、受診者の増加が見込まれるため30万円の増額を行い、また保養所利用補助金は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして利用者が減少したため69万9,000円の減額を行います。

続いて、項2 特定健康診査等事業費でございますが、補正額559万9,000円を減額し、1,054万8,000円とするものでございます。減額の主な理由ですが、節13 委託料、保健事業委託料として特定健康診査を実施しておりますが、こちらコロナ禍の中で大幅に受診者が減少する見込みのため、

減額をさせていただいております。

次に、12ページ、款7基金積立金、項1基金積立金、目4財政調整基金積立金でございますが、新たに1,000万円を積み立てます。保健事業費納付金、保険給付費の支払いなど、財源が不足した場合の準備資金として基金への積立てを行います。

最後に、款11予備費でございますが、補正額1,812万5,000円を減額いたします。こちらは、今回の補正予算額に関わる歳入歳出差引きを予備費において調整するものでございます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第15、議案第15号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第15号 令和3年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

議案第15号 令和3年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,826万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,370万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田 昇

予算書4ページからの歳入歳出予算事項別明細書にて今回の補正の主なものをご説明をいたします。

歳入につきましては、款1保険料は、保険料基準額の引下げによる減額、款4国庫支出金、款5支払基金交付金、款6県支出金の全てにおきまして、国、県等の交付金額確定によりまして減額を行うものでございます。

次の5ページ、歳出につきましては、款2保険給付費、款5地域支援事業費につきましては、最終的な執行見込額によりそれぞれ減額を行うものでございます。

詳細につきましては6ページの歳入からご説明申し上げます。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料でございますが、現年度分特別徴収、普通徴収を合わせまして1,117万4,000円の減額となります。こちらは、第8期計画にて介護保険料の改定を行い、保険料基準額の引下げを行った結果、当初見積額を下回りましたので、減額いたします。

次に、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金でございますが、補正額5,464万7,000円を減額し、計1億5,125万1,000円とするものでございます。減額の理由といたしましては、負担金交付額の確定によるものでございます。

次の、項2国庫補助金につきましては、各種介護サービス事業費を賄うための国からの交付金でございますが、交付額確定により総額で7ページの上段の計2,159万6,000円を減額いたします。主なものとして、6ページの目1調整交付金2,111万円の減額でございます。

次に、7ページの中段、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金ですが、補正額の計6,653万1,000円を減額いたします。

なお、目1介護給付費交付金は6,698万6,000円の減額、目2地域支援事業支援交付金に45万5,000円の増額となります。こちらも交付額の確定により増減額を行うものでございます。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金になりますが、補正額2,474万6,000円を減額するものでございます。こちらも負担金額の確定による減額となります。

次の項3県補助金になりますが、地域支援交付金全体で補正額の計42万8,000円を増額いたします。こちらも補助金の確定による増額となります。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出の主な項目についてご説明を申し上げます。9ページをお開きいただきたいと存じます。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費でございますが、それぞれ増減額をいたしまして、目1 居宅介護サービス給付費は7,000万円の減額、目3 地域密着型介護サービス費は6,000万円の減額、目5 地域介護サービス給付費は2,000万円の減額、目9 居宅介護サービス計画給付費は100万円を増額いたします。これらの補正の理由でございますけれども、今年度の執行見込額の精査による予算措置でございます。

次の10ページ、項2 介護予防サービス等諸費でございますが、こちらも介護サービス等諸費と同様に、今年度の執行見込額の精査を行い補正をいたしました。

目1 介護予防サービス等諸費は200万円の減額、目2 地域密着型介護予防サービス給付費は138万9,000円の減額となります。

次の項4 高額介護サービス等費でございますが、目1 高額介護サービス費において被保険者への給付に不足が生じるため、補正額90万円を増額いたします。

続いて、11ページ、項6 特定入所者介護サービス等費でございますが、今年度の執行見込額の精査を行いまして、特定入所者介護サービス費を補正額1,600万円を減額いたします。

続いて、款5 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、155万円の追加をさせていただきまして、12委託料、介護予防ケアマネジメント委託料5万円の増額、節18負担金、補助及び交付金の訪問型サービス事業費に100万円の減額、通所型サービス事業費は250万円の増額をいたします。これらは利用者の増減を見込みました補正となります。

続いて、12ページ、項2 一般介護予防事業費、続いてその下段、項3 包括的支援事業・任意事業につきましても、いずれも介護予防のための事業予算で、各種健康教室や講演会開催のための予算となっております。しかし、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言の発令、まん延防止等重点措置が出された影響で、これらの介護予防事業の縮小、または中止にせざるを得ない状況になりました。今回の補正にて減額計上いたしましたので、ご説明させていただきます。

一般介護予防事業のうち、講師謝金113万8,000円の減額は各種健康教室の中止によるもので、次の一般介護予防事業委託料30万3,000円の減額は、体操教室等の中止によるものでございます。

下段の包括的支援事業・任意事業のうち、理学療法士報償費、医師報償費は、訪問指導の縮小によるもので、次の認知症初期集中支援チームへの報償費につきましても同様の理由で減額をいたしました。

次の13ページ、講師謝金7万円の減額は、病気別料理教室の縮小、下段の講師謝金8万円の減額は、認知症サポーター養成講座並びに高齢者見守りネットワーク講演会の中止によるものでござい

ます。

最後に、14ページ下段、款9 予備費でございますが、1,092万5,000円を減額補正いたします。こちらにつきましては、今回の補正予算額に関わる歳入歳出の差引きを予備費にて調整するものでございます。

以上で介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問します。

9ページ……

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、ちょっといいですか。

◎会議時間の延長

○議長（瀬上邦久議員） ここで、時間の関係もございまして、お諮りをしたいと思います。

本日の会議時間を議事の都合により時間の延長をしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

○議長（瀬上邦久議員） すみません、上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 9ページをお願いします。歳出なのですけれども、保険給付費のところ、目で1、3、5と軒並みかなり補正額が大きくなっているのですが、ご説明で執行見込額の精査による補正ということでお聞きしたのですけれども、もう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（瀬上邦久議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、上野葉月議員の質問に対しまして答弁をさせていただきます。

項1の介護サービス等諸費につきましては、各目におきまして減額をさせていただいたものでございます。当初予算におきまして、これらのサービス給付費について十分なる予算措置をさせていただいております。不足額が起きないようこういった措置をさせていただいているものでござい

すけれども、今回の補正に関しましては、支出負担行為済額の10月審査分までの分と、それから1か月分の審査分と、その5か月分を足しまして、そこから当初予算の金額を引いた金額を、今回3月補正において減額をさせていただくような、そんな措置をさせていただきました。そういったことで、全てのものが減額、または足りないところについては増額という具合になっておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上になります。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 見込みで予測を立てての予算立てだと思しますので、差が出てくるというところは仕方がないことだと思うのですが、今回その見込みと大きく差が出たことの要因のよなものは何だとお考えですか。

○議長（瀬上邦久議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、上野葉月議員の再質問に答弁したいと思います。

今回のこういった減額の額が多くなった理由なのですが、先ほど申したとおり、当初予算については十分な予算を組ませていただいております。その要因といたしましては、国、県からの補助金をいただくというような、そういった都合もございまして、十分なる予算を確保するということで、担当者のほうで毎年予算を組み立てて、要望といいますか予算立てをさせていただいております。

それと、もう一点は、やはりコロナ禍の感染の拡大によりまして、サービスの利用を控える方も少なからずいらっしゃったと思います。そういったこともありまして、今回のこういった大幅な減額をせざるを得ないという結果になったと思っておりますので、お願ひしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。ご説明ありがとうございます。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 令和3年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決しました。

◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第16、議案第16号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第16号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページ目をお開き願いたいと存じます。

議案第16号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,351万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田昇

予算書4ページからの歳入歳出予算事項別明細書にて今回の補正の主なものを申し上げます。

歳入につきましては、款1後期高齢者医療保険料は、保険料の増収が見込まれるための増額、款4繰入金は、一般会計からの繰入金額確定による減額を行います。

次の5ページ、歳出につきましては、最終的な予算執行見込額により款1総務費、款3諸支出金については減額を行い、款2後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の増収見込みにより増額補正をいたします。

詳細につきましては、6ページ、歳入からご説明を申し上げます。

初めに、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料でございますが、目1特別徴収保険料、補正額176万9,000円の増額、また目2普通徴収保険料は、227万7,000円を同じく増額いた

しまして、計404万6,000円の増額となります。こちらは、現年度課税分におきまして被保険者増加による調定額の増加が見込まれるためでございます。

次に、款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、補正額223万2,000円の減額となります。こちらは、節2保険基盤安定繰入金として一般会計からの繰入額の確定によるものでございます。

続いて、ページの下段、款6諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金には1万5,000円の増額、項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金は17万円を減額いたします。

続きまして、歳出についてご説明いたします。8ページをお開きいただきたいと存じます。

ページの中段、款1総務費、項3介護事業費、目2保養事業費として補正額40万円を減額するものでございます。減額の理由といたしましては、国民健康保険と同様、新型コロナウイルス感染拡大の影響で保養所利用者が減少する見込みのためでございます。

次の、款2後期高齢者医療広域連合納付金ですが、補正額500万円を増額いたします。保険料の増収見込額と保険基盤安定負担金を合わせまして埼玉県広域連合へ支払いを行います。

続いて、9ページ、款3諸支出金、項1償還金になりますが、補正額10万円を増額いたします。保険料還付のための増額となります。

最後に、款4予備費でございますが、補正額221万1,000円の減額となります。こちらも今回の補正額に係る歳入歳出差引きを予備費において調整するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第17、議案第17号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第17号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議定についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,165万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億6,544万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、4ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございますけれども、流域下水道事業債の限度額を260万円減額し2,090万円に、公営企業移行債の限度額を1,000万円減額し830万円にそれぞれ変更するものでございます。

次に、8ページをお開きください。主な歳入についてご説明申し上げます。

款1分担金及び負担金、目1下水道事業分担金ですが、74万5,000円を減額補正し、計44万3,000円といたしました。下水道区域外接続が想定より少なかったことによるものでございます。

次に、項2負担金、目1下水道事業負担金ですが、169万円を増額補正し、計319万1,000円といたしました。山林、田畑等の宅地による猶予解除による増額でございます。

次に、款8町債、目1下水道事業債ですが、1,260万円を減額補正し、計2,920万円といたしました。流域下水道事業債を充てる流域下水道建設負担金の額が確定したことと、公営企業会計移行債を充てる公営企業会計移行業務が確定したためでございます。

次に、9ページをお開きください。主な歳出についてご説明申し上げます。

款1総務費、目1一般管理費1,010万円を減額補正し、計2,752万6,000円といたしました。減額の主な理由は、節12委託料、公営企業会計移行業務の確定等によるものでございます。

次に、款1総務費、目1管渠維持管理費ですが、281万5,000円を減額補正し、計1億3,554万9,000円といたしました。減額の主な理由は、節14工事請負費、マンホールポンプ施設改修工事については、ポンプの延命措置により改修工事を延期したため、必要額を減額するものでございます。

次に、10ページ、款2事業費、目1建設事業費ですが、263万8,000円を減額補正し、計2,181万円といたしました。減額の主な理由は、節18負担金、補助及び交付金、市野川流域下水道負担金、金額確定のため263万8,000円を減額するものでございます。

次に、中段、款4諸支出金、目1下水道事業基金ですが、386万円増額補正し、計386万1,000円といたしました。今後の下水道事業の財源として基金に積み立てるものでございます。

次に、下段、款5予備費ですが、3万8,000円を増額補正し、計1,325万3,000円といたしました。

下水道の説明については以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第18、議案第18号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第18号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の議定についてご説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出それぞれ9,837万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、6 ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

款1 分担金及び負担金、目1 農業集落排水分担金ですが、70万円を減額補正し、計210万円といたしました。令和3年度中の新規加入者が想定より減少したため、見込み1名分を減額いたしました。

次に、7 ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。

款1 施設費、目1 維持管理費ですが、115万円を減額補正し、計4,330万3,000円といたしました。減額につきましては、節12委託料、処理施設及び中継ポンプの保守点検費の確定によるものでございます。また、節11の役務費、農業集落排水処理施設汚泥引抜き費については、汚泥の増加により75万円の増額といたしました。

次に、款2 農業集落排水事業費、目2 施設建設費ですが、70万円を減額補正し、計394万5,000円といたしました。公共ます設置工事費の減額によるものでございます。

次に、款5 予備費は115万5,000円を増額補正し、計416万8,000円といたしました。

農業集落排水事業特別会計補正については以上でございます。ご審議のほどをよろしく願います。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第19、議案第19号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第19号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の議定についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ816万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,192万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、4ページをお開きください。第2表、地方債補正でございますが、下水道事業債の限度額を10万円減額し、300万円に変更するものでございます。

初めに、本議案の内容でございますが、歳入につきましては、公設浄化槽設置基数を14基から9基と減らしたことにより分担金及び使用料を減額し、国庫補助金、県費補助金、町債におきましては事業減となるため減額させていただくものでございます。

歳出につきましては、公設浄化槽設置基数の減によりまして、施設管理費及び施設整備費を減額させていただくものでございます。

それでは、説明書において説明させていただきます。8ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。補正額の減額は、いずれも設置基数減によるものでございます。

款1 分担金及び負担金、目1 設置分担金61万6,000円の減額補正をし、計97万5,000円といたしました。公設浄化槽設置分担金でございます。

款2 使用料及び手数料、目1 浄化槽使用料77万3,000円を増額し、1,104万7,000円といたしました。現年及び過年度分の使用料となります。

節1 浄化槽使用料ですが、収入見込みより13万円増額いたしました。節2 浄化槽清掃料ですが、汚泥の引き抜き量が当初の推定より増加したため64万3,000円を増額いたしました。

款3 国庫支出金、目1 国庫補助金449万3,000円を減額補正し、計417万5,000円といたしました。

款4 県支出金、目1 県補助金373万2,000円を減額補正し、256万8,000円といたしました。

続いて、9ページをお開きください。款8 町債、目1 下水道事業債、10万円を減額補正し、300万円といたしました。

次に、10ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。

款1 総務費、目1 総務管理費6万4,000円を減額補正し、552万2,000円といたしました。事務事業の確定によるものでございます。

次に、款2 施設管理費、目1 浄化槽管理費56万5,000円を減額補正し、1,946万2,000円といたしました。設置基数の減によるものでございます。

次に、10ページ下段の款3 施設整備費、目1 浄化槽整備費ですが、854万7,000円を減額補正し、計1,119万1,000円といたしました。全て設置基数の減によるものでございます。内訳は、節14 工事請負費433万4,000円の減額、浄化槽設置工事費でございます。

次に、11ページ、節16 公有財産購入費148万1,000円の減額、公設浄化槽購入費でございます。節18 負担金、補助及び交付金273万2,000円の減額、転換促進奨励補助金でございます。

続いて、款6 予備費、目1 予備費につきましては100万8,000円を増額補正し、計326万4,000円といたしました。

浄化槽事業については以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第20、議案第20号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、議案第20号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）

の議定についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条 令和3年度滑川町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和3年度滑川町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入、第1款事業収益3億5,385万5,000円、マイナス139万7,000円、3億5,245万8,000円。

第1項営業収益3億3,883万6,000円、マイナス139万7,000円、3億3,743万9,000円。

支出、第1款事業費3億7,273万6,000円、マイナス606万5,000円、3億6,667万1,000円。

第1項営業費用3億5,918万円、マイナス366万5,000円、3億5,551万5,000円。

第2項営業外費用1,225万6,000円、マイナス240万円、985万6,000円。

2ページをお願いします。

第3条 令和3年度滑川町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,726万2,000円は、当年度消費税資本的収支調整額503万7,000円、建設改良積立金8,222万5,000円で補てんするものとする。）

以下、同じく順に読み上げさせていただきます。

収入、第1款資本的収入1,218万3,000円、マイナス64万9,000円、1,153万4,000円。

第2項加入金932万8,000円、マイナス64万9,000円、867万9,000円。

支出、第1款資本的支出1億2,854万1,000円、マイナス2,974万5,000円、9,879万6,000円。

第1項建設改良費8,611万1,000円、マイナス2,974万5,000円、5,636万6,000円。

令和4年3月1日提出

滑川町長 吉田 昇

今回の補正ですが、収入は収入見込額が減額となることが明らかなものについて、支出は委託や工事などで執行済みにより残額が確定しているものなどについて予算の精査をし、整理することが主な目的です。

それでは、主なものについて事項別明細書でもってご説明させていただきます。9ページを御覧いただきたいと思います。令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）事項別明細書です。

収益的収入から、第1款事業収益、項1営業収益、目2受託工事収益は、今年度の受託工事の事案がなく、予定もないため減額するものです。

款1事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益は、総額で89万7,000円の減額を計上いたしました。節1加入金をはじめ、節2量水器取付料及び節3手数料中、設計審査手数料、完成検査手数料が今年度のこれまでの実績から案分して、当初算定していた件数に達しない見込みのため、収入が望めない分について減額調整いたしました。

次に、下の欄、収益的支出です。次ページにわたって不用額の精査及び請負費の執行残額などの整理による減額が主なものです。

10ページの中ほど、目2配水及び給水費、節6修繕費については、190万円の増額を計上させていただきます。埋設管の漏水等の修繕費用になります。毎年、漏水事案が多くなってきており、本年度においても支出が進み、既に予定の予算を消化しております。現在も漏水の起きやすい時期にあり、緊急の修繕に備えるために予算を確保する必要があると考え、今年度実績より案分し、不足が想定される分の予算を準備しておくため補正をお願いするものです。

次に、11ページをお願いします。下の欄、資本的収入です。款1資本的収入、項2、目1、節1加入金は、収益的収入の予算と二分して計上しておりますので、同額の64万9,000円の減額を計上させていただきます。

下の欄、資本的支出です。こちらは全て請負費の残額などの不用額を整理したものです。款1資本的支出、項1建設改良費として総額で2,974万5,000円を不用額として計上いたしました。

主な項目についての説明は以上となります。

また5ページに戻りますが、今年度末の予定額を記しました貸借対照表についても、補正によって当初からの内容に変動を生じますので、参考に添付してございます。説明については割愛させていただきますが、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上で補正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第21、議案第29号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第29号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてご説明いたします。

提案理由でございますが、埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについての協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

改正の内容でございますが、お手元でございます新旧対照表を御覧ください。埼玉県市町村総合事務組合の規約、別表の第1及び第2に規定しております「埼玉県都市競艇組合」の名称を、それぞれ「埼玉県都市ボートレース企業団」に改めるものでございます。

地方自治法では、一部事務組合が規約変更をするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。また、協議については、関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないとされておりますので、議会の議決を求めますのでございます。

なお、施行は令和4年4月1日でございます。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第29号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号～議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第22、議案第21号 令和4年度滑川町一般会計予算の議定についてから日程第29、議案第28号 令和4年度滑川町水道事業会計予算の議定についてまでの8議案を一括議題とします。

本8議案について、予算審査特別委員会委員長より審査報告を求めます。

予算審査特別委員会、吉野正浩委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔予算審査特別委員長 吉野正浩議員登壇〕

○予算審査特別委員長（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。予算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

今定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託になりました議案第21号 令和4年度滑川町一般会計予算の議定についてをはじめ、特別会計予算の議定について6件及び水道事業会計予算の議定についての合計8議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算審査特別委員会は、会期日程に従い、去る3月7日、8日の2日間にわたり開催し、審査が行われたところであります。

審査に当たっては、一般会計予算を各常任委員会ごとに、また特別会計予算6件と水道事業会計予算についても、それぞれの担当者から説明を受けた後、各委員の一問一答方式によって細部にわたる審査を行いました。

その詳細につきましては、議長を除く全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることを省略させていただき、後刻、会議録によりご承知おきくださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみをご報告申し上げます。

まず、議案第21号 令和4年度滑川町一般会計予算の議定についてにつきましては、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和4年度の各特別会計予算でございますが、議案第22号 令和4年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定についてにつきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 令和4年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について、議案第24号 令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について、議案第25号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計予算の議定について、議案第26号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算の議定について、議案第27号 令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計予算の議定についてにつきましては、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さらに、議案第28号 令和4年度滑川町水道事業会計予算の議定についてにつきましても、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。執行部におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等については十分意を用いられ、事務の執行に当たられますようお願い申し上げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより議案第21号から議案第28号までの8議案に対する討論に入ります。討論ありませんか。北堀議員。

〔9番 北堀一廣議員登壇〕

○9番（北堀一廣議員） 9番、北堀です。議長に発言のお許しをいただきましたので、討論を申し上げたいというふうに思います。

ただいま委員長のほうから詳細な説明がございました。私もそれを尊重して、もちろん賛成でございます。今回の予算審査特別委員会におかれましては、非常に各議員の方から本当に熱心に質問をいただき、そしてまた執行部の方からも適切な説明、答弁をいただいたところでございます。本当にすばらしい予算審査特別委員会になったのかなというふうに感想を述べさせていただきました。大変どうもありがとうございました。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして討論を終結します。

これより日程第22、議案第21号 令和4年度滑川町一般会計予算の議定についてから日程第29、議案第28号 令和4年度滑川町水道事業会計予算の議定についてまでの8議案を一括採決します。

本8議案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本8議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号及び議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第30、請願第1号 加齢性難聴者への補聴器助成の実施に関する請願を議題とします。

請願第1号につきましては、文教厚生常任委員会委員長より審査報告を求めます。

文教厚生常任委員会、菅間孝夫委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔文教厚生常任委員長 菅間孝夫議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（菅間孝夫議員） 請願第1号、文教厚生常任委員会委員長審査報告。11番、文教厚生常任委員会委員長の菅間孝夫です。議長の命により請願審査報告を申し上げます。

文教厚生常任委員会に付託された請願第1号 加齢性難聴者への補聴器助成の実施に関する請願書の件について、会議規則第94条第1項の規定により、次のとおり審査の結果を報告します。

3月3日午後3時10分より、役場議場において文教厚生常任委員会を開きました。出席者は、文教厚生常任委員7名の出席の下に慎重に審査をいたしました。

委員から、滑川町においても100歳を迎える長寿の方が毎年おり、これからは人生100年の時代にもなる。高齢者であっても健康長寿であり、社会に貢献しようという人もおります。しかしながら、加齢性の難聴により生活する上で事故に遭遇することもある。補聴器をつけることによりそれらのリスクを減らし、また鬱や認知症の予防のため、世帯の所属状況等も考慮しながら補聴器の購入補助を必要と考えられるという意見や、補聴器をつける場合、医師の診断や補聴器相談員、認定補聴器技能者への事前相談、アフターフォローも必要との意見が寄せられました。

このような状況を踏まえ、文教厚生常任委員会に付託された請願第1号 加齢性難聴者への補聴器助成の実施に関する請願書の件についてを審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより請願第1号に対する討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。この請願は委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 4時38分）

再 開 （午後 4時38分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎日程追加

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

ただいま町長から諮問第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第1、諮問第1号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

吉田町長より提出諮問の説明を求めます。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、追加提案をいたします諮問の提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号 滑川町人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現在の石川正美委員の任期が、令和4年6月30日をもって満了するに当たり、引き続き石川正美さんを推薦したいもので、

議会の意見を求めるものでございます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思ひます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出諮問の説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより諮問第1号 滑川町人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、諮問第1号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 （午後 4時42分）

再 開 （午後 4時42分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎日程追加

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

ただいま阿部弘明議員ほか3名から議員提出議案、発議第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第2、発議第1号を議題とします。

事務局長より朗読願ひます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

提出者の阿部弘明議員に提出議案の説明を求めます。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。決議の朗読をもって提案とさせていただきます。よろしくをお願いします。

ロシアによるウクライナ侵略を断固糾弾する決議

2月24日、ロシアはウクライナへの侵略を開始した。この行為は明らかにウクライナの主権及び領土の保全を侵害し武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。力による一方的な現状変更は断じて認められない。

この事態は欧州にとどまらず日本が位置するアジアも含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

さらにプーチン大統領は「核部隊の戦闘警戒態勢命令」を出し、核兵器による威嚇を始めた。この侵略戦争が核戦争に発展する可能性を示唆している。核戦争に勝者はいない。このことは唯一の戦争被爆国である日本国民が最もよく知るところであり「非核三原則」として国是としているところである。

滑川町は世界の恒久平和と非核三原則の堅持を謳った「非核平和都市宣言」を宣言している町の本議会はロシア軍による侵略行為を非難し、ロシアに対して即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求めるものである。さらに、核戦争につながりかねない核兵器による威嚇をやめ、核兵器の使用禁止を強く求めるものである。

日本政府に対してはあらゆる外交資源を駆使してウクライナの平和を取り戻すことを要請する。
以上決議する。

滑川町議会

令和4年3月9日

滑川町議会議長 瀬上 邦久 様

提出者	滑川町議会議員	阿部 弘明
賛成者	同 上	北堀 一廣
賛成者	同 上	吉野 正浩
賛成者	同 上	菅間 孝夫

以上であります。よろしくをお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を断固糾弾する決議を採決します。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程追加

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

ただいま菅間孝夫議員ほか6名から議員提出議案、発議第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第3、発議第2号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

提出者の菅間孝夫議員に提出議案の説明を求めます。

〔11番 菅間孝夫議員登壇〕

○11番（菅間孝夫議員） 11番、菅間孝夫です。それでは、朗読をもって代えさせていただきます。

発議第2号

令和4年3月9日

滑川町議会議長 瀬上 邦久 様

提出者	滑川町議会議員	菅間 孝夫
賛成者	同 上	上野 葉月
賛成者	同 上	井上奈保子
賛成者	同 上	上野 廣
賛成者	同 上	高坂 清二
賛成者	同 上	紫藤 明
賛成者	同 上	瀬上 邦久

加齢性難聴者への補聴器助成の実施に関する意見書（案）の提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

それでは、意見書の案を朗読します。

加齢性難聴者への補聴器助成の実施に関する意見書（案）

現在日本では、70歳以上の高齢者の半数は、加齢性の難聴者と推定されています。加齢性難聴は日常生活を不便にし、生活の質を落とすだけでなく、放置することで認知機能が低下し、認知症の発症リスクの大きくなるとされています。日本補聴器工業会の調べでは、9割近い方が「補聴器使用で生活の質が改善した」と答えています。

しかし、補聴器は非常に精密な医療機器であり、購入には片耳で3万円から20万円、両耳だとその倍の費用が掛かる為、年金生活をする高齢者には大きな負担になります。そのため、日本では補聴器所有率が14.4%と諸外国に比べて圧倒的に低い状況です。また、自分に合わない補聴器を所有している人が、自分に合った補聴器を改めて購入することは大きな負担になるという調査結果も出ています。

滑川町では、「滑川町健康づくり行動宣言」で「みんなが健康で長寿の町」を目標のひとつに掲げています。加齢性難聴が増えていく中、高齢者が社会で活躍し働いていくには、補聴器が必需品になります。また、加齢性難聴によるうつや認知症の高齢者を出さないようにするためにも、この宣言に大きく沿った補聴器購入の助成は必要だと考えます。

よって滑川町議会は、町に対し、障がい者手帳取得に至らない加齢性難聴者による補聴器購入のための助成の実施について、早期実施を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

令和4年3月9日

埼玉県比企郡滑川町議会

議長 瀬上 邦久

滑川町長 殿

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより発議第2号 加齢性難聴者への補聴器助成の実施に関する意見書（案）の提出について

を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の送付につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書の送付は議長に一任することに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（瀬上邦久議員） 日程第31、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付した申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

◎退職者挨拶

○議長（瀬上邦久議員） ここで、今年度3月31日限りで定年退職されます木村会計管理者兼会計課長にご挨拶をお願いいたします。

木村会計課長、お願いします。

〔会計管理者兼会計課長 木村俊彦登壇〕

○会計管理者兼会計課長（木村俊彦） 会計管理者兼会計課長の木村でございます。定年退職に当たり、議員の皆様方のご配慮により議場という神聖な場所において挨拶の機会を与えていただきましたことに、心より感謝申し上げます。

毎年9月には、この場で1時間近く決算報告にお付き合いをいただいておりますが、もとより挨拶が得意なほうではありませんので、本日は5分間ほどお許しをいただけたらと思います。

私が滑川町に入庁したのは昭和60年のことです。最初は教育委員会の社会教育係として埋蔵文化財の保護を担当しました。当時は大型の開発計画がめじろ押しで、特に丘陵地を生かしたゴルフ場

の造成が盛んでした。滑川町でも東松山カントリーの9ホール増設工事やおおむらさきゴルフコース、当時は滑川嵐山ゴルフコースと呼んでおりましたが、その27ホールの新設工事、また森林公園駅南における土地区画整理事業など進行中の開発計画が数多くございました。それらの工事に先立ち、開発事業者との調整、発掘調査が私の仕事でありました。平成3年、文化財の担当が2名体制になると、それ以降は同じ文化財でも天然記念物のミヤコタナゴの保護を主に、通算23年間にわたり教育委員会でお世話になりました。大半を教育委員会でお世話になった私ですが、通算で14年間、町長部局の3つの課でもお世話になりました。初めての異動は農業委員会の事務局で、平成12年からの3年間お世話になりました。続く平成15年からの5年間は、吉田町長の下、秘書広報担当ということで仕事をさせていただきました。埼玉国体の開催に伴い、天皇陛下をはじめ皇族方の行幸啓なども多い時期で、貴重な取材を経験させていただきました。そして、平成20年、再び教育委員会のエコミュージアムセンターへの異動となり、ここでの7年間は、森林公園にご協力をいただき、ミヤコタナゴの野生復帰に取組をさせていただきました。その後1年間、図書館での勤務を経て、平成28年から現在の職、会計管理者兼会計課長として6年間、通算37年間にわたり滑川町の職員としてお世話になりました。

今、改めて振り返ってみますと、今日まで関わり方は様々でしたが、いろんな意味でミヤコタナゴとともに歩んできたように思います。入庁後間もなく生息の公表を皮切りに教育委員会在職中には人工繁殖の開始、シンボルマークの制定、タナゴ館、エコミュージアムセンターの建設、広報を担当した5年間は取材で、そして現在、元文化財担当として農業遺産に関わらせていただくなど、まさに町づくりへと視野を広げてくれたミヤコタナゴとの出会いでした。最後のこのコロナ禍だけは想定外でしたが、最後まで歴史や文化を生かした町づくりに関わることになり、忙しくはありましたが、充実した職員生活でした。

4月からは再任用職員としてお世話になる予定でございますが、これまでの経験を生かし、滑川町の魅力発信に少しでもお役に立てればと考えております。変わらぬご指導をお願いいたします。

最後に、議員の皆様方のますますのご健康とご活躍を祈念し、言葉まとまりませんが、退職を前にしてのお礼の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございました。

ここで、滑川町議会より退職記念の花束を贈りたいと思います。贈呈につきましては、井上奈保子議員よりお願いいたします。議員席の前までお進みください。

〔花束贈呈〕(拍手)

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございました。

お戻りください。

◎閉会について

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（瀬上邦久議員） ここで、吉田町長よりご挨拶をお願いいたします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たりまして一言お礼の挨拶を申し上げます。

本議会におきましては、令和4年度一般会計予算をはじめ全30案件を慎重審議賜り、原案どおり可決いただきまして、深く感謝申し上げます。

会期中に議員各位よりいただきました提案2件に対しましては、十分参考にさせていただき、町政の執行に当たってまいる所存でございます。

新型コロナウイルス感染症による経済活動や私生活への影響は、依然として続いておりますが、3回目の新型コロナワクチン接種も始まり、職員一同がより一層新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んでまいる決意でございます。

議員各位におかれましては、年度末を迎え、ますますお忙しいことと存じますが、お体に十分ご留意をいただき、ご活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会に当たってお礼の挨拶といたします。

ただいまこの3月で定年退職を迎えます木村会計管理者兼課長におきまして、今ここでご挨拶をいただいたわけですが、議員の皆さんに大変かわいがっていただき、大変ありがとうございました。私からも感謝を申し上げます。

木村管理者におかれましては、4月以降は再任用ということで、また町のほうをいろいろお手伝いをいただけるということでございますので、引き続きよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

そして、私ごとで大変恐縮でございますけれども、一応申し上げたいというふうに思いますので、お聞き取りを願いたいというふうに思います。今年は町長選挙の年でございます。ちまたでは、この次、町長はどうするのだろうかというような意見もささやかれているというようなお話も聞いております。私も5期20年間の任期が10月3日をもって終わるわけでございます。以後、私は立候補し

ないということで、ここで退任表明をしたいというふうに思います。5期20年間、本当に歴代の議員各位、そして町民の皆さん、そして職員の皆さんの大変なるご協力をいただきまして職務を遂行することができました。心から感謝を申し上げる次第でございます。

私は、公約として掲げてまいりました政策、幾つもあるわけでございますが、特に私が力を入れてきたものは、基幹産業である農業の、いわゆる田んぼの地域の基盤整備、これは全てやるのだということで取組をしてきましたけれども、これは私は大方、大きい圃場、大きいところはできたというふうに思っております。これも本当に地権者の皆さんの大変なるご協力があったことでございます。

そして、私が特に力を入れてきました、いわゆる子育て支援ナンバーワン、日本一の町づくりをするということで、子育て支援ナンバーワンの町づくりに取り組んできたわけでございます。そして、それには給食費の無償化、18歳までの医療費全ての無償化、こういったものを実施をさせていただきました。その結果、金も大変使いました。しかし、私は結果が出ているというふうに思っております。合計特殊出生率、これは埼玉県内で過去15年間のうちほとんどが、1回か2回ほかの町村に首位を譲りましたけれども、あとは毎年埼玉県でトップというような合計特殊出生率のすばらしい成果が出ているというふうに思っております。そうしたいわゆる事業につきましても、議員の皆さん、そして町民の皆さんから温かいご支持をいただいたおかげだというふうに思っております。初めの当選をしたときは4本柱ということで、環境、福祉、平和というような4本の柱を立ててまいりましたが、その後、健康づくり行動宣言ということで、健康づくりの柱を1本加えまして、5本の柱に肉づけをする行政の運営をさせていただきました。

20年間という長い間でございますから、いろいろございました。しかし、曲がりなりにも、まあまあできたかなというふうに思っております。今年私は7回目のえとを迎えたわけでございます。7回目と申しますと84歳という年齢でございます。こうして84歳まで健康で皆さんとお付き合いできたということに、本当に心から感謝を申し上げます。この20年間は、私の人生にとって最良の人生であった。そして、すばらしい議員さん、町民、そして職員に巡り会えたということで、心から感謝をしているわけでございます。

後任につきましても、私は後継指名とかそういうことは申し上げません。AI、そうしたいわゆる人工知能、デジタル、そうしたものに詳しい若い皆さんが、ぜひ挑戦をしていただければありがたい。そうした中で、私が今までやってきた政策、これらに協力をしていただけるというような候補者が出た場合には、応援はしてまいりたいというふうに思います。

本当に20年間お世話になりました。ありがとうございます。心から感謝を申し上げて退任の表明といたします。町民の皆さんからいろいろお聞かれをしましたら、この次は町長は出ないそうです、はっきり申し上げていただきたいというふうに思います。

大変長い間お世話になってありがとうございました。貴重な時間ありがとうございました。(拍

手)

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして、第231回滑川町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午後 5時09分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月9日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員